

② 令和元年第4回定例会

(12月10日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和元年第4回益城町議会定例会目次

○12月10日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第12号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第13号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について	6
日程第5 議案第131号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）	9
日程第6 議案第132号 令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9
日程第7 議案第133号 令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）	9
日程第8 議案第134号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）	9
日程第9 議案第135号 令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	9
日程第10 議案第136号 令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）	9
日程第11 議案第137号 益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	9
日程第12 議案第138号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	9
日程第13 議案第139号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第14 議案第140号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第15 議案第141号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第16 議案第142号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第17 議案第143号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第18 議案第144号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9

日程第19	議案第145号	益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
日程第20	議案第146号	益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
日程第21	議案第147号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の一部変更について……………	9
散会		……………	18

○12月11日（第2日）

出席議員	……………	19
欠席議員	……………	19
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	……………	19
説明のため出席した者の職・氏名	……………	19
開議	……………	20
日程第1	総括質疑……………	20
散会	……………	47

○12月12日（第3日）

出席議員	……………	48
欠席議員	……………	48
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	……………	48
説明のため出席した者の職・氏名	……………	48
開議	……………	49
日程第1	一般質問……………	49
	7番 吉村建文議員……………	49

1 都市計画について

- (1) 四賢婦人記念館について、オープンして7カ月が経過したが、月平均の入場者数はどうなっているのか。
- (2) 1カ月の経費は平均でいくらかかっているのか。
- (3) 四賢婦人記念館に行くための道路拡張計画はどうなっているのか。
- (4) 潮井自然公園の整備について今後どのような計画になっているのか。また、これまでに整備に費やした金額はいかほどか。

2 教育問題について

- (1) 10月から幼保無償化が始まったが、多くの子育て世帯に喜ばれる一方で、無償化に対する誤解や疑問の声も上がっている。町はそのような声を把握してい

るのか。

- (2) 放課後児童クラブについて、益城中央小学校では、児童数が年々増えてきており、学童保育の教室をも一つ増室すべきとの声もあがっているが、町はどのように対応をする予定か。

3 防災・減災について

- (1) 10月の台風による被害のうち、内水氾濫が各地で起きたことを受け、国土交通省が浸水想定区域を示した「内水ハザードマップ」の作成を進めるよう通知があったと聞いているが、本町の取組みはどうか。
- (2) 4月に全戸に配布したハザードマップの利用法をもっと住民に明示した方が良いと考えるが、町の取組みは。
- (3) 学校を中心とした地域の防災教育、たとえばマイタイムラインの導入等、町は考えているのか。
- (4) 第6次益城町総合計画の中で、防災士養成事業として今年度予算が計上してあったが、来年度以降、予算の計上がしていないが、これはどういう事なのかお伺いしたい。

6番 松本昭一議員 …………… 62

1 企業誘致への取組みについて

- (1) 首都圏・近畿圏などでのトップセールスの取組状況について

大企業が集中する首都圏・近畿圏などでのトップセールスにおいて、どのように取り組まれているのか。具体的な取組みとしてどうされているのか伺う。

- (2) 企業訪問の状況について

熊本県との連携状況やどのような企業へ訪問されたのか伺う。

- (3) 具体的な成果の見直しについて

具体的な企業の進出等はあるのか。企業誘致における成果の見直しについて伺う。

2 益城町都市計画マスタープランの見直しについて

- (1) 都市マスタープランの見直しの進捗状況とその方向性について

都市マスタープラン見直しの現在の進捗状況と見

直しの方向性について伺う。

- (2) 都市計画マスタープランの見直しに係る企業誘致との連動について

企業誘致政策と連動して都市マスタープランをどのように見直そうとしているのか伺う。

3 番 上村幸輝議員 …………… 68

- 1 経済効果に活かすための、益城町の観光スポットや名所にすべき場所の現状と課題について

(1) 行政として、この町の経済効果に活かすべき観光スポットや名所にすべき場所として認識している場所はどこか。

(2) 四賢婦人記念館の利用状況はどうか。

(3) 潮井自然公園の整備が止まっているようであるが、どうなっているのか。

(4) 震災遺構の保存状況や防災教育など、その活用状況はどうなっているのか。

(5) 飯田山自然公園の管理や利活用状況はどうか。

- 2 幼保無償化を受けての、町立の保育園・幼稚園の現状と課題について

(1) ここ3年間の待機児童数はどうか。

(2) 幼保無償化を受けて、幼稚園より保育園の入所希望者が増えるのではないかと思うが、現時点での申し込み等を含めた状況はどうか。

(3) 現在、町立の幼稚園・保育園が7施設あるが、施設ごとの本来の教諭や保育士の定数及び利用者の定員と、実際の人員配置状況はどうなっているのか。

(4) 幼保無償化に伴い、町営の幼稚園・保育園の自治体としての負担額はどれくらい増えているのか。

8 番 甲斐康之議員 …………… 81

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入助成を

加齢によって難聴となり生活に支障をきたしているが、中度・軽度の難聴は身体障がい者の規定聴力に該当せず、法による補助の対象外になっている。加齢性難聴者への支援が、認知症予防との関係で注目されている。今後、高齢者の増加や生活状態の悪化で自治体に対して加齢性難聴者の補聴器購入への補助を求める取組みがなされており、助

成に取り組む自治体も広がっている。益城町でも助成を始めてはどうか。

2 国民健康保険税の改善について

国民健康保険税（医療分）について、国保税が高く、引き下げを望む声がある。

(1) 18歳以下の「均等割」を廃止すること

所得に関わらず世帯あたりの国保加入者の人数に応じて子どもなどにも均等に負担する「均等割」は廃止すべきと考える。

(2) 「平等割」の見直しを

所得の多少に関わらず平等に負担する金額であるが、低所得者への負担が大きい。益城町では他の市町村に比べ高くなっており、見直しすべきと考える。

(3) 国庫負担増額を国に要請すること

国保の負担が重く、全国知事会は国に1兆円の支援を求めている。町においても負担軽減に向け公費負担を国に要請すること。

11番 野田祐士議員 …………… 91

1 子どもたちの成長と町の公園整備における現状と課題そして展望について

(1) 20年前と比較すると子どもたちの外遊びの時間が極端に少なく、それに伴い運動能力の著しい低下がみられる。改善すべき重要なことではないか。どう考えているか。

(2) 周辺の市町村を通ると公園整備が進んでいると感じる。もっと子どもたちや保護者が安心して遊んで学べる公園整備を行っていくべきではないか。

多くの要望が寄せられている、早急に考えていかなければならないと思うが如何か。

2 町の中心市街地における現状と展望について

(1) 町中心地の現時点での状況と課題をどのように捉えているか、また今後の予定はどうか。どのような構想があり、計画し、いつまでに実行していくのかを具体的に教えていただきたい。町民の意見をどのように取り入れ、反映させていくのか。

(2) 現在の位置に町庁舎を再建するにあたり、様々な問

題や課題も多いと考えるが、どう捉えているか。

3 益城町の復旧事業における現状と展望について

(1) 町の復旧事業における現時点での進捗状況はどうか。
また今後の予定は遂行できていくのか。

(2) 町の復旧事業を鑑みれば土木事業や建築事業等の建設関連事業が著しく多い。現在、派遣職員の応援に助けられているが、事業の円滑な進捗のためには技術職員の確保及び育成が急務となる。育成には時間が必要となることから、技術職員を増やしておくことが重要だが如何か。

9番 榮 正敏議員 …………… 102

1 認知症対策について

この認知症問題は、私が昨年から継続して質問をしているが、今現在の取組みはどのような対策を取られているか、初期状態における、早期発見、早期治療と以前答弁されていたが、本人申告はなかなか難しい問題であるがゆえに、今本町ではどのような政策で早期発見に対応しているか伺う。

2 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業と、宅地復旧支援事業について

現在、町内各地で行われている大規模崩落防止事業と宅地復旧支援事業における、全体の工事計画総数と発注率（総数）、及び各工事の進捗率の状況について伺う。

3 各復旧・復興支援事業の事業化適用要件に該当しない各地の被災している様々な案件について

大規模崩落防止事業・宅地復旧支援事業にも事業化適用条件に該当せず、未だに宅地や畑や山腹等々のとり残された復旧工事が、本町において把握している事案は何件あるのか、また、今後どのような対策を考えているか伺う。

散会 …………… 110

○12月17日（第4日）

出席議員 …………… 111

欠席議員 …………… 112

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …………… 112

説明のため出席した者の職・氏名 …………… 112

開議	112
日程第1 常任委員会委員長報告	112
日程第2 議案第148号 工事請負契約の変更について	122
日程第3 議案第149号 工事請負契約の変更について	124
日程第4 議案第150号 工事請負契約の変更について	124
日程第5 議案第151号 工事請負契約の変更について	125
日程第6 議案第152号 工事請負契約の変更について	126
日程第7 議案第153号 工事請負契約の変更について	129
日程第8 議案第154号 工事請負契約の変更について	130
日程第9 議案第155号 工事請負契約の変更について	131
日程第10 議案第156号 工事請負契約の変更について	132
日程第11 議案第157号 工事請負契約の変更について	133
日程第12 議案第158号 工事請負契約の変更について	133
日程第13 議案第159号 工事請負契約の変更について	135
日程第14 議案第160号 工事請負契約の変更について	136
日程第15 議案第161号 公有財産の取得予定価格の変更について	136
日程第16 議案第162号 公有財産の取得予定価格の変更について	137
日程第17 議案第163号 公有財産の取得予定価格の変更について	138
日程第18 議案第164号 教育委員会教育長の任命同意について	139
日程第19 議員派遣の件	140
日程第20 閉会中の継続調査の件	140
閉会	141

12 月 10 日（火曜日）

令和元年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和元年12月10日午前10時00分招集
2. 令和元年12月10日午前10時00分開会
3. 令和元年12月10日午前11時05分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第12号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第13号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について
 - 日程第5 議案第131号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第132号 令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 議案第133号 令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第8 議案第134号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第9 議案第135号 令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第136号 令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第11 議案第137号 益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
 - 日程第12 議案第138号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
 - 日程第13 議案第139号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第140号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議案第141号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第142号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議案第143号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第18 議案第144号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第19 議案第145号 益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第146号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第147号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の

一部変更について

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	後藤奈保子君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	田上勝志君	危機管理課長	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	深江健一君
住民保険課長	坂本祐二君	福祉課長	塘田仁君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	松永昇君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君
公営住宅課長	河内正明君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	水上眞一君	下水道課長	荒木栄一君
水道課長	森本光博君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和元年第4回益城町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番吉村建文議員、15番渡辺誠男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました報告及び議案の説明を行います。

あす、11日は総括質疑、12日は一般質問、13日は常任委員会、書類審査、14日、15日は休会、16日は常任委員会、現地視察、17日は各常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思えます。

日程第3 報告第12号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第12号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和元年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、日夜、地域のために活動されていることに対して、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。

本年も超大型台風による浸水被害など、日本列島各地が災害に見舞われた年でした。組織において、そして個人においても、備えの大切さを改めて感じた一年でした。

さて、震災から3年8カ月を迎えようとしています。現在も仮設住宅、みなし仮設住宅におきまして、950世帯2,100人の皆様方が生活をされています。来年3月までには災害公営住宅671戸が完成し、仮設住宅の入居が約100世帯となり、木山仮設に集約を予定しております。今後も被災された皆様一人一人と向き合いながら生活再建を第一に取り組んでまいります。

そのような中、今月7日には総合運動公園内において、漫画「ONE PIECE」のサンジ像の除幕式を開催し、当日は県外を含め、町内外から1,000人を超える参加をいただき、会場は大変な熱気に包まれておりました。作者の尾田栄一郎先生をはじめ、集英社、熊本県、そして益城町婦人会、広安西小の吹奏楽部など、関係された全ての皆様にお礼を申し上げたいと思っております。

また、本日から町内の3カ所の酒店において、益城町産のお米でつくりました「こめます」の販売を開始しております。この焼酎は、収穫の喜びと全国各地からの災害支援の感謝の思いを込めております。今後もさまざまな形で、益城町の魅力をしっかりと発信をしてまいります。

さて、今回提案しております議案は、報告2件、補正予算6件、条例など11件、合計19件となっております。

早速でございますが、報告事項から提案をさせていただきます。

報告第12号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、専決第14号でございます。本件は、公用車で県道工作物に損傷を与えた対物事故における損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の報告を受け、調査しました結果、過失割合は町100%でしたので、修理費3万3,577円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。

なお、損害賠償金3万3,577円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が、報告第12号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第12号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。吉村でございます。

この専決第14号ですけれども、一般的に私が車の保険を掛けてるときに、この賠償金も全て保険から支払われるということなんですけれども、一般的には事故を起こしてしまいますと、その保険の料率は上がっていくというのが普通、一般的な形だと思うんですけれども、これはどんなふうになっているのかお伺いいたします。

それから、今年、この事故が、町の職員の起こした事故が何件あったのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、事故があった場合、来年、例えば料率が上がるのかというような御質問が一つ目でございます。これにつきましてははですね、この自動車の損害共済のほうに入っております。要するに町村会のほうに一括して入ってるということでございます。他自治体も同じような形で入ってるという形になりますので、来年から上がる、例えば益城町がこの事故起こしたから益城町分が上がるということはございません。全国の自治体の関係で例えば事故が多いというなら、もしかしたら上がるかもしれませんが、今のところそういう形ではむしろないだろうなというふうに思っております。

あと件数についてはですね、ちょっと今、資料を持っておりませんので、後でまた御報告させていただきますと思います。済みません、吉村議員のほうに御報告させていただきたいと思ます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございます。一般的な料率が上がるということはないということで安心いたしましたけども、こういった交通事故等、特に職員の皆様方には十分注意していただいて、公用車の台数がたくさんあると思ますので、その辺の運行管理というか、その辺の指導等はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

運行管理につきましては、運行管理の責任者というのが設けてあります。一応総務課長はその代表責任者という形になっておりまして、あと2名、復旧事業課課長、危機管理課長が、その補佐役という形になっております。

あとですね、交通事故等については現在、さまざまな研修等も含めてですね、事故の防止のほうに努めて取り組んでおるところでございますけれども、あと、事故があった場合、その事故の案件等もですね、職員等に知らせながら、交通安全についてちゃんと行うような形で現在指導を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。私も1点だけちょっと確認をしたいと思ます。

こういう今回ここに上げられました、説明がありましたやつについてはですね、非常に残念なことだろうと思んですけども、非常に我が町ではですね、今、災害復旧のために公用車等もかなり増加をして、いろいろやられとと思ます。

そこでお聞きしたいんですが、こういう公用車等にかかわる事故とか事案、これが発生したとき、その本人に対してどういう指導がなされるのか。懲戒処分とかなされるのか。それから、全職員に対して、そういう事故をどういうふうに反映していかれるのか。この点についてお伺いしたいと思ます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。12番宮崎議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

交通事故の事案について、こういう形の場合、懲戒処分とかするののかということでございますけれども、懲戒処分とかは今のところ起こったという経緯はございません、たしか。大きい事故の場合はまた別ですけども、このくらいの場合のある程度の物損事故等については、今まで懲戒処分というのは行ったことは、おりませんけれども、当然行った職員に対しては注意を行うという形になるという形で行っております。

反映につきましてはですね、先ほど申し上げましたとおり、事故案件等をですね、この部位に事故があつてると、あるいは公用車等の損傷事故等があつた場合はそれを、車の損傷の箇所等をですね、イントラ等で流しながら、こういう形の事故が起きてから注意しなさいということでは今現在、注意喚起を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の質問に対する答弁、よくわかりました。ただちょっともう1回確認したいのはですね、こういう事故、事案、これがあつた場合ですね、いかにほかの職員さんにお知らせをして、そういうのが二度と起きないような体制づくり、これが非常に大事だろうと思うんです。ですから、それはインターネットで部内だけで流すっちゃう話なのか、それとも、ある程度ですね、事故の種類にもよるとは思いますけども、きちっとですね、皆さんに徹底するように何らかの教育なり指導なりがなされているのか。それとも、文書をつくって、それが皆さんに回覧としてきちっと徹底できるような体制になつてるのか。そこだけお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。12番宮崎議員の2回目の御質問のほうにお答えさせていただきます。

体制づくりというとは、まだそこまで恐らく今、私の考えているのはできてないのかなというふうに思っております。今お話があつた、宮崎議員の御提言を受けてですね、今後研修等も含めた形で、当然、今現在県警のほうからうちのほうに派遣に来ていただいておりますので、含めた形で研修等をちょっと計画していくことを考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。報告第12号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第13号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第13号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第13号、町営住宅の使用料等の請求及びその明け渡しの請求に係る訴えの提起についての専決処分について御説明を申し上げます。

本案件は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促、催告にもかかわらず、これを支払わず、また呼び出しにも応じなかったため、住宅の明け渡しなどを求める訴えの提起につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

案件は1件で、滞納家賃82万1,100円の支払い及び建物の明け渡しなどを求めます。

以上が報告第13号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第13号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐でございます。報告第13号、専決第15号、これについて質問をしたいと思います。

請求の趣旨にあるところですが、滞納家賃について82万1,100円とありますけれども、何カ月ほどの滞納なのか。滞納については年14.6%の滞納延滞金が加算されますけれども、こういう延滞金も加算されているのかどうか。それから、住宅明けた人の請求訴訟提起基準では、12カ月以上、滞納金額20万円以上については支払請求訴訟を提起するものとすると、こうあります。今回のケースは訴訟基準の4倍以上の滞納であります。訴訟をとどまっていたことは何か理由があったのでしょうか。

2件目、当議案とは直接関係ないと思いますが、理解を深める上で訴訟に関連しての質問であります。

31年度の一般会計予算書では、住宅明け渡し訴訟委託料が400万円となっております。従来は、私が議員のときは平成27年度でしたけれども、訴訟委託料はほぼ1件程度の30万円であります。30年度の決算書を見ても、ちょっと明細が記載されていませんので、どの程度支出されたかわかりませんが、訴訟案件があったのかどうか教えていただきたいということです。

また、今年度は400万円が計上されていますが、案件として10件以上の予算を立てておりますので、今回以外の訴訟予備軍というか、そういう案件があるのかどうかを教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） おはようございます、公営住宅課の河内です。8番甲斐議員の御質問にお答えをさせていただきます。

報告第13号、町営住宅の訴えの提起に関する報告分の質疑でございますけれども、まず本案件、何カ月分の滞納があったのかというお尋ねですけれども、滞納月数としましては25カ月分の滞納がございました。

それから、2点目の案件といたしますか、同様に16.4%の延滞金を取るようになっているけれども金額の中に含まれているのかというお尋ねですけれども、これについては延滞金までは含めて

おりません。

それから、訴訟ですね。20万円以上は訴訟対象になり得るということになってるんだけど、今回その4倍ほどの金額になってるんだけどということですけども、これにつきましてはですね、我々も訴訟というのは最終手段だということと考えております。督促あるいは催告、弁護士さんからの催告状、催告書といったものも通してですね、もうどうしても話し合いのテーブルに着いていただけないという場合について、やむを得ずこの訴訟というものを訴えておりますので、今回そういった手続を踏んだ上でですね、話し合いのテーブルを置いていただけなかったということでやむを得ずこういった提起をしたということでございます。

それから2点目の御質問、今年度の予算が400万計上されているということでございますけども、予算上はですね、訴訟の着手金、それから成功報酬、最終的には強制執行まで考えたところですね、大体5件分程度で400万円ほど計上させていただいていたところですけども、今回ですね、何人か対象になり得る方がいらっしゃったんですけども、先ほど言いましたようにお互いのお話し合いですね、誓約書等をいただいておりますので、最終的に訴訟に至った分は1件です。今後、今年度中に訴訟をやるという予定はございません。

それから、昨年度、30年度中に訴訟案件は何件あったのかというお尋ねですけども、昨年度については2件訴訟を行っております。当然もう判決をいただいて、強制執行という形で給料差し押さえ等まで今やっているところでございます。

予算的にはですね、顧問弁護士さんのほうに依頼をしております、強制執行分あたりはですね、もう顧問弁護士をさせていただいているということで、その分はもうようございますよということで、通常よりもちょっと安い金額ですね、させていただいておりますので、1件当たり大体35万から40万円程度の費用で済んでいるというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 御答弁ありがとうございます。再三呼び出しとか催告、そういったものにも応じなくて、接触も試みたけども誠意ある態度が見えなかったということで、こういう案件についてはやむを得ないものだというふうに理解をいたします。

30年度が2件あったということです。それから、今年度400万円計上については5件分ほどあるということでいけば、やはり滞納者が結構いらっしゃるんだなというふうに思います。やはり益城町の住民がですね、地震でいろいろ生活環境が変わってますので、なかなか払いたくても払えないっていう人もいるんじゃないかっていうふうに思いますけれども、やはり慎重にですね、その入居者とよく話をする、接触を持つ、家賃の意義を訴える、そういったものをですね、しっかりとしていただいて、慎重に十分考慮して対応していただきたいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。報告第13号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を終わります。

- 日程第5 議案第131号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第132号 令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第133号 令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第134号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第135号 令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第136号 令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第137号 益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第138号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第139号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第140号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第141号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第142号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第143号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第144号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第145号 益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第146号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第147号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第5、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から日程第21、議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」の17議案までを一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から日程第21、議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第131号、一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ5億

6,819万4,000円増額しまして、歳入歳出総額469億8,221万6,000円とするものです。

第2表の債務負担行為補正で、新庁舎オフィス実施設計等支援業務事業及び総合体育館備品整理事業の2事業を追加、第3表の地方債補正では九つの事業債を変更しております。歳入歳出予算補正の主なものでは、ふるさと納税の増加に伴う謝礼品等、障害児施設サービス利用者の増加に伴う給付費、益城中学校を除く小中学校屋内運動場の照明やバスケットゴールなど非構造部材改修工事、東京2020オリンピック聖火リレー負担金補助金、総合運動公園災害復旧工事、その他人事院勧告に伴う給与改定等による人件費などを増額計上しています。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第132号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、3,647万7,000円の増額補正、議案第133号、介護保険特別会計補正予算（第3号）で、371万9,000円の増額補正、議案第134号、公共下水道特別会計補正予算（第3号）で、1,018万1,000円の増額補正、また、議案第135号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、100万円の減額補正を行っております。さらには、議案第136号、水道事業会計補正予算（第3号）では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を補正、資本的収入及び支出では建設改良費を増額しております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。私のほうからは、議案の第131号から136号までの6議案、補正予算関係について説明をさせていただきます。

まず、議案第131号、一般会計補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）です。第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ5億6,819万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ469億8,221万6,000円としております。第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をしております。

5ページをお願いいたします。第2表で債務負担行為の補正で、二つの事業について追加をしております。一つ目が、新庁舎オフィス実施設計と支援事業の委託料、期間が令和4年度までで、限度額が1,000万円。二つ目が、総合体育館の備品整備事業で、令和2年度の1億624万3,000円で、新庁舎関係につきましては、オフィスレイアウトやサイン、移動計画や新規備品の購入計画等の業務の分となっており、総合体育館につきましては、バスケットボール、トレーニングの備品、ロビーのソファ等の備品関係で、20年以上使用しておりますので使用期限が過ぎているということで、買いかえのための債務負担行為として設定をしております。

次に、6ページをお願いいたします。第3表で地方債の補正です。1、変更で九つの事業債について変更をさせていただいております。まず、地域活性化事業債につきましては210万円の増額をしまして、交流情報センターのプロジェクトに充当するものでございます。次が、県営農業用の管水路特別対策事業債につきましては140万円の増額、小学校施設整備事業債につきましては8,540万円の増額で、小学校体育館の非構造部材の改修工事費の財源とするもの、それから中学校施設整備事業債につきましては1,250万円の増額で、木山中学校の屋内運動場体育

館の非構造部材の改修工事の財源とするものです。次に、農林水産業施設、それから道路、公園、消防施設、公立学校施設につきましては、それぞれ災害復旧関係の事業に対しての起債を、増額を補正をしているというところです。消防施設につきましては、消防団詰所の増額に対しての増額分、それから公立学校施設については木山中学校の空調の施設の費用に対しての起債というふうにしております。

次に、9ページをお願いいたします。歳入予算です。

まず、12款地方交付税です。普通交付税交付決定によりまして、決算見込額の一部ですけれども1億1,012万9,000円の増額をしております。

次が16款で、1項の国庫負担金です。三つの負担金について増額、減額をしております。障害児施設の給付費の国庫負担金につきましては、歳出予算で利用者増に伴う歳出予算の増がっておりますので、歳出負担に見合う2分の1分の国庫負担金の増額、それから保険基盤安定につきましては、国民健康保険特別会計の分で決算見込みによる増額、公立学校施設の国庫負担金につきましては、飯野小学校校舎の改修工事に交付決定に伴う減額補正となっております。

次に、2項の国庫補助金で、こちらのほうも三つの事業で、一つ目が子育てのための施設利用給付交付金で、幼児教育・保育の無償化に伴うもので、歳出予算で増額を計上をしております。それから、衛生費関係については、母子保健衛生費の国庫補助金で、システム改修に伴う3分の2の補助率で補助金のほうを計上しております。それから、学校施設環境改善交付金事業交付金につきましては、小中学校の体育館の非構造部材改修工事に伴う分で、3分の1の補助率で計上をしているところです。

次は10ページをお願いいたします。17款の県支出金で1項県負担金、こちらのほうも三つの交付金関係を、負担金のほうを増額しております。障害児施設と国保の保険基盤安定につきましては、16款の国庫支出金と同じような内容で、災害救助費の負担金については、浄化槽の撤去が2カ所分残っていたところで計上しており、歳出のほうにも同額を計上をしております。

次は、2項の県の補助金のほうです。こちらのほうは二つの事業で結婚チャレンジの県補助金、それから多子世帯子育て支援事業補助金で、幼児教育の無償化の分で副食費分、県補助2分の1分を計上をしているところです。

次が寄附金で、ふるさと納税の寄附金です。寄附金のほうが結構増えておりますので、決算見込みのところですね、9,000万円の増額をしております。当初予算で6,000万円でしたけれども、もう1億5,000万円に増額をしているというところです。

次が、20款の基金繰入金で、平成28年熊本地震復興基金の繰入金で1,080万円、歳出予算のほうで聖火リレー関係の事業費のほうを計上しておりますので、そちらのほうへの充当分というふうになっております。

次が、21款のほうが繰越金で、繰越金の確定に伴い減額補正をしております。

22款のほうで、災害援助資金の貸付金の元利収入で、増額補正をしているところです。

12ページをお願いいたします。22款諸収入、雑入になります。こちらのほうは防災行政無線、それから防火水槽の補償金のほうの増額補正、それから後期高齢者の分の給付費の確定に伴う前

年度分、平成30年度分の確定に伴う負担金の返還金の増額補正、それから多面的機能の分についても返還金のほうを、30年度分ですけど返還金のほうを増額補正をしております。

それから、23款の町債につきましては、先ほどの第3表のとおりで増額補正をしているところです。

次が、14ページをお願いいたします。歳出予算になります。

まず、1款の議会費につきましては、給料、職員手当、共済費、人件費関係を増額しております。こちらの人件費につきましては、一般会計のそれぞれのところでの補正額合計として、2,013万2,000円を増額補正をしているところです。そのうち給与改定分につきましても増額補正をしておりますので、うち、給与改定分として903万3,000円が改定分として増額補正をしております。

次に、2款の総務費です。1目の一般管理費につきましては、2節、2、3、4、6節につきましては人件費関係、14節については複写機、それから派遣職員の方の高速道路使用料について増額補正をしております。4目の企画費については5,455万1,000円増額で、8節、12節、13節関係については、ふるさと納税の増額に伴う謝礼品等について増額をしております。それと、19節のほうは地方バスの補助金、定住促進の補助金について決算見込みで不足分をですね、増額補正をしているというところです。

16ページをお願いいたします。1目の税務総務費です。119万5,000円増額で、2、3、4節については人件費の分という形、人件費の分になっております。2目の賦課費16万7,000円、これは申告時のパソコンのレンタル料で計上してます。

次は、19ページをお願いいたします。3款の1目社会福祉総務費で、4,188万1,000円増額で、2、3、4節の人件費、それから20節扶助費のほうでは、障害児施設給付費のほうを増額補正しております。利用者の増加に伴う決算見込みによる増額というところです。

次は、20ページをお願いいたします。児童福祉費関係で1目の児童福祉総務費です。2,405万円の増額補正で、2、3、4節については人件費、19節のほうで子育てのための施設利用給付のほうを増額補正で、増額を歳入のほうで計上をしております。扶助費のほうでは、子ども医療費の助成金、それから多子世帯の副食費、多子世帯副食費につきましても幼児教育の無償化の分で、町負担としては2分の1の町負担となっております。あと、23節のほうでは保育所の運営費についての国庫、県費の負担金分の返還金のほうをですね、確定に伴う返還金のほうを計上をしております。

21ページの災害救助費関係で、2,081万8,000円増額で、修繕料につきましては、広安小学校と保健福祉センターのほうに浄化槽がまだ残ってるということで、そちらの撤去費、それから、23節のほうは災害援護資金の償還金で増額をしております。

次が22ページで、4款の衛生費、1目の保健衛生総務費で3,686万5,000円増額となっております。2、3、4節は人件費で、28節繰出金につきましては国民健康保険特別会計の保険基盤安定の繰出金について増額をしております。2目の予防費では、母子保健情報連携システムの改修委託料のほうで増額、23ページが農林水産業費で、5目の農地費220万3,000円増額で、特定農業用

管水路特別対策事業負担金の増額で、秋津農業用の管水路の分、それから23節では多面的機能支払金の返還金で平成30年度分、2団体分の増額補正をしています。11款のほうでは、農業集落排水特別会計への繰出金のほうを100万円減額をしているところです。

24ページをお願いいたします。7款の商工費4目の企業誘致推進費のほうでは手数料で、テクノロジーパークの樹木の伐採費のほうを202万3,000円の増額、それから、25ページで8款の1目の都市計画総務費のほうでは、9節旅費のほうで普通旅費250万円の増額で、用地交渉地権者訪問等への旅費のほうを計上しております。

26ページのほうが、まちづくり活動支援補助金で70万円7団体分の計上、1目の住宅管理費のほうでは、11節で修繕料、入退去時の修繕代650万円を増額しています。

28ページをお願いいたします。教育費の小学校管理費の学校管理費です。13節、15節のほうで小学校5校分のですね、屋内運動場非構造部材改修工事の監理管理業務の委託料と改修工事のほうを増額計上、それから、18節の備品の施設器具費320万円につきましては、来年度の新入児、新入の児童の中に特別支援の子どもさんがいるということで、それに対応するような教室の備品関係、それから広安小学校については1年生の増加に伴う備品関係で、備品の購入費として計上をしています。

29ページの教育振興費で、教科書改訂教師用教材につきましては、5年ごとの教科書の改訂が行われているということで、その5年ごとの改訂分の教材費として計上しております。中学校費については、13節、15節で中学校の屋内運動場非構造部材の改修工事の監理の分と改修工事、こちらは木山中学校分になります。

31ページをお願いいたします。9目の交流情報センター運営費のほうでは、18節の備品のほうでは視聴覚室のプロジェクターの購入費237万円、故障に伴う購入費というところです。それから、保健体育総務費のほうでは1,840万2,000円で、32ページのほうの19節負担金の中で、聖火リレーの益城町実行委員会への補助金560万円、こちらのほうは出発式などの経費の分ということです。それから、聖火リレーの負担金については1,060万1,000円で、こちらのほうは県の実行委員会に対して、県のほうへの負担金で、県と町と2分の1ずつの負担になってございます。体育施設費のほうでは、需用費のほうで光熱水費、電気代で400万円、修繕料の240万、それから学校給食につきましても、11節のほうで電気代530万円の増額計上をしています。

11款の災害復旧費では、33ページのほうで、公園の災害復旧費1億4,200万円、総合体育館の外構等の追加工事で計上しております。それから、公立学校施設の災害復旧費120万円については、木山中学校の空調の移設分で計上をしたところです。

34ページのほうでは、災害復旧費関係で、消防団の詰所の建設工事費3,500万円で、6カ所の分の増額分ということで計上をしています。

以上が議案第131号の説明となります。

続きまして、議案第132号です。1ページを見ていただきたいと思います。議案第132号、令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,647万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億7,316万4,000円

にしております。

6 ページをお願いいたします。歳入で国庫支出金です。システム開発費の補助金ということで、外国人在留資格等の連携項目の追加事業ということで、歳出予算同額のほうをですね、計上をしてあります。繰入金で、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定関係の繰入金、保険税軽減分、保険者支援分ということで、交付決定に伴う増額分に対して一般会計からの繰り入れる分を増額をしております。

7 ページが歳出になります。総務費で一般管理費で13万9,000円、歳入に計上してあります国庫補助金を活用したシステム改修費の委託料で13万9,000円です。10款の予備費のほうで3,633万8,000円の増額をしております。

国民健康保険特別会計については、以上になります。

続きまして、議案第133号です。1 ページを見ていただきたいと思います。

議案第133号、令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。第1条で、歳入歳出それぞれ371万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億6,678万5,000円としております。

6 ページをお願いいたします。国庫支出金で介護保険事業費補助金371万9,000円の増額で、保険者機能強化推進交付金で、補助率としては全額となって、10分の10となっております。

7 ページが歳出になります。地域支援事業費の分で、介護予防事業通所型サービスの自立支援事業について126万5,000円、それから、介護予防普及啓発事業費245万4,000円の増額をしております。

議案133号につきましては以上です。

続きまして、議案第134号、1 ページをお願いいたします。議案第134号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）です。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,018万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億283万3,000円としております。

こちらのほうも6 ページをお願いいたします。歳入では、繰越金について1,018万1,000円の増額をしております。

7 ページが歳出になります。事業費で1目公共下水道費295万3,000円につきましては、職員の人件費、給料、職員手当、共済費、退職手当組合の負担金を増額減額をしております。それから、2目の施設費については692万8,000円の増額で、職員の人件費、それから需用費のほうでは光熱水費300万円、それから12節のほうで汚泥運搬料が180万円、8ページのほうでは、委託料で脱水ケーキ処分委託料で220万円、災害復旧費のほうでは職員の時間外手当について30万円の増額をしております。

134号は以上になります。

続きまして、議案第135号です。1 ページをお願いいたします。議案第135号、令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）になります。

第1条で、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出それぞれ9,144万4,000円としております。

6 ページが歳入になります。繰入金で一般会計からの繰入金について100万円の減額、それから、7 ページが歳出予算で、事業費の施設費105万3,000円の減額で、職員の人件費、給料、職員手当、共済費、それから退職手当組合負担金で、トータルでは、合計では減額をしております。それから、予備費につきまして5万3,000円の増額をしているところです。

議案第135号につきましては以上です。

続きまして、議案第136号、1 ページをあけていただきたいと思います。議案第136号、令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）です。

第4条で、資本的収入及び支出につきまして補正をしております。第4条に定めた資本的収入及び支出の本文、括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,117万8,000円を1億6,050万7,000円にと、過年度損失勘定留保資金1億5,117万8,000円を1億6,050万7,000円に改め、資本的収入及び支出額のうち支出の予定額を次のとおり補正するというので、補正予定額として932万9,000円の増額補正をしております。

第1条、職員の資本的収入及び支出のほうで職員の給与費関係について補正をかけておりますので、給与費明細のほうがですね、3 ページ、4 ページのほうで給与費明細のほうを掲載をしております。

5 ページが、補正予算第3号の実施計画の明細書となっております。こちらのほうが収益的収入及び支出になります。補正予定額としては発生はしておりませんが、給料、手当、報酬について増減をさせているというところです。職員給与費については議会の議決を経なければ流用することができない経費となっておりますので、ここに計上させていただいたところです。

次は、6 ページになります。こちらのほうが資本的収入及び支出の実施計画明細書で、補正額として932万9,000円となっております。改良事業費の委託料として三つの委託料について増額をしております。区画整理の設計分、それから下水道の排水管の移設の設計分、それから空港ビルに伴う排水施設の業務委託の分という形で増額をしているところです。

議案第136号につきましても以上です。

以上で、6 議案の補正予算関係の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第137号、益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

下水道事業につきましては、平成27年1月27日付総務大臣通知によりまして、人口3万人以上の団体につきましては、平成32年度、令和2年度までに公営企業会計へ移行することの要請があっており、本町におきましても令和2年4月からの公営企業会計への移行に向けて現在準備を進めております。本議案につきましては、公営企業会計に移行するためには、益城町下水道事業の設置等に関する条例を制定する必要があることにより提出するものです。

また、あわせて附則におきまして、今回の条例制定に伴い、益城町特別会計設置条例から、益城町公共下水道特別会計及び益城町農業集落排水特別会計を廃止する必要があるため、所要の改正を行っております。

議案第138号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成29年7月に企業立地促進法が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が施行されました。この法律は、ものづくりや観光、六次産業化など地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済の発展を図っていくことを目的としています。具体的には、事業者が県及び市町村が共同で作成した基本計画に定める要件に適合する事業計画などを策定し、県知事及び主務大臣が承認すれば、当該計画に係る事業の設備投資への減税措置など、各種支援措置を受けることができます。

熊本地震発生以降、本町におきましては生活再建、事業再建に全力で邁進してまいりました。町復興計画におきまして最盛期と位置づけている今年度から新たなにぎわいづくりへの取り組みの一環として、首都圏などへのトップセールスなど、企業誘致にさらに力を入れてまいりたいと考えております。そのためにも、今後の企業誘致を確実なものにしていくためには、町としましても国の政策と連動した支援策を講じる必要がありますことから、本条例を上程させていただきました。

この条例は、地域経済牽引事業として承認を受けた上で、主務大臣の確認を受けた事業の対象施設について、参加年度分の固定資産税を課税免除するものです。

なお、地方公共団体への減収補填制度としまして、自治体が固定資産税を免除した場合に、減収額の4分の3、75%が地方交付税で措置をされます。

議案第139号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職の給与改定を行う者及び成年後見人制度等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴うものです。

主な改正内容としまして、改め文の第1条は、民間給与と職員給料の格差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げますとともに、勤勉手当につきまして支給月額を0.05月分引き上げるものです。また、成年被後見人に係る現行の欠格条項を削除するものです。

改め文の第2条は、期末手当につきまして、6月期及び12月期を均等にするものです。また、住居手当につきまして、民間における住居手当の支給状況などを踏まえ、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものです。

なお、この改め文第2条は、令和2年4月1日からの適用です。

議案第140号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給料表を改正するものです。会計年度任用職員の給与表は、一般職の職員の給与表がもとになっております。人事院勧告による

一般職の給与に関する条例の一部改正議案の中で給料表の改正を行っておりますので、令和2年4月1日に施行される益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の給与表も改正するものです。

議案第141号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当につきまして改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、民間給与との格差を埋めるため、期末手当につきまして0.05月分引き上げるものです。改め文の第2条は、期末手当につきまして、6月期及び12月期を均等にするものです。

なお、改め文第2条は、令和2年4月1日からの適用です。

議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、町長及び副町長の期末手当につきまして改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、町長等の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げるものです。改め文の第2条は、期末手当につきまして6月期及び12月期を均等にするものです。

なお、改め文第2条は、令和2年4月1日からの適用です。

議案第143号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、教育長の期末手当につきまして改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げるものです。改め文の第2条は、期末手当につきまして6月期及び12月期を均等にするものです。

なお、改め文第2条は、令和2年4月1日からの適用です。

議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員の期末手当につきまして改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、議員の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げるものです。改め文の第2条は、期末手当につきまして6月期及び12月期を均等にするものです。

なお、改め文第2条は、令和2年4月1日からの適用です。

議案第145号、益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、水道法等の改正に伴い、指定給水装置工事事業者指定更新制を導入するため、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、水道法などの改正により、指定給水装置工事事業者指定が5年ごとの更新制になりますことから、水道工事事業者が益城町に指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新をするときに、1件につき1万円の手数料を徴収するものでございます。

議案第146号、益城町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この議案は、令和元年度中に整備する災害公営住宅を、町営住宅として管理していくための条例の一部改正であります。現在は、災害公営住宅3団地を含む7団地を町営住宅条例の第1条第2項に掲載しておりますが、今年度中に完成予定の災害公営住宅16団地を新たに追加し、別表として掲載するものです。

議案第147号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

今回の規約変更は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第1項に規定します退職手当事務に、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が加入しますため、一部変更を行うものです。

なお、今回の変更は、全加入団体の議会におきまして同文議決により行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第131号から議案第147号までの17議案についての説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了いたしました。これにて散会します。

散会 午前11時05分

12 月 11 日（水曜日）

令和元年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和元年12月10日午前10時00分招集
2. 令和元年12月11日午前10時00分開議
3. 令和元年12月11日午後2時06分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	後藤奈保子君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	田上勝志君	危機管理課長	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	深江健一君
住民保険課長	坂本祐二君	福祉課長	塘田仁君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	松永昇君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君

公営住宅課長	河内正明君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	水上眞一君	下水道課長	荒木栄一君
水道課長	森本光博君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明に、自己の意見は差し控えられますようお願いいたします。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第136号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までについて質疑を許します。

質疑はありませんか。

3番、上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。

3点ほど質問させていただきます。

まず、議案131号、益城町一般会計補正予算書（第3号）中、ページとして24ページ、商工費の中の4目企業誘致推進費の中で役務費、手数料として202万3,000円補正として組まれております。テクノの樹木の伐採等の件と、そういうふうに向ったんですけど、これはテクノの中のどこの木なのか。そしてまた、議案138号のほうで固定資産税の課税免除という項目あるんですけど、これと何か絡みがあるものなのかどうなのか。それが1点とですね。

そして、28ページ、教育費、まず小学校費の中の学校管理費13節及び15節、そして中学校費の学校管理費の中の、これは29ページですけど、13節と15節で、小学校については5校、これの体育館の非構造部材の改修工事ということだったんですけど、天井か何かなんですかね。どの辺を扱うのかっていうのをちょっと教えてください。中学校費についても、同じく、体育館の中のどの部位の扱いになるのか、それが1点。

そして、ページとして33ページ、11款の災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、3目の公園災害復旧費として15節工事請負費、ここで1億4,200万組まれております。これがですね、総合運動公園、体育館の外構工事ということでした。その外構工事についてなんですけど、補正前の額としては7,080万組まれており、今回の補正で1億4,200万組まれたことで、もとの予定されてた金額から考えれば倍になってるんですよ。合計すれば3倍になるということで、もともと、大体どういったことが予定されていたのか、この3倍になるのは一体何が要因なのか、この辺をで

すね、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

以上3点です。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。3番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、議案第131号の益城町一般会計補正予算書（第3号）中の、ページで言いますと24ページの7款商工費7項商工費4目企業誘致費の中の役務費223万円、これはテクノロジーリサーチパークの樹木の伐採手数料ですが、場所はどこかという御質問でございました。

これはテクノロジーリサーチパークと、その外側といいますか、ゴルフ場であったりとか、園外地であったりとか、その周りに緑地がございます。その木が相当成長したままでございますので、これを計画的に伐採するというところで、今回、補正予算として上げさせていただきました。

それから、議案第138号の関係ということでございますが、こちらにつきましては、関係はございません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原でございます。よろしくお願いたします。

3番上村議員の、議案第131号、一般会計補正予算書の中の、ページで言いますと28ページ及び29ページ、小学校費と中学校費の学校管理費の13節及び15節の非構造部材の改修工事についての御質問についてお答えを申し上げます。

この工事につきましては、防災機能強化のための非構造部材の改修工事でございます。各小中学校、小学校5校と中学校は木山中学校になりますけれども、天井の照明とかバスケットボールのゴール等、落下防止のための工事となります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案番号第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、ページ数でいきますと33ページ、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費3目公園災害復旧費15節工事請負費、こちらの1億4,200万の内訳ということですが、まず、当初予定されておりました7,000万を何に使ったのかという、こちらは総合体育館のほうの正面玄関といいますか、出口から、従来ひさしがあってございましたけれども、前回その7,000万がそういうものでした。で、今回1億4,200万円につきましては、内容としましてはですね、今、発注しておりますが、基本的に総合体育館本体でございます。総合体育館の周りに3メートルぐらいの沿路があるかと思っております。その沿路と建物との間の舗装関係とか植栽関係、こちらのほうと、もう一つはですね、今、体育館の北側に調整池がございます、秋津川との間にですね。その一番東側にキュービクルという受変電設備、こちらがございまして、こちらの建物が傾いている、中のものも傾いているということで、こちら

のほうを動かす必要がある、災害復旧する必要があるんですけども、現在こちらは交流情報センターのほうに電力を送っておりまして、それを使いながら、新しく災害復旧で建てるんですけども、その際に、新しく移る場所の間にですね、いろんな地下埋設物、電気関係とかもろもろございまして、こちらのほうの盛りかえ工事とか、そういうものが出てくるということで1億4,200万円の計上をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） わかりました。まず、テクノの外周の緑地ということで、この点については、緑地の剪定、伐採ということで、これについてはわかりました。

そして、2点目の小学校、中学校の非構造部材、この部位についても、金額はちょっと、えらい高いような気がせんでもないですが、内容はわかりました。

それと、3点目の総合体育館の外構についてなんですが、これは、補助対象にはならない分なんですかね。まず、当初からこれがわからなかったのか何なのか、この辺をもう1回ちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 3番上村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今のお話の確認ですけども、まず補助対象かどうかという話ですけども、キュービクルですね、受変電設備そのものについては補助対象でございます。それから、それ以外のケーブルの切りかえとか、そちらのほうは起債対象ということで補助事業ではございません。

いずれにしても、キュービクルを移すってところの話のときに、そこの地中のほうまで、そこまでちょっと行っていなかったのかなという形だと思います。すみません、この場では、そこまでしかちょっとお答えすることができません。

以上でございます。

○3番（上村幸輝君） わかりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第131号の一般会計補正予算、この中から3点ほど質問させていただきます。

まず、議案第131号、一般会計補正予算、5ページですね。債務負担行為の補正ですが、これ、新年度予算で間に合わんから、これで一応債務負担行為ということにされたのか、その辺ちょっと、どういう理由で債務負担行為で持ってこれたのか。

それから、この中の新庁舎オフィス実施設計支援事業委託料というのがありますが、これの、レイアウトとか、何か移転計画とか、そういうものをするためのものとかと、ちょっと説明であったような気がします。3年間ということで、この各年度ごとの予定ですね。それぞれ、もし説明つけば、その辺を。どういう順序で、これは設計のほうがあるから、そっちのほうの関係でしょうけど、これについてはですね、6月議会の補正で基本設計、実施設計の業務委託料として

2,262万7,000円計上してあるわけですね。この中で、こういうものは別にせないかんのか。レイアウトとか、そういうものは別にして、設計のほうにアドバイスをするのか。設計のほうとすれば、その辺は、専門家ですからね、そういうのが必要なのかどうかということですね。その辺をちょっとお尋ねします。

それから、総合体育館備品整備事業、令和2年度、1億624万3,000円ですか。これこそが当初予算で、ちょっと、来年度には総合体育館使えるようになるわけですから、その前にせんといかんからということで、3月の当初予算じゃ間に合わんということで、そういうことなのかなと思います。これ、トレーニング関係備品とかっていう話だったんですけども、20年ぐらい経過しているということだったんですけど、もう少しちょっとこれ内容を詳しく説明してください。

以前も何か、備品で補正を組んだ気がするんですけどね。バスケットのゴールとか何とか、そういうのがなかったかな。そういうのが以前にも1回、これは、こんな早目に買うんですかって言うたら、早目に買っとかんといかんとかっていうことで、そういうのがあったような気がしますが。私の記憶違いかどうかわかりませんが。その辺ちょっと、1回目ですれお伺いします。

それから、32ページの19節ですね。19節負担金補助及び交付金のところの、聖火リレー益城町実行委員会補助金で560万組んでありますが、別に、これがその金額がどうこうということじゃありませんが、これ、6月議会で15万、そして9月議会で80万というふうに補助金をしてありますが、大体、最初立ち上げるときに、この事業に対して300万っていう補助金が560万であるならば、補助金のつけ方ですね、どういうことがあったのか。ちょっと、560万で補助金と決めといて、その後で不足したからまた80万とか15万とかってというのはわかるけども、15万、80万、560万という、その辺のやり方が、聖火リレー益城町実行委員会の後援会の活動内容というか、この辺をちょっと説明願えたらと思います。

それから、34ページ。これについてですね、34ページの15節の工事請負費消防団詰所建設工事費の3,500万とあるんですが、これは6カ所っていうぐらいの説明があったと思うんですが、この6カ所というのはどこなのか、どういう建物なのか、その辺をちょっと説明いただければと思います。

以上3点お願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課長の山内です。14番中村議員の質問にお答えいたします。

議案第131号、一般会計補正予算書、ページが5ページになります。

債務負担行為で、なぜ債務負担行為なのかということの御質問ですけれども、新庁舎につきましては、令和4年度まで継続して同じ業者と契約をさせて、継続した事業やっていきたいということで、債務負担行為の設定をしているというところです。

それから、総合体育館につきましては、中村議員言われたとおりに、来年度のオープンに間に合わせるために今年度中に発注する必要があるということで、債務負担行為の設定をして、来年度の当初予算で計上していくという形で予定をしております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 田上総務課審議員。

○総務課審議員（田上勝志君） 総務課審議員の田上と申します。14番中村議員の、議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）、5ページ目、第2表、債務負担行為補正の中の新庁舎オフィス実施設計等支援事業委託料について、各年度、令和2年度から4年度までどういった事業を予定されているのかという質問について、まずお答えいたします。

本事業は、新庁舎の建設に際しまして、役場を訪れる方々や職員にとりましてですね、快適で機能的なオフィス環境を整備し、住民サービスと事務効率の向上につなげることを目的として実施する事業です。

内容としましては、まず令和2年度のほうでオフィス実施設計、レイアウト作成、サインの実施設計、それから移転計画書の策定、移転仕様書作成、移転入札資料概算予算書等の作成等を予定しております。

続きまして令和3年度ですが、こちらでは、オフィスの実施設計のレイアウトの修正、サイン入札資料作成、什器整備計画、こちらは新規備品購入計画や概算予算書等の作成です。

続きまして、令和4年度ですが、こちらでは、移転管理、移転要領作成、移転ナンバリング、移転現場管理等、それから来庁者及び職員の満足度調査、集計分析による効果検証、サインの効果検証後のフォロー計画などを予定しているところです。

次に、6月の補正で2,200万円の補正を計上しているかというところの御質問ですが、こちらの補正予算につきましては、建物本体のですね、基本設計、実施設計の補正予算となっております。今回のこちらのオフィス関係のですね、補正予算の分については、この債務負担行為の分については含まれておりません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、32ページになります。10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費の中の19節負担金補助及び交付金の中で、今回、聖火リレー益城町実行委員会補助金として560万円を計上させていただいてるところでございます。

こちらはですね、来年5月7日に本町で実施されます東京2020オリンピック聖火リレーに伴う町実行委員会の補助金でございます。補助金の内訳としましては、まず委託料として、聖火リレースタート前に開会式として行いますミニセレブレーションの会場設置委託料として350万円、また、使用料賃借料としまして、ミニセレブレーション会場の簡易トイレ借り上げ料、それから、児童生徒送迎用のバス借り上げ料、同じく、中学校吹奏楽部の楽器運送用の借り上げ料としまして170万円、それから聖火リレー先進地視察旅費としまして10万円、また、報償費としまして、ミニセレブレーションを実施しますので、アトラクション等の謝金が10万円、また、需用費としまして、全戸配布のチラシを作成いたしますので、それが20万円、合計560万円の補正でございます。

ます。

それから、町実行委員会の活動内容ということでございますが、これはオリンピックの機運醸成を図りまして、また聖火リレーを成功するための町独自の実行委員会と認識しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ちょっと水上課長、ここを一緒をお願いします。債務負担行為のこの総合体育館の備品。

○生涯学習課長（水上眞一君） 失礼しました。同じく5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為、1、追加、事項が総合体育館の備品整備事業でございます、期間が令和2年度、限度額が1億624万3,000円でございます。

これは今年度末に竣工いたします町総合体育館の備品購入費でございます、債務負担行為の理由としましては、主要な備品購入の契約等を今年度中に済ませまして、予算の執行は来年度を考えております。そのため、来年度の当初予算でございますね、経費のほうを計上する予定でございます。

備品購入に関しましては、経費を抑えるために、旧総合体育館で使用していました備品のうち、使用可能な備品はできるだけ再利用する方向で考えております。しかしながら、旧総合体育館での納入から約21年を経過しておりますので、スポーツ器具やトレーニングルーム器具・器械等におきましては耐用年数及び標準使用年数を経過しております。また、机や椅子、来場者用のソファ等におきましても、劣化や破損しているものもございます。そのようなことから、利用される方々の安全性や利便性を考慮し、新たに購入し、整備させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） おはようございます。危機管理課の富永でございます。14番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中の34ページになります。11款5項1目15節工事請負費の中の消防団詰所の建設工事費について、まず場所はどこかということですが、6カ所になりますけれども、まず2階建ての詰所、こちらが杉堂、それから惣領、東無田、小池・秋永・下原、この4カ所になります。それと、平屋の積載車の格納庫になりますけれども、こちらに関しましてが、安永、それから全平田・柳水、この2カ所になります。計6カ所になります。

それから、建物の内容ということですが、先ほど言いましたように、2階建てが4カ所、それから平屋建てが格納庫が2カ所ということで、当初はですね、つくりのほうを木造で予定しておりましたけれども、設計を行った結果、強度不足ということで、鉄骨づくりということで建物の内容はなっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 内容的には詳しく説明いただきました。大体、わかったところですが、さっき、新庁舎のオフィス実施設計支援事業委託料1,000万、これですね、私が言ったのは、6月議会で2,262万7,000円で、実施設計等基本設計業務委託料として組んでると。オフィスのレイアウトとか何とかは、これはもう設計の時点でちゃんとできてないと、ずっと、建て出してからそこでまた設計をやり直すのか、そうなのかとか、そこ辺が、これが必要なかどうかということをお尋ねしたわけですよ。で、実施設計するときには、ちゃんと、レイアウトもぴしゃっと決まるとかしないと、それが決まってるんで設計ちゅうのはできないと思うんだけど、その辺あたりがどうなのか。その辺をもう少しちょっと内容を詳しくお聞きできたらと思いますが。

その必要性ですね、このオフィス実施設計支援事業というのが、これは、今までいろいろ、議会にも尋ねただろうとは思いますが、移転、こういうあたりにも、ある程度、職員だけでできるのかなと。これは非常に難しいのか、移転。いろいろ、それはもちろん、いろんなIT関係の機具を運んだりとかするのは、当然どこかに頼まなきゃできんでしょうけど。

その辺が、基本設計と実施設計、ちゃんとした業者に、プロポーザルか何かの制度でちゃんと業者を決めて、そこに委託してるわけで、また別に、このレイアウト設計とか、その辺がどうなのか、その辺が。ちょっともう一回その辺を詳しく。どういうシステムになってるのか、ちょっと詳しくお願いします。

それから、総合体育館の備品については、大体わかりました。そういうことで、できるだけ、今まであったものは、使えるものは使うと。あと、当然、やっぱりああいいう来客用ソファとか、観覧席というか、そういうやつなんかは地震のために相当傷んでいるでしょうから、これは作りかえるより仕方ないからということですね、その辺、内容わかりました。

あとはもう、債務負担行為の理由もわかりました。

それから、32ページの聖火リレー益城町実行委員の560万、内容については詳しくわかりました。ただ、私が言ったのは、補助金というのは大体、最初、500万とか600万とか決めといて、そこからするんだけど、何か15万からスタートして、80万になって、560万って、その辺がどういう流れだったのか、補助金のつけ方としてどうだったのかなと思ったもんですから。最初スタートのときは、どれぐらいかかるかわからんから、実行委員会をつくって、そこでいろんな計画をつくって、そこから大体の予定がわかって、これが幾らということ、そこで新たに補助金をいただくということになるのかですね。そうなのか。だとは思いますが。

そうであれば、そうでなければもう一遍お願いします。大体それでよければ、それでいいです。

それから、消防団詰所については、2階建てが4カ所、それから格納庫が2カ所、詰所つきが4カ所と格納庫が2カ所、これ3,500万というのは不足、補正だから不足分なのかな。4カ所、これは新しく場所をさっき言われたけども格納庫あたりはもう今実際に工事に入ってる場所もあるんじゃないかなとちょっと思ったんだけど、これ詰所あたりが大体ですね、前回当初予算で予算計上してあるのがですね、消防団詰所については当初予算で消防施設費で8,000万です。4棟で、4カ所で8,000万円ということで1カ所2,000万、その他の公共施設で6,800万また計上してあるんですよね。本当に1棟2,000万と書いてあるんだけど今6カ所で3,500万、その分の不

足分なのかどうなのか。その辺をもう1回伺います。

○議長（稲田忠則君） 田上総務課審議員。

○総務課審議員（田上勝志君） 14番中村議員の2回目の御質問、新庁舎オフィスレイアウトのほうですね、の実施設計等支援事業委託料について、設計のほうですね、ある程度できるものではないかというところの御質問ですが、議員御指摘のとおりですね、設計のほう、基本設計、実施設計のほうですね、オフィスのレイアウトについてはある程度のレイアウトは当然できます。こちらで予定しています事業につきましてはですね、さらに来庁される皆様の利便性に最大限配慮した窓口のレイアウト、お年寄りや障害者、子どもの方ですね、あたりに配慮したレイアウト、そして書室の配置の最適化を全てユニバーサルデザインに照らして実施する事業でありましてですね、建物本体の設計業務を補完する事業、業務というふうに言えるかと思います。これがこちらの執行部のほうとしてはこちらはぜひ必要な事業であるということで認識しているところで、県内でもですね、直近で八代市や玉名市、人吉市など新庁舎の建設を進めている自治体についてはほとんどで実施されている事業となっております。

次に、二つ目の質問、業者委託についてがですね、結局役場で直営と言いますかですね、職員でできるものではないかというような御質問がありましたですね、こちらの実際動かす等の業務につきましてはですね、これはまた後ほど検討するところになりましてですね、今回委託します事業につきましては移転計画等ですね、とか配置計画あたりを計画の策定をしていただく業務になりますので、そこまでにとどまる形になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず今回の3,500万の件は、建設費の不足になる分かということの御質問ですけれども、今回ですね、先ほども申し上げましたとおり、設計の結果ですね、強度不足というところで、木造から鉄骨造りに一応変更しておりますので、その分の建設費の不足というところになります。当初の予算に関しましてはですね、近隣の自治体の実績のある詰所建設費を参考にいたしましたけれども、やはり他の自治体もその金額で足りたかというのはちょっと確認しておりませんが、やはり建設費のほうも大分上昇しておりますので、その関係もあるものと思われま

それとですね、もう一つ今回建設費は入札が終わった件で建設費がほかの地区で出るところがありますけれども、今回起債を利用するということで、起債のために5%多目ぐらいということでちょっと予算を計上しております。なぜかと申し上げますと、起債、建設費を超えた分、超えた分は一般財源になる、当初起債で協議した分しかできませんので、協議するために5%上乘せという形で予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） その新庁舎のオフィス実施設計支援業務委託費ですね。わかるのはわかりました。ただ、設計の時点で大体のレイアウトつつうのはわかっとかない。中のレイアウト

トっちゅうのか、一体型でつくるとすればその中でこういう配置をするとか、こういうふうにするとかいうその辺のレイアウトのが設計ってなると設計の時点でちゃんとわかつかないと。これは結局建設に入ってからアドバイスですからね。だからその辺がどうもちょっとわかりづらいんですが、どのようなアドバイスをされるのかちょっとですね。もう今のうちにちゃんとした設計ができるように実績ができあがるときには完全にレイアウトあたりはできとかなないといけなと思うんだけどこれは素人考えなのか。その辺。ちょっともうちょっと詳しく説明いただければと思うんですけども。

それから消防団詰所の件ですけども、これは強度不足でそれを補うための建設費の不足分ということだったのかな。それやったんですかね。棟数がですよ、全部で何棟やったかな。十何棟だったかと思うんですけども、その辺をもう1回ちょっと詳しくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 田上総務課審議員。

○総務課審議員（田上勝志君） 14番中村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

オフィスですね、こちらの今回の事業につきましてはですね、単にオフィスのレイアウトやサインのレイアウトの設計を行うだけではなくてですね、今年度ですね、調べて調査いたしました什器、備品ですね、キャビネとか机、椅子等の各備品ですね、今度それを実際新しい庁舎で使えるかどうかですね、そういったところの調査、それから新しく何台買えばいいとかかですね、そういったところの計画、その辺も今後ですね、時間をかけて設計を行っていただく形になるんですね。計画書を作成するような形になります。ですから建物の実設計がですね、終了したと同時にこちらがすぐ終わるといような事業ではございませんで、これは最後移転してなおかつそのサイン計画、レイアウト計画が本当にそれでよかったのか、そこまでですね、何て言うんですか、検証して、見直しが必要であればその見直しまで計画していただくというところの事業になりますので、供与を開始された後もですね、令和4年度を予定しておりますけど、そこまで一つの業者様のほうにですね、計画書を作成していただくというような事業になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） 14番中村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今回震災によって被害を受けた詰所全て12カ所建てかえ、補修関係になります。今回6カ所以外に申し上げますと、まず小峯が格納庫です。それから堂園が詰所兼格納庫ですね。それと櫛島は詰所の改修になります。こちらは現在の場所に。小峯はちょっと場所変わりますけれども。それとあと3カ所になりますけれども、広崎それから木山、市ノ城、蛭子町、下町、市ノ後団地それと寺迫、この3カ所に関しましては前の土地に建設が不可能ということで現在土地を探しているということでまだ取りかかっておりません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。

議案第131号、益城町一般会計予算補正書の中の寄附金ですね。寄附金の、ページが11ページです。寄附金のふるさと納税のことでちょっとお伺いいたしたいと思います。9,000万増えておりますので大分努力されたと思いますがその理由を何かあれば教えてもらいたいと思います。

それからページが15ページですかね。2目の企画費の中の8節の報償費かな。寄附金謝礼品2,700万ていうのが返礼品の代金だけなのかとですね、13節の委託料のふるさと納税業務委託料というのは何を1,386万円も委託するのか、この2点をちょっと教えてもらいたいと思いますが。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 4番下田議員の1回目の質問にお答えいたします。

議案第131号、一般会計補正予算書の11ページです。寄附金のふるさと納税9,000万円の予算計上となっております。当初予算で6,000万円それから9,000万増やしまして1億5,000万円の予算に増額をしているというところです。

一番の理由としましては返礼品の品目数が今200ぐらいに増えておりますので、そういうところがですね、一番大きな要因ではなかろうかというふうに思っております。あとサイトのほうもですね、申し込みサイトのほうも三つぐらい今お願いしておりますので、その中でも楽天市場のサイトが一番寄附金の額が多くなっているというふうな状況です。

一応1億5,000万円では年度末の見込みにはなっておりますけれども、11月末で1億近くまでですね、寄附金が増加をしておりますして11月だけで5,000万円ぐらいの寄附金をいただいたというような状況ですので、1億5,000万円までは届くのではなかろうかというふうに考えております。

それから歳出のほうのページが15ページです。報償費、企画費の報償費2,700万円の謝礼品につきましては返礼品のお金の分ということです。それから13節の委託料ですけれども、こちらのほうはサイトの運営とかですね、あとは返礼品のいろんな返礼品のほうをいろんなところ、いろんな業者さんと契約をしていただくとかですね、サイトのほうへの掲載をしていただくような業務あたりを行っていただいたり、ワンストップ特例の通知を出していただいたりとかいろんな業務を委託している分の業者への委託料という形になっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

国が言う3割以内というのは、ふるさと納税の返礼品と委託料まで含んで3割以内という見解でいいんですかね。その辺を教えてもらいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 4番下田議員の2回目の質問にお答えいたします。

返礼品の3割以内という基準についてはどこが対象になつてるとのことですけれども、返礼品の割合が3割以内というふうになっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

まず、議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中まずページ数は28ページ、29ページ、先ほど同僚議員から委託料、小学校屋内運動場非構造部材改修工事管理委託料5校分として1,100万、あと中学校のほうに委託料のほうに220万と、小学校の屋内工事請負費で9,300万と中学校のほうに工事請負費が1,600万で計上されております。その非構造部材等改修工事の内容は天井の照明、バスケットボールの落下防止等ということをお先ほどお答えいたしましたけれども、これで非構造部材の改修工事は全て完了するかどうかというのがまず第1点です。

それと中学校の場合、工事請負費のほうに1,600万円、小学校は5校で9,300万円です。ということは、単純に計算すると中学校1校が1,600万ですから、小学校5校を計算すると単純に計算すれば8,000万になるんですけども、それが9,300万円になってるわけですから、多分各校によって、小学校の各校によってその金額が違ってくると思いますのでその内訳を教えてください。

それからページ数34ページ、これもまた同僚議員から詰所の分で3,500万の6カ所分ということで質問がありましたけれども、私が質問したいのはこの3,500万で詰所は完了するのか。全て工事は完了するのかっていうことをちょっとお伺いしたいと思っております。

それから議案第134号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）中、これは8ページですね、ページ数。委託料で脱水ケーキ処分委託料で220万計上されております。これはもう言葉がちょっとわからないので、脱水ケーキってというのは一体何なのかちゅうのをちょっと教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案131号、一般会計補正予算の、ページで言いますと28ページ及び29ページの小中学校の学校管理費13節及び15節の非構造部材の改修工事についての御質問でございますけれども、まずこの工事で全て完了かということでございますけれども、小学校は5校全部完了いたします。中学校につきましては木山中学校の分を計上してございまして益城中学校につきましては現在建てかえ中ということでございます。

金額の内訳ということでございますけれども、小学校につきましては飯野小、中央小、津森小につきましては1カ所1,500万円の予算を計上してございます。広安小学校と広安西小学校が各2,400万円の計上でございます。中学校につきましては木山中学校が1,600万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） 危機管理課の富永です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書、第3号中の34ページ、3,500万の今回補

正になりますけれども、このほかにまた修理があるかということの御質問だと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおりまだ3カ所場所が決まってないところがあります。そちらに関しましては設計費、建設費につきましては来年度予算に組むというところで、それともう1カ所櫛島の件なんですけれども、こちらのほうも一応来年度予算に計上する予定でしております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒木下水道課長。

○下水道課長（荒木栄一君） 下水道課の荒木です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第134号、令和元年度益城町公共下水道会計補正予算、第3号中8ページ、1款1項2目施設費13節でございます。

この脱水ケーキとは何かということですが、トイレからいろんなものが流れてきまして最後にですね、トイレットペーパーとかいろんなものを集めまして絞り取ってですね、それをですね、今は荒尾のクリーン発酵九州さんのほうに1トン当たり1万円で委託契約を行っております。

その前の12節のほうでもですね、今回当初予定しておりました流入量がですね、かなり増加しまして不足するものですから今回補正をお願いしておりますところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。非構造部材のやつですけども、中学校は木山中学校1,600万で工事をするってということで、益城中は今、今度新しくできるってことですので、これはもう当初からも非構造部材に関しては手当はちゃんとしてあるものだと思いますが、それをお聞きしたいと思います。

それから、消防団詰所に関しては、あとまだ残り3カ所と、あと櫛島の1カ所を来年度当初予算で上げるってことでお聞きしましたので、それをお願いしたいと思います。

脱水ケーキはわかりました。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課の金原です。吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

益城中学校の非構造部材については、ちゃんとそういう落下防止とかしてあるかという御質問かと思いますが、そういうことで設計もちゃんとしてありますので大丈夫です。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ここでですね、暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。

第131号です。一般会計補正予算書のページ19ページですね。19ページの3-1-1-20の障害児施設給付費について、ちょっと詳細な説明をお願いいたします。

次が、ページ21ページですね。21ページ、3-3-1-23ですね。災害援護資金償還金ということでもありますけれども、この中身とですね、経緯、これがですね、財源内訳でその他になってますのでこの経緯をちょっとお願いいたします。

次が、ページで言いますと32ページ。10-7-3-11のこれ学校給食センターの光熱費ですかね。この光熱費についての説明をお願いいたします。これについてはどれぐらいの、例えば月幾らぐらい実際かかっているんですよとかですね、530万で結構大きな数字の補正だと思うのでよろしくお願いいたします。

それとですね、最後にそのまま33ページですね。次のページの33ページの11-2-3-15の先ほど議員が、同僚議員がお尋ねされました公園災害復旧工事費の1億4,200万の分なんですけども、これが地方債になってるんですよね。この地方債というのが大きいものですから、これ補助対象になぜならなかったのかをですね、説明ください。

以上4点です。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） おはようございます。福祉課長の塘田でございます。11番野田議員の御質問にお答えをいたします。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書、第3号中19ページ、3款1項1目20節扶助費4,002万2,000円障害児施設給付費についての御質問でございます。

こちらはですね、障害をお持ちの児童の方が施設等を利用される際のサービスの給付費となっております。主なものとしては児童発達支援それから放課後デイサービス、そういった障害児の方が利用されるサービスへの給付費となっております。こちら財源については国から2分の1、それから県からの4分の1が今回の補正でも国庫支出金それから県支出金として計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） おはようございます。11番野田議員の質問にお答えいたします。

議案第131号、益城町一般会計補正予算書、第3号中ですね、ページ数で21ページ、災害援護資金償還金、この内容とこれまでの経緯という御質問ですので、まず経緯のほうから御説明申し上げます。

言うまでもなく今回の熊本地震により被害を受けた世帯に対して生活立て直しのため被害の種類や程度に応じて災害援護資金を貸し付けたものになります。全体の貸付額は当初ですね、80件、貸付金額で言いますと1億9,150万で、この間ですね、今年から通常の償還が始まるわけですが、これまでの間にもう繰上償還を行った分がございます。それが33件で9,047万、これはもう完済済みということです。残りが47件で貸付残額が1億103万円が残っております。それで今回の2,000万ということですが、これが平成31年4月1日から9月30日、令和元年9月30日、半年間ですね、これまでに返済が、繰上償還があった分です。12件。これが2,000万になりますのでその分の償還金として今回計上させていただいております。これは当初予算時にはわからなかった分ですので、今回補正として計上しております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第131号、一般会計補正予算の32ページ、学校給食費の光熱水費についてのお尋ねでございますけれども、これにつきまして学校給食センターの電気代が契約しておりますデマンドがですね、上限を超えたということで契約のデマンドを一つ段階を上げたということで電気代が上がっております。契約をし直したということです。

それと月々の電気代につきましてでございますけれども、すみません、月々の詳細な資料は持ち合わせておりませんが、大体月300万円程度ぐらいかと思います。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

益城町一般会計補正予算書、3号中のページ数でいきますと33ページですかね。こちら1億4,200万円補正しておりますけれども、これがなぜ補助にならなかったかという御質問だったかと思っております。

これにつきましては、災害査定を受けますときに現在完成しております陸上競技場、陸上競技場とあとこの体育館の建物以外のものが一つの査定で、体育館は体育館というその二つの査定を受けております。その中で体育館建設費が今入っておりますけれども、体育館建設に当たっては基本的に取り壊して建設していくわけですが、同時に外構関係ができないということで、28年に陸上競技の体育館以外のほうは災害査定で交付金受け取っておりますので、それが30年で終わるということですので、残念ながら31年度以降への持ち越しができないということでその部分については単独ということで記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、19ページの障害者施設分についてはわかりました。ありがとうございました。

次の21ページの災害救助費についてもわかりました。ありがとうございました。

次の31ページ、32ページですね。光熱費は月300万ほどと、光熱水費ですね、300万ほどと言われたんですけども、できればですね、簡単に稼働日数と稼働時間を教えていただければと思っております。

次の33ページの災害復旧工事費、これ今言われたの内容の理解がちょっと難しかったんですけども、査定、災害の補助査定に上げてなかったということですかね。もう一度よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課の金原です。野田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

学校給食センターの光熱水費につきまして、稼働日数、稼働時間ということでございますけれども、申しわけございませんけれども詳細な資料を持ち合わせておりませんので後ほどお届けしたいと思います。月々の電気代と含めましてですね、後ほど資料を提出させていただきます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

外構関係については、査定に上げてなかったのかということでもありますけれども、外構、建物と園路関係の間の舗装関係はこちらは災害査定上げておりました。ただ、施工決定が28年度ということですので、30年度でそれが終わったというような形で。

それから、ケーブル関係につきましてはちょっと今のところお答えできませんのでこれについては後ほど答えさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。

2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、益城町一般会計補正予算、議案第131号の11ページ、11ページの寄附金の中に一般寄附金、ふるさと納税。これに先ほど同僚議員から聞かれましたけれども、ちょっともう1点ほどお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、ふるさと納税、6,000万当初予算で、今度9,000万と、1億5,000万になりますが、今度の9,000万は見込みだろうと思いますが先ほど説明の中で11月だけで5,000万ということでございますので恐らく今年はこの1億5,000万超すんじゃないかと私なりに思っておりますが、昨年度は大体九千五、六百万だったろうと思います。今年はそれにつけ加えまして相当増えていると思いますが、今後少しは震災もありましたので増えてきたのではなかろうかと思いますが、今年の見通しといたしますか、今1億5,000万の計上でございますけれども、11月だけで5,000万と言われ

ましたがその見通しがわかったらそれをちょっと教えていただきたいと思っております。

それからもう1点はですね、同じ131号でございますが、ページ数は26ページ、まちづくり活動支援補助金の70万、これはまちづくり協議会の中の7団体ですかね。それともまたほかに別にあるわけですか。その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。15番渡辺議員の1回目の御質問にお答えいたします。

議案第131号、一般会計補正予算書のページが11ページ、寄附金のふるさと納税6,000万円を1億5,000万円に増やしているが、今年度の調子はどうかということの御質問だと思えます。

先ほど申しましたように11月が5,000万超寄附がいただいているというような状況です。ふるさと納税につきましては11月、12月、年末が一番寄附をしていただける時期になっておりまして年が明けますとそこまでは寄附金をいただけないというような例年の状況になっております。11月末で1億円ほどいっておりますので、1億5,000万は必ずいきはしないかなというふうに考えております。年明けて3月ほどありますので1億5,000万を少し超えるくらい、1億六、七千万ぐらいは年度末の決算見込みとしてはいくんではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算書、第3号中26ページ土木費、都市計画費の中の19節の負担金補助及び交付金70万でお願いしておりますまちづくり活動支援補助金ということで、この7団体部分という事前説明がございましたが、どういう団体なのかという御質問だったかと思えます。この7団体に関しましてはですね、事前に町のほうに届け出があっておりますまちづくり協議会、こちらから申請が上がっているものでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございます。

このふるさと納税1億5,000万計上されておりますが、今年はちょっと増えるだろうという見込みで年末が一番多いということでございますが、そうしますと昨年度は9,500万ぐらい決算に入れていたんですが今年は倍近くなるかと思えますが、そこでですね、広告の委託料、当初広告の委託料というのはこれは毎年委託料はするわけですかね。その辺をちょっとお尋ねしたい。

それからまちづくり協議会の7団体。1団体に10万円というこの金の使い道。これは何か御指導があつてわけですか。その辺をちょっと教えてください。

以上2点。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の広告委託料が当初予算に計上されているけど、毎年やってるのかというような御質問かと思います。

昨年度まではですね、広告のほうも実施をしておりますして電車への広告だったりですとかですね、あとはサイトでの広告をやったりとかいうところで広告料としてやっておりましてけれども、本年度につきましては今のところ広告についてはやっておりません。委託業者あたりと相談しながら広告あたりもやるところでありますけれども、余り委託業者のほうからもですね、広告の効果は余りないのではなかろうかというような御意見もいただいておりますので、今年度につきましては一応広告費についてはする予定は今のところないということで進めております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど7団体分に支給する、1件当たり10万円、この内訳はどういうものかということだったかと思います。

10万円についてはですね、事前にこういうものに使ってくださいということで手引書をつくっておりますして、その中の様式の中にですね、まず、例えば講師を呼んでですね、まちづくり協議会の中でいろんな勉強会をするというようなときの例えば講師の謝礼代あとは講師の旅費とかですね、あと紙等の消耗品それからぎわいの現地で防災訓練とかいろんなことされてるんですが、そこに使うときの食料費、飲み物、ジュース程度なんですけどもそういうものとかですね、代表的なものはそういうものでございます。あとは印刷、製本費とかいうものでございます。行事がですね、終わりましたら実績報告を出していただいて、内容のほうはうちのほうで確認をいたします。それからイベントをいろいろされておりますが、具体的にもう終わってるところもあるんですが、うちの職員が出向きましてですね、その様子を一緒になって参加してですね、イベントに参加するというような形態をとっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） どうも御回答ありがとうございました。

ふるさと納税の広告は去年と今年委託料としてあったと思いますがね。去年のちょっと。今年の当初予算書に出とったと思いますが。だからそういうことだったんで毎年やったかなと思ってお聞きしましたです。

それからふるさとの支援事業に当たりましては7団体、これ大体どこの地区でしたかね。そればちょっと聞き逃しましたのでお願いします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番渡辺議員の3回目の質問にお答えいたします。

予算計上があったのでは、今年もということの質問かと思います。予算計上のほうを額がはつきりちょっと覚えておりませんが予算計上のほうはして、広告を何かやってふるさと納税の増加へつなげたいというところで予算計上をしておりましたけれども、状況がですね、大分伸びが、ふるさと納税の効果が広告なしで増えてきておりますので、今のところ今年度についてはする予定はないというような状況でございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。15番渡辺議員の3回目の御質問にお答えいたします。

7団体はどこかということでございますが、まず、堂園地区まちづくり協議会、福原地区まちづくり協議会、寺中地区まちづくり協議会、上小池地区まちづくり協議会、惣領活力推進委員会、これ名称は違いますけど中身はまちづくり協議会ということでございます。それから川内田地区まちづくり協議会、内寺地区まちづくり協議会、以上の7団体となっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。

一般会計補正予算、第3号中10ページ、17款2項1目1節結婚チャレンジ事業県補助金、これ前からついてはいますけどこの内容というのはどういう内容になってますか。全然変わらないのか、前から。それからカップルはどのぐらいできあがっているのか。この補助のなんて言いますかね、システムといいますか、あれで。

それから、同じページの2目の民生補助費、その3節に多子世帯子育て支援事業補助金、これは何人以上を対象にしているのか、また3人子どもがおったら3人全員なのかそれとも第一子除いて第二子と第三子についての補助なのか。それをお尋ねしたい。

それともう1点。先ほどから同僚議員一生懸命質問してらっしゃいますが、15ページ、2款1項4目の8節報償費、寄附金返戻金ふるさと納税の返礼品なんですけど、このふるさと納税ちゅうのは本当にありがたいものでして今年度は寄附金全体で9,000万と言われてますが、その中で実際返礼を望まない純粋な寄附金というのは幾らぐらいあったのか。完全な寄附ですね。返礼いりませんと。それと返礼品としての品物は前1回聞いたと思いますが増えてるのか増えてないのか。その点についてお尋ねします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。9番榮議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

議案131号の一般会計補正予算の第3号中、ページ10ページの総務費県補助金の中の結婚チャレンジ事業補助金についての御質問でございました。今回ですね、13万5,000円補助金の増額が

ございましたので、当初は10万円で組んでおりましたけども、それに13万5,000円またプラスしたという形で、県からの補助金でございます。

内容としましては結婚イベント、婚活イベントに使ってる分でございます。今回、今年しているのがパワースポット巡りあるいは居酒屋コンとかそういう形で男女の方に来ていただいて一応婚活イベントという形をとらせていただいております。

今年の実績、婚姻の実績はどうかということでございますけれども、現在3組、婚姻のほうで成立しているということでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木下こども未来課長。

○こども未来課長（木下宗徳君） こども未来課長の木下です。よろしく申し上げます。9番榮議員の質問にお答えをいたします。

議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算、第3号中10ページでございます。17款2項1目の児童福祉費補助金の中の多子世帯子育て支援事業補助金ということでございますが、この対象につきましては18歳未満が3人以上おまして第3子が対象ということになっております。この補正につきましてはですね、副食費の4,500円につきまして10月に無償化の分です、対応させていただいておりましたけれども、これにつきまして私立保育所分がちょっと人数把握ができてませんでしたのでその分を増額させていただいております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9番榮議員の質問にお答えいたします。

議案第131号、一般会計予算書のページが15ページ、寄附金の謝礼品で返礼品を辞退される方の寄附金は幾らかという御質問が1点と、返礼品は増加しているのかということの御質問だったと思います。

辞退される方の寄附金額というのが今ちょっと数字を持っておりませんので、後でまたお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

それから、返礼品につきましては今現在200品目ぐらいに増えておりますのでそういう品目が増えたということですね、寄附金の増加につながっているものというふうに思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 結婚したカップルが3組、非常に重要な家族になっていただいて子どもを生んでいただき、益城の住民増加ひいては将来の税収につながっていくと思います。大事なプロジェクトだと思います。

それからもう一つ多子所帯子育て、18歳未満で第3子からが補助対象。だったら5人子どもだったら3、4、5が補助対象。

○こども未来課長（木下宗徳君） いらっしゃれば。

○9番（榮 正敏君） おればですね。じゃあ第1子と第2子はそのあれに入っていないと。わか

りました。

これ全体で、あと益城町の今の中でその対象に当たってる家庭って何世帯ぐらいあるのか。それをちょっとお尋ねします。

それからもう一つ、先ほどの返礼品のあれですけど、今度、米益という益城のヒット商品ができましたので多分それも返礼品の中に入ると思います。今までの200品目の中でナンバーワン、ナンバーツー、ナンバースリー、どれが一番売れているか。プラス米益だと思いますが、それを一つ教えていただきたいと思います。

それから今後、これは非常に言い方悪いんで何もしないで税収が増えるって非常にありがたいことで語弊がありますが、この全国の自治体が一生懸命やってるわけですからここに益城町もプロジェクトチームというものを立ち上げて商品開発プロジェクトチーム、年寄りの頭じゃなくて若い柔軟な頭で発想を持った人たちをプロジェクトチームとして何人かでやっていくという構想はあるのかなのか。

以上それをお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 木下こども未来課長。

○こども未来課長（木下宗徳君） 榮議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、ちょっと関連がありますので20ページをお開け下さい。

3款2項1目の20扶助費、多子世帯副食費ということで210万円ほど歳出で計上させていただいています。先ほど歳入でございましたけれどもこの分につきましては県が2分の1、町が2分の1で補助を出している事業でございます。今度すみません、補正を上げました経緯がですね、まず10月に補正を45名でさせていただいております。これにつきましてはですね、町立保育所分だけを、すみません、計上させていただいております、私立の保育所分についてはちょっと算定漏れがございました。今回80名不足しておりますので、80名分、4,500円の80名の6カ月分ということで計上させていただいております、対象児童が合計今125名というふうになっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9番榮議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

米益も返礼品の中に入れてみてはということ、それから返礼品の上位は何かと、それからプロジェクトチームをつくる予定はないかという御質問だったかと思います。

米益につきましては、もう既にですね、返礼品として中に上げているような状況です。

それから上位の品物、返礼品としましてはやはり肉類がですね、一番人気のようで和牛の切り落としとかすき焼き用の肉だったりしゃぶしゃぶの肉それから赤牛の切り落としとかですね、そういう肉系が上位を占めているというような状況です。

それからプロジェクトチームにつきましては、このふるさと納税だけのプロジェクトチームというものでですね、つくる予定はありませんで、既に動いているプロジェクトチームがありますのでその中でこのふるさと納税の関係も一緒にですね、取り組みを進めていけたらというふうに

考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） わかりました。

ふるさと納税の返礼品の中に品物、品物というあれがありますが、いつだったっけ、NHKの番組であってましたけど例えば益城町に来ていただく。4人とか5人のチームで。それで民泊とか、いろんな名所を案内する。そういうシステムを大阪とどこか2カ所ぐらいやっているということ放送してました。益城の特産ていうと余りありませんけど、今度の震災遺構を巡る、そういうったなんですかね、来ていただいて震災遺構を見て回っていただく、これも品物じゃなくてここを一つの商品価値として返礼品の中につけ加えていく。そういう方法もあるんじゃないかと思います。そういうことを踏まえて事例は後で報告しますが、そういうことを考えていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですからこれで議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第136号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までについての質疑を終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を再開します。

次に、議案第137号「益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」から議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」までの質疑を許します。質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

議案第138号についてお聞きいたしたいと思っております。

この議案第138号ですが、提案理由で「熊本県地域未来投資促進基本計画に基づく地域経済牽引事業を実施する事業者に対し、対象施設に係る固定資産税の課税免除を行おうとするものであるが、そのためには、条例を制定する必要がある」と書いてありますが、まず基本的なこととしてお聞きしたいのが、熊本県地域未来投資促進基本計画というものはいかなるものかということをお聞きしたいのと、それと益城町においてこの事業が予定されてる分があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

2点お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。7番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第138号の中の熊本県地域未来投資促進基本計画についてでございますが、こちらはですね、国が定めます基本方針に基づきまして、事業者が実施します地域経済牽引事業というのがございます。こちらの促進に関する基本計画でございます。熊本県と県内の45市町村、こちらが共同で作成した計画になります。計画期間は平成29年9月から令和4年の3月までの計画でございます。地域におけます経済活動を牽引する事業につきまして支援を行うといったようなことが基本になっております。

町であるのかということでしたが、この基本計画に基づいて事業を実施するためにはですね、先ほど言いました事業者が実施します地域経済牽引事業と、これがまず県に認定してもらわなければいけません。この認定を受けている事業所は町内には現在のところ3事業所がございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） どうもありがとうございました。熊本県地域未来投資促進基本計画というのは平成29年から令和4年の3月まで事業計画するところがあればということで町内においては3事業所あるということですが、その3事業所というのは固有名詞は出せますか。

○産業振興課長（福岡廣徳君） はい。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○7番（吉村建文君） じゃあその3事業所をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど言いました事業所につきましてはですね、経済産業省のホームページの中で地域未来牽引企業選定一覧というのがございまして、この中に出ていますので公表できるということで、公表させていただきますが、熊本交通運輸さんと、果実堂さんと丸菱さんが三つがあったと思います。ただ今回の税条例につきましてはこの3事業所とはちょっと関係ございませんので。今回の税条例は今後のということになりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は議案第137号、138号、139号、140号、141号、142号、143号及び144号について質問します。

まず、第137号、益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての中で3点質問します。

一つは、本議案と同じような下水道事業設置条例では組織という条項で水道課をうたってありま

すけれども、今回の下水道事業設置条例では、下水道課という組織の表現がないのはなぜですか。これが1点です。

それから2点目は、今回国の指導で公営企業会計に移行しようとするわけなんですけれども、いろいろ心配するところがあります。そこで、この公営企業会計に移行した場合のメリット、デメリットについてお聞きしたいと思います。特に今後ですね、このデメリットへの対策というのが必要になるかと思うんですが、今回は、デメリットまでということでお答えをいただきたいと思います。

3番目に、条例の附則の中で、益城町特別会計設置条例の一部改正、これが今回なされております。益城町特別会計設置条例の改正を本議案第137号の中で、しかも本文ではなく付表で改正するのに若干違和感を感じてしまうんですが、これでよいのかということをお聞きしたいと思います。

次に、議案第138号であります。益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてから2点質問する予定だったんですが、同僚議員のほうから1問はもうされましたので、じゃあ1点だけ。非常に条例の題名が長いんですけど、もう少し何々関するとか何々におけるとか短い表現にはならないんですか。これだけ、1点だけちょっと教えてください。

次に、ベースアップ関連の議案第139号から議案第144号までの議案共通として質問します。

昨年のベースアップのときも申し上げましたが、皆様も御承知のように、熊本地震で大きな被害を受けた我が町は、国や県の御配慮により、着実に復旧、復興をさせていただいております。しかしながら町の財政は、先の9月議会でも申し上げてきましたが、町の債務残高は約450億円にならんとしております。国や県の支援をいただいたとしても約150億円は町の独自の持ち出しが必要となります。さらに、中期財政見積もりからも来年度、令和2年度の収支は約9億円の財源不足、その後も厳しい財政状況になると予想されております。にもかかわらず、たとえ少額と言えども他の町同様にベースアップすることについて、町民の皆様の御理解が得られるのか、私はやや心配をしております。

そこで2点質問します。

このような厳しい財政状況において、今回ベースアップをしなければならない理由について伺いしたいと思います。

それから2点目は、ほかの町村の職員及び議員も含めてですね、それから民間団体の給与水準平均との比較、これは何かなされたんでしょうか。もしその資料があるんだったらお示しをいただきたいと思います。

それから3点目、これは議案の中身のことなんですが、議案第141号から議案第144号までの4議案について、1条で上げた比率を2条で下げる、やや複雑な改正が行われております。この決定する比率は民間との差額分、つまり令和2年の4月1日、これが一つのベースとなっているんですが、これを1回だけ、令和元年4月までさかのぼってその比率を出して4月から施行するのであれば、令和元年の4月から施行するのであれば、差額を支給するというところで上げる比

率は1本にはできないだろうか、というふうな疑問を感じました。

以上、質問多々ありましたけども、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

失礼しました。

中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 済いません、言葉が出ず申しわけございません。総務課長の中桐です。12番宮崎議員の私のほうからの附則の改正についての御説明のほうさせていただきたいというふうに思います。

今回、下水道事業の設置等に関する条例の制定についてということで新しく条例を制定して、その中で、附則のほうで特別会計関係の公共下水道及び農排水の特別会計のほうを廃止するというので附則のほうで定めております。これは法制執務上、例えばある条例の制定または改廃に伴って他の条例を改廃する場合はですね、一つ独立した一部改正条例、廃止する条例を制定するのではなく、その改廃の原因となった条例の附則でこれを改廃するというので定められております。要するに関係上こちらのほうが関係してきますのでこの附則のほうで1本で、個別にするんじゃなくて1本で附則のほうで条例改正を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒木下水道課長。

○下水道課長（荒木栄一君） 下水道課の荒木です。12番宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第137号、益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての御質問の一つで、水道事業との設置条例の違いについての御質問にお答えさせていただきます。

今回の益城町下水道事業の設置等に関する条例につきましては、町公営企業法適用対象事業である公共下水道事業、農業集落排水事業は、条例により全適用または一部適用が選択できる任意適用事業となっております。この全部適用と一部適用の違いを申しますのが、組織として全部適用の場合は水道事業同様管理者を設置することになっておりますが、一部適用の場合は管理者の権限は長である町長が行うこととなっております。

本町としましては、現在、復興事業において職員の数にも限りがあり、現行の組織体制を生かしての地方公営企業の運用となるよう一部適用を採用することにいたしました。

なお、水道事業におきましては、全部適用のため管理者を設置する必要があり、水道事業設置条例の第3条の組織となっております。今回の下水道事業につきましては一部適用に伴う管理者を設置する必要がなく、または全国の一部適用を採用している市町村の条例を参考に今回の下水道事業の設置等に関する条例第1条に下水道事業を設置することにいたしました。現在、菊池郡大津町さんも本町と同様に進めていらっしゃいます。

次に、二つ目の御質問、企業会計移行に伴いますメリット、デメリットについてお答えさせていただきます。まず、主なメリットにつきましては、一つ目に使用料改定の際に住民に経費負担が説明しやすくなります。二つ目に、ストック、資産、負債の情報が把握できます。三つ目に施設の計画的な維持、更新ができます。四つ目に、官庁会計に比べ弾力的な会計処理が許されま

す。五つ目に、一般会計からの繰入基準が明確になります。六つ目に消費税の軽減、減価償却費、一般会計繰入金の常用活用が可能になります。七つ目に職員のですね、コスト削減の向上が図れるということです。八つ目に費用対効果の考え方に基づく事業運営ができることです。以上が公営企業会計移行に伴いますメリットと考えられます。

また、デメリットにつきましては、移行準備に際しまして膨大な時間と労力、費用を費やしていることです。二つ目に基準外のですね、繰入金が抑制されかねないことでございます。三つ目にですね、費用対効果を強く意識するため従来の整備計画の見直しを迫られる可能性があることです。以上がデメリットが考えられるところでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 深江税務課長。

○税務課長（深江健一君） こんにちは。税務課長の深江でございます。12番宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第138号、益城町地域経済牽引事業の促進に地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてということで、議員さんのほうからちょっとタイトルが長いんじゃないかという御指摘をいただきました。

これは実は昨日ですね、町長のお答えさせていただいた答弁の中からも具体的に法律名が出てくるんですが、こちらのほうが国の法律で企業立地促進法の一部改正ということで今回地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律というのが平成29年の7月に発表されたわけです。それをもちまして各市町村がですね、同様にその下にうちの分でしたら固定資産税の免除とかそういったのが入るような条例をつくる必要がございました。それでなるべく誘致されるお客様には国の事業と町の事業は一体であるということでもわかりやすくするためにも今回こういうタイトルになってると思います。

あと、内容につきましては昨日町長が説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。12番宮崎議員の給与改定の関係の御質問のほうにお答えをさせていただきたいと思っております。

幾つか質問がございましたので、まずベースアップをしなければならない理由というのがまず一つ目でございます。これは昨年度の12月議会のほうでもお話をさせていただいたところと重なるところがございますけど、まず給与改定しないと職員のモチベーションが下がるあるいは地域経済への影響も大きい、あるいは今後の職員採用にかかわる、あるいは職員の退職手当等様々な手当てに影響することがあるということで昨年の12月のほうにお話をさせていただいたところでございます。

それとあわせまして、今回の人事院勧告に伴う給与改定の根拠としまして、地方公務員法第14条、こちらのほうに情勢適応の原則という原則がございます。それともう一つ、同じく地方公務員法第24条の第2項、こちらのほうに均衡の原則というのがございます。この二つの条文が一応

人事院勧告に基づく地方公務員法上の根拠という形になります。

まず、14条におきましては、「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」というのが第14条です。もう一つ第24条の第2項、こちらのほうが、職員の給与は、生計費及び国及び他の地方自治体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないというのがございます。この2条が人事院勧告に基づく各地方公共団体が給与改定を行う一応根拠という形になります。

次に、職員モチベーションにつきましては、昨年12月のほうでも申し上げましたとおり、民間はもとより他の自治体でも給与格差が出てくるという形になります。御質問の二つ目に他の自治体との比較は行ったのかとかあるいは民間事業者との比較は行ったのかという御質問がございました。これは国の人事委員会のほうが民間会社等の給与関係と国家公務員の関係との給与関係と県の人事委員会のほうが県内の事業所と県の給与関係との格差について調査をしております。それに基づいて今回人事院勧告等が行われたという形になります。大体民間の給与との格差が約400円程度とボーナス月数が0.05月公務員のほうが少なかったということでございます。それに基づくとということでございます。一応今回の給与水準の引き上げにつきましてはあくまでも若手職員です。30代半ばくらいの職員に対する給与改正ということでまず御理解いただきたいと、給与法の改正につきましてははですね、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

もう一つ、他の自治体の指数ということでラスパイレス指数というのがございます。これは国家公務員の給与を100とした場合、各地方団体はどれぐらいの水準であるのかという水準でございませうけど、まだ31年度はまだ公表されておられませんのでなかなか発表はできないんですけど、昨年、30年度の本当のラスパイレスの指数につきましては、93.1です。国が100に対して町は93.1です。県内の45自治体の中で39番目です。下から7番目という低い数字でございませう。県内の市町村の平均が97.7です。県内の市を除いた町村の平均が94.7という形になっております。実質上本当の給与についてはほかの自治体より低め、平均よりは低めという形になっております。仮に給与改定を行わないであれば初任給と若手職員とほかの自治体との若手職員の格差が出てくると、またラスパイレス指数でもまた上げないであればまたその分が下がるという形になりますので、そこがちょっと採用にも職員的にも採用にもかかわってくるのかなというふうに考えております。

もう一つが141号から144号でございませうけども、これ実質上、下げるのではなくて均衡化を図るという形の条例の改正分でございませう。

以上でございませう。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。

まずですね、最初に質問いたしました137号、益城町下水道設置等に関する条例の制定ですね。これについては大体理解できました。ただ一つだけですね、先ほど総務課長のほうからちょっと御説明があったんですが、益城町特別会計設置条例でその後これをですね、修正するのかわらない

のか。要は特別会計の変更についてですね、今回の条例137号で付表のところでは修正してある。これが一つの根拠च्छゅうのはわかりました。ここにもしとかなきゃいかん。そのほかにも益城町特別会計設置条例を修正するのかもしれないのか、これだけちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それから、2番目に質問しました議案第138号ですね。表題が非常に長いと、こういうやつについては法律とあわせてるんだと、こういうことですから非常に今後運用、これ使うとき使いつらいかと思えますけどそういう趣旨であればやむを得ないと。非常に使いつらいし2行になる。非常にやりづらいただろうなとは思っています。

それからですね、ベースアップの件なんですけど、上げる理由、上げる理由は十分わかりました。ただ問題はですね、益城町の今の財政状況と今後の財政見積もり、これはきちっと加味をされるのかどうか。どっから財源をどういうふうに持ってくるのか。これの回答は今なかったような気がするんです。これは今後どうされるのか。これが1点と、もう一つはですね、いろいろ私のほうも資料等で益城町の職員がこの熊本県でどれぐらいのランクに、給与水準にあるのか、それからもう一つがですね、一般のサラリーマンの平均、熊本県内の。これの給与水準がどれくらいあるのか、それから議員さんの給与はどれぐらいの水準にあるのか、一応これは全部調べております。その中で、本当に調べて上げなければならないのか。下げたほうがいいのか確かでしょう。上げられれば。地震前だったら私ももろ手を挙げて賛成します。でも今町の状況はなかなか厳しい。特に我々責任ある人たちがきちっと把握をして町民と一体となって進めなきゃいかんとば進めなきゃいかん、こういうふうに思いますので、その観点から町ですね、財政状況は加味してこれは言ってるのかと、当然言ってると思えますけど、このあたりについて説明をいただければありがたいと思います。

以上2回目の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

議案第137号の特別会計の設置条例の改正の内容についてということではよろしいでしょうか。一応現在が特別会計のほうで条例で定めているものにつきましては公共下水道特別会計それから農業集落排水特別会計それから土地取得特別会計、3会計を今条例で定めて特別会計の設置条例の中にあるというふうな状況です。

今回、公営企業のほうに公共下水道と農業集落排水事業が移行しますので、その特別会計がなくなる関係で残るのが土地取得特別会計の一つだけになるというふうな内容になっております。そういう内容の中でこの1条中の条文を変更をして土地取得特別会計だけが残りますので、条文の中に土地取得特別会計の名称と目的を入れ込んだような形にしているというふうな状況です。各号を削るといところが1から3号までに特別会計の名称を載せておりましたので、その各号を削るといふうな状況にしております。こちらのほうちょっと特別会計の新旧対照表のほうがありますので、そちらのほうをちょっとわかりづらくなっていたと思っておりますので、こちらのほうを配付させていただきたいというふうなふうに思います。

それから続きまして、給与改定関係の財源の関係になります。給与関係につきましては、特別何か特定財源があるということではありませんで、一般財源が財源になるというような状況になります。一般財源としては町税だったり地方交付税等が主なものということになりますけども、当然現在町税につきましては少しずつですね、地震以降また地震前の額まで戻って少しずつ増えているような状況にありますが、そんなに大幅に伸びるようなものではないような状況にあります。その中で財政見通しとしても財源不足のような状況にあるところではありますが、一応給与のベースアップはベースアップとしてですね、給与改定を行い、基準としては他市町村と同じような基準にしておきながらあと給与改定、当然財源不足が見込まれる場合には最終的には人件費のカットあたりですね、考えなければならないというような状況になった場合にはそちらはそちらのほうで財源の確保をやっていくということがまた必要になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、議案第137号「益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」から議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」まで質疑を終わります。

なお、詳細につきましては各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」までの17議案につきましては、お手元に配付してありますとおり、常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」までの17議案につきましてはお手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了いたしました。これにて散会します。

散会 午後2時06分

12 月 12 日（木曜日）

令和元年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和元年12月10日午前10時00分招集
2. 令和元年12月12日午前10時00分開議
3. 令和元年12月12日午後3時33分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 6番 松本昭一議員
- 3番 上村幸輝議員
- 8番 甲斐康之議員
- 11番 野田祐士議員
- 9番 榮 正敏議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮 正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本 貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田 浩君
会計管理者	後藤奈保子君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	田上勝志君	危機管理課長	富永清徳君

企画財政課長	山内裕文君	税務課長	深江健一君
住民保険課長	坂本祐二君	福祉課長	塘田仁君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	松永昇君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君
公営住宅課長	河内正明君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	水上眞一君	下水道課長	荒木栄一君
水道課長	森本光博君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は6名です。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に松本昭一議員、3番目に上村幸輝議員、4番目に甲斐康之議員、5番目に野田祐士議員、6番目に榮正敏議員。以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番、公明党の吉村建文でございます。

朝早くから傍聴に来ていただいている町民の皆様に改めて感謝を申し上げます。

10月の台風19号などに伴う豪雨により、東日本の各地で河川の氾濫や決壊が相次ぎ、多くの被災者が出たことに心より哀悼の意を表します。

また、熊本地震から3年8カ月が過ぎようとしております。益城町においても、先月の30日、益城中学校の安全祈願祭、そして今月の7日には「ONE PIECE」のサンジの像の除幕式など、着々と復旧・復興の歩みを進めております。

本日は3点到りまして質問をさせていただきます。

1点目、都市計画について。

2点目、教育問題について。

3点目、防災・減災について。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに1点目、四賢婦人記念館について。オープンして7カ月が経過しましたが、月平均の入

場者数はどうなっていますでしょうか。

2点目、記念館の1カ月の経費は平均で幾らかかっているのでしょうか。

3点目、四賢婦人記念館に行くための道路拡張計画はどうなっているのでしょうか。

4点目、潮井自然公園の整備について、今後どのような計画になっているのか。また、これまでに整備に費やした金額はいかほどか、お伺いいたします。

実は10月末に久しぶりに四賢婦人記念館に行ってみりました。その日は2名の案内人の方がおられ、お話を伺いました。記念館は、現在18名の「はらからの会」のメンバーによって展示案内されているということで、1日2名体制で記念館を案内しているとのことでした。

そこでさまざまな意見をお伺いしましたが、まず課題はなんですかと質問したところ、記念館に行くまでの道路を何とかして欲しい。これが最大の課題ですとおっしゃっておられました。先日、団体で来られたお客様がマイクロバスで来られたのですが、道が狭くて、バックで入って来られたということでした。運転手さんの不慣れなせいもあったでしょうが、不便さを実感されたそうです。

また、こんな話も伺いました。益城町が地震後、このような文化施設を早目に移転して再建されたことは、対外的にもすばらしいことだとおっしゃっておられました。ただ、場所が不便なところにあるのが難点だと。このことは、ここにおられる皆さんも誰もがそう思っているのではないのでしょうか。

また、リピーターの方も意外と多く、東京、関西からも関心を持って来られているとのことでした。

また、四賢婦人記念館を有する潮井自然公園の整備について、いつぐらいまでにできるのかとの声も上がっていました。

町当局の意見をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） おはようございます。

ただいま7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、四賢婦人記念館の月平均の入場者数はどうなっているかについてお答えいたします。

本年の4月に開館しました四賢婦人記念館の来館者数につきましては、11月末現在において、大人・高校生が1,065名、小学生・中学生が75名、合計1,140名が来館されております。月平均にしますと、約162名の来館となります。

来館者につきましては、遠くは関東地方をはじめ、県内外からも多く来館いただいております。特に矢嶋楯子が初代院長を務めました女子学院関係者や、日本キリスト教婦人矯風会の関係者の方々が多く来館されております。

町内につきましては、津森小学校の児童や各地区のサロンを中心とした団体来館が主であります。現在、小学生に四賢婦人の功績をわかりやすくまとめた展示パネル等を作成しております。学習漫画とあわせて四賢婦人への興味・関心を喚起しまして、来館者の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

一つ目の御質問の2点目、四賢婦人館の1カ月の経費は平均幾らかかっているのかについてお答えいたします。

四賢婦人記念館の1カ月の経費につきましては、電気・水道料の光熱水費、発券機のリース料、警備料等の経費を加えまして、1カ月の経費の平均額は12万1,553円となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和元年第4回益城町議会定例会も3日目を迎えております。今回は一般質問ということで、6名の議員の皆様の質問をいただいております。しっかり答弁させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、7番吉村議員の都市計画についての質問にお答えをします。

吉村議員の一つ目の御質問の3点目、四賢婦人館に行くための道路拡張計画はどうなっているのかにつきましてお答えをいたします。

四賢婦人記念館が潮井自然公園内に移転し、加えて同自然公園内に熊本地震に関連しました布田川断層帯が国の天然記念物として指定を受け、四賢婦人記念館を含む潮井自然公園は、他の自然公園にはない魅力を持つ公園・施設としまして、多くの観光客や教育旅行生などにその魅力を発信しているところであります。

このため、四賢婦人記念館へのアクセス道路の整備につきましては、喫緊の課題と認識をしております。

現在、アクセスルートとしましては、県道熊本高森線から杉堂集落内の町道を通るルートと、町道農免道線からの農道を通るルートがあります。しかし、いずれのルートも高低差が激しいことや、加えて県道熊本高森線からのルートは集落内を通過していること、町道農免道線からのルートは厳しい地形の区間があるなど、整備において検討しなければならない課題があります。

さらに、この両ルートは、四賢婦人記念館に対しまして、北からのルートと南からのルートと、アクセスの方向が異なりますので、観光客や教育旅行生などにとりまして、どの方面からのアクセスがよいのかなどをあわせて検討する必要があります。

町では、これらの課題に費用対効果の観点などを加え、総合的に検討を行い、別の新たなルートも含め、どのルートを改良するのかを至急決定し、事業化を図ってまいりたいと考えております。

7番吉村議員の一つ目の御質問の4点目、潮井自然公園内の整備について、今後どのような計画になっているのか。また、これまでに整備に費やした金額はいかほどかにつきましてお答えをいたします。

潮井自然公園整備事業は、周辺から湧き出る豊富な湧水などの自然環境を最大限に生かし、自然と調和した親水化公園整備事業としまして、平成25年に都市計画決定を行い、整備を進めてまいりました。これまでに公園内の造成工事、園路整備、橋梁整備、張芝整備工事などを行ってお

ります。これまでに整備に費やした金額は、測量、工事費や用地費などで約2億3,000万円となっております。今後、トイレなどの公園として必要となる施設の整備を行っていく予定です。

しかし、都市計画決定後に公園内に四賢婦人記念館が建設され、熊本地震による布田川断層帯が天然記念物に指定されましたため、湧き出る豊富な湧水などの自然環境とともに、他の自然公園にはない、これらの魅力を最大限発揮する公園とする必要があると考えています。

このため、現在の公園整備計画に、これらの視点を加えた見直しが必要です。至急、この見直しを行い、新たな潮井自然公園の整備内容を策定し、あわせて事業計画を立案し、財政状況にもよりますが、早急に整備を進めてまいります。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 四賢婦人記念館の現状はわかりました。第6次益城町総合計画では、2019年度の来場者数が2,000名、2020年度が3,000名と計画されておりますが、具体的に来場者を増員する案はあるのでしょうか、お伺いいたします。

私も、この質問をするに当たって、たびたび記念館を訪問させていただきました。県道28号線を津森方面に向けて車を走らせますと、益城カラーのえんじ色の案内板があります。杉堂地区内に入りますと、普通車がぎりぎりを通る道幅の狭い道を通り抜けて、記念館にたどり着きます。案内板が設置してあるのは、県道28号線を使った道路のみです。

そこで、提案したいのですが、記念館につながる道はもう一つあります。先ほども申しましたけども、皆さんも御存じだと思いますが、グランメッセ木山線を小谷方面に向けて走るルートです。また、この道を利用して熊本空港へ記念館から向かいますと、約10分で着くことができます。道路拡張がすぐにできないのであれば、熊本空港から記念館までの近道である道路の案内板の設置をお願いしたいと思います。町長の見解をお伺いします。

実際に熊本空港から四賢婦人記念館まで車を走らせますと、今はナビがレンタカーにも必ずついていて、第二空港線を南下して、益城町小谷の信号を左折して、津森の郵便局をまた左折して、県道28号線を上る行程をナビは教えてくれます。所要時間は約15分です。しかし、熊本空港から別のルートで行きますと、約10分で四賢婦人記念館に到着することができます。

ただし、道案内の表示板が必要です。また、このルートを使えば、マイクロバスは通ることができます。道路拡張ができるまでのつなぎとしても、この案内板を設置していただけないでしょうか。

私も以前、旅行会社に勤務していたときがありまして、団体旅行の場合、空港へ到着する時間は、最低でも2時間はとっておりました。逆の見方をすれば、空港まで10分で行ける観光地は、旅行者にとってみれば、最高の立地条件を満たしていることとなります。四賢婦人館と震災遺構である潮井自然公園を組み合わせれば、益城町にとって最大の観光資源になると思います。

まずは、益城カラーのえんじ色で表示された案内板の設置を望みますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、四賢婦人記念館に行くための道路拡張計画について回答がありましたが、町は、四賢婦人記念館を含む潮井自然公園は、町の主要観光地の一つとして、多くの観光客や教育旅行生等の

集客を見込んでいるとのことですが、まだルート設計が決まっていないとのことでした。そして、検討を重ね、総合的に考えて、より利便性の向上や地域の活性化につながるよう、できるだけ早く事業化を図ってまいりたいということですが、再度確認をさせていただいていますが、第6次益城町総合計画を見ますと、四賢婦人記念館の来場者数の計画では、今年度が2,000名、令和2年度は3,000名、令和3年度は4,000名、そして令和4年度には5,000名を目標に掲げておられます。

また、潮井自然公園の整備完了も令和4年度を完了目標になっています。潮井自然公園の整備は、平成25年に都市計画決定を行い、測量設計等を開始され、現在までに約2億3,000万円もお金をつぎ込んでいるわけです。来場者数は毎年1,000名の増加を見込んでありますが、その具体的な方策はどうなっているのでしょうか。また、潮井自然公園の整備についても町民の税金が使われているわけですので、平成4年度までにとどれくらいの金額を投資しようと考えているのか、お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員の2回目の御質問、四賢婦人館へのアクセスについて、空港から記念館までに近道である農免道路に案内板の設置ができないかについて、私のほうからお答えします。

現在、空港からの来館者やマイクロバス利用の団体等から、教育委員会に四賢婦人記念館へのアクセスのお尋ねがあった場合には、グランメッセ木山線から西原村方面への農免道路を御案内しているところです。ただ、議員御指摘のとおり、現在、このルートには案内板の設置がされておりません。

そこで、町では、来館者が安全かつ短時間で御来館いただけるように、農免道路からの入り口に1カ所、また、途中の分岐点の3カ所に誘導案内板の設置を計画しております。設置する誘導案内板につきましては、県道高森線及び杉堂集落内に設置しております既存の誘導案内板と同様に、益城町章のカラーでもあります「えんじ色」を採用して、四賢婦人記念館までの距離を表示する予定であります。現在、道路管理者と協議をしております、今年度末までには設置を完了したいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、第6次益城町総合計画では、今年度の来場者数が2,000名、来年度が3,000名を計画しているところです。今年度は、4月からの来場者数の推移からしますと、計画の2,000名はクリアするのではないかと考えております。また、来年度からの3,000名の目標につきましては、早期の交通アクセス網の整備、看板や案内板の設置を充実させることが急務ではなかろうかと思っております。さらには、潮井自然公園の完成や来年度からオープンします熊本県災害ミュージアムにあわせ、来場者も増加につながるようなPR活動を充実させていきたいと考えております。

3点目、四賢婦人記念館に行くための道路拡張計画はどうなっているかという御質問の2回目

と、一つ目の4点目、潮井自然公園の整備について、今後どのような計画になるのか。また、これまでに整備に費やした金額はいかほどかという御質問の2回目についてお答えをします。

まず、潮井自然公園の来訪者数増加の具体的方策と、令和4年度までの投資金額につきましてお答えをします。

潮井自然公園は、先ほど答弁しましたとおり、公園内に四賢婦人記念館が建設されるとともに、布田川断層帯が国の天然記念物に指定されたため、湧き出る豊富な湧水などの自然環境とともに、他の自然公園にはない魅力を備えた公園です。

このため、来場者数を増やすため、もともとの魅力とともに、地震後に加わったこれらの魅力を最大限発揮する必要があると考えています。この新たな魅力という視点を加えた公園整備計画内容の見直しを至急行うこととしておりますので、公園整備をどうするという具体的内容は今後になりますが、新たな公園整備を来訪者数の増加につなげてまいりたいと考えています。

なお、現在の公園整備計画では、令和4年度までの今後の事業費は約2億6,000万円としていますが、新たな公園整備計画の内容によりましては、この金額も変わってくるのが想定されます。

次に、道路拡張計画はどうかについてお答えをします。

新たな潮井自然公園の整備計画の見直しを行うこととしておりますので、これにより四賢婦人記念館や国指定文化財の布田川断層を含めた潮井自然公園へ、多くの観光客や教育旅行生の皆様が来ていただけるような魅力を発信しながら、来場者の皆様の利便性や安全性を考慮し、道路整備計画を至急決定してまいります。その上で新たな公園整備計画による潮井自然公園の供用開始時期も見据え、事業化を図ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁ありがとうございます。

潮井自然公園は、令和4年度までの事業費が約2億6,000万円としておられるということで、合計4億9,000万円を使って整備をされるわけですが、潮井記念公園ができて、それにアクセスする道路を拡張しなければ、宝の持ち腐れになることはもうわかっているわけですから、ぜひ道路拡張には鋭意努力をしていただきたいと思います。

次に、10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。公明党では、2006年に発表した少子社会トータルプランで、幼児教育無償化を掲げ、所得の低い世帯や多子世帯などを中心に無償化や負担軽減を段階的に実現させてきました。こうした長年の取り組みが大きく実を結んだのが、今回の幼保無償化であります。

公明党は、幼児教育・保育の無償化について、全国の議員が子育て家庭や施設関係者にアンケートを行う実態調査を先月の11日からスタートしました。私も町内の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育施設、また、幼いお子さんを持つ保護者の方々にアンケート調査をさせていただきました。さまざまな意見を聞かせてもらいました。

今回の幼保無償化は、少子化対策、子育て世帯支援を大幅に拡充させる大改革ですが、これはゴールではなく、新たなスタートです。大改革だからこそ、課題も出てくるでしょうし、よりよ

い制度にするための改善も求められます。課題は地域や個人ごとにさまざまであり、解決に向けて、まず実情を把握し、見える化することが重要であります。

そこで、町は無償化に対する誤解や疑問の声が上がっている、そのような声を把握されているのか、お伺いします。

次に、放課後児童クラブについてお伺いします。

このアンケート調査をしているときに、益城中央小学校の保護者の方から住民相談を受けました。益城中央小学校では、児童数が年々増えてきており、学童保育の教室も定員オーバーの状態が数年以上続いており、また、震災後、一人で留守番させたくない保護者もいるとのことで、何とかならないものかというものでした。

町としても、これらの声が上がっているとの認識はあると思いますが、どのように対応なされているのか、お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、10月から幼保無償化が始まったが、多くの子育て世帯に喜ばれる一方で、無償化に対する誤解や疑問の声が上がっている。町はそのような声を把握しているのかにつきましてお答えをします。

3歳以上の児童につきまして保育料は無償化となりましたが、10月以降はこれまで保育料に含まれていました給食費のおかず代、副食費が保育料と切り離され、別途徴収されるという点がわかりづらいとの指摘がありましたため、無償化前に各保育所を集め、対象となる保護者に対しまして書面で説明を行って行くように指導をしております。そのためか、無償化後に副食費が保育料と別に徴収されることについての混乱等は把握しておりません。

また、昨年度より、熊本県の独自事業として行われている18歳未満から数えて第3子以降の3歳以上の児童の保育料を無償化するという事業につきまして、県より、今年度は副食費も対象とするということで回答をいただき、月4,500円を上限に副食費を無償化しています。

町では、来年度以降も副食費を対象とするよう県に要望をしているところです。

7番吉村議員の二つ目の御質問の2点目、放課後児童クラブについて、益城中央小学校では児童数が年々増えてきており、学童保育の教室をもう一つ増室すべきとの声が上がっているが、町はどのような対応をする予定かにつきましてお答えをします。

益城中央小の児童数は横ばい状態で、令和3年度以降は減少傾向で推移すると予測をしております。益城中央小児童クラブにおきましては、現在、専用棟と体育館ミーティングルームを借用して運営しております。平成28年熊本地震後は、木山中や第五保育所の利用もあり、仮設のプレハブ棟の支援を受けておりましたが、安全面を考慮しまして、今年、撤去しました。このことに伴い、今年の5月に体育館のミーティングルームを新たに学校側から借用し、運営しているところです。

また、長期休暇中の児童の居場所につきまして心配される声があり、長期休暇時のみの教室などの利用につきまして、学校と協議を行っているところです。

また、子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果におきましても、放課後児童ク

ラブ、学童保育のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やしてほしいという願望もあり、教育委員会と放課後の居場所の確保につきまして協議をしております。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 幼児教育・保育の無償化に関する実態アンケート調査では、さまざまな御意見を伺いました。保育の質の向上のために何が最も必要だと考えられますかとのアンケート調査では、保育士の処遇改善とスキルアップの回答が数多くありました。また、施設の安定的な経営を続ける上で期待する政策を尋ねたところ、人材の育成・確保への支援を多くの方々が求めておられることがわかりました。

熊本県の独自事業として行われている18歳未満から数えて第3子以降の3歳児以上の保育料を無償化するという事業について、県より、今年度は副食費も対象にするということでありましたが、来年度以降も副食費を対象にするよう県に要望しているとのことですが、私もこの点については、公明党県議と一緒に直接担当者に問い合わせたところ、来年度も予算は上げているとのことでした。そういうことになれば、当然、町としても第3子以降の3歳児の副食費も無償化することになると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問の1点目にお答えさせていただきます。

熊本県が予算化に向けて進めていただいているとお聞きして、大変ありがたく思います。益城町といたしましても、これまで同様、実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、放課後児童クラブについてですが、益城中央小学校の児童数は横ばい状態で、令和3年度以降は児童数は減少傾向で推移すると予想されているみたいですが、放課後児童クラブを利用しようと思われている保護者の方は多いと思います。保護者の方々と懇談をさせていただきまして、現在、専用棟では45名定員であり、あふれ出た児童が体育館のミーティングルームを利用しているという現状をお聞きしております。簡単にもう1カ所、専用施設をつくることは難しいと思いますが、まずは学校の空き教室を使わせていただくとか、教育委員会とも十分に協議をお願いしたいと思います。

また、子どもの放課後の居場所を増やしてほしいという要望もありますので、連携を密にして対応を考えて欲しいと思います。

町長の前向きな答弁をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問の2点目にお答えをさせていただきます。

教育委員会、益城中央小学校と協議し、来年度から長期休暇の間、一時的に教室を使用させていただくことになっております。

今後の子どもの放課後の居場所につきましては、関係各課、教育委員会、学校、こども未来課で連携し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、総合運動部などを充実させ、確保してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、防災・減災についてお伺いいたします。

1点目、冒頭の挨拶で、10月に起きた台風災害のことをお話しさせていただきましたが、10月の台風による被害のうち内水氾濫が各地で起きたことを受け、国土交通省が浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知があったと聞いていますが、本町ではどのような取り組みを考えておられるのか、お伺いします。

2点目、4月に町内全戸に配布したハザードマップの利用法をもっと住民に広く明示したほうがよいと考えますが、町の取り組みはどうでしょうか。

どうして、このようなことを改めて申し述べるかといいますと、さきの台風19号に伴う豪雨により、日本最長の信濃川の上流部、長野県部分に当たる千曲川が各地で氾濫いたしました。長野市穂保では、堤防が決壊し、濁流が多く、民家をのみ込みました。

一方、今回浸水した範囲は、市の洪水ハザードマップの浸水想定区域とほぼ一致しておりました。長野市は、今年の7月に千曲川の洪水ハザードマップを最新版に改定をしておりました。想定する最大雨量を100年に1回程度から改め、1000年に1回程度で、浸水深は20メートル未満まで表示できるようにしていたそうです。8月以降、浸水想定区域に該当する地区で全戸に配布して、市ホームページでも公表し、各地区の代表者への説明会やハザードマップを活用した講座も開催するなど、市民への周知に努めてきたそうであります。こうした矢先の台風19号の襲来です。

翻って、益城町のハザードマップですが、よくできていると思います。浸水想定区域の想定条件も、木山川及び秋津川が氾濫した場合を想定され、また、想定されている雨量は、木山川流域で6時間の継続雨量が494ミリメートルですと明記されています。しかしながら、ここまで読み込んでいる町民の方々はいったいどれくらいいるのか、私は不安であります。被害を受けた方々には申しわけないですが、事前の防災意識を改めて高めなければなりません。

3点目、学校を中心とした地域の防災教育、例えばマイ・タイムラインの導入等を考えてみてはどうでしょうか。これについては、先日、益城中央小学校の保護者の方々と懇談した際、町のハザードマップを見せて、それぞれの御自宅を確認してもらい、改めて自宅が浸水区域に入っているとか、そうでないとか、また、益城中央小学校は浸水想定区域に入っているの、子どもを迎えに行くにはどうしたらいいのか等々、さまざまな意見が飛び交いました。保護者の方々も子どもと一緒に学習する機会があればよいのではと思った次第です。

4点目、第6次益城町総合計画の中で、防災士養成事業として今年度予算が計上してありましたが、来年度以降、予算の計上がされていませんが、これはどういうことなのか、お伺いいたします。

私も、昨年の12月と今年の3月議会で一般質問をさせていただき、町独自の防災士養成講座の開催を要請しておりました。そして、10月に救命講習と11月に「防災リーダー養成講座 in ましき」を2日間にわたって受講いたしました。59名の町民の皆さんが参加され、町として防災意識の高さが十分に感じられました。できれば、このような防災士養成事業を継続してほしいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の防災・減災についての御質問の1点目、国土交通省が浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知があったことについての本町の取り組みについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、令和元年10月28日付で、国土交通省から、内水ハザードマップの作成促進につきまして通知が届いております。内容につきましては、内水氾濫が危惧されるような浸水想定地域を住民にあらかじめ周知するよう求めたものでございます。

まず、本町では、木山川、秋津川流域の洪水を想定したハザードマップを、平成31年4月に町内全世帯に配布をしており、浸水が予想される区域を浸水の深さごとに色分けし、表示しております。それに加え、内水ハザードマップの浸水区域が、既に配布済みのハザードマップの浸水想定区域とは作成手法が異なりますことから、国土交通省から、洪水を想定したハザードマップを作成している市町村を含めた全国の市町村に通知がなされているところです。

しかし、本町では、震災復興の一環として、既に内水排水ポンプ場の設置工事に着手をしており、これが完了すれば、熊本地震から約2か月後の平成28年6月の豪雨時の大きな出水でも、おおむね内水が解消されるシミュレーションとなっております。

このため、現時点では早急に内水ハザードマップを作成することは考えておりません。しかしながら、今後は内水ポンプ場の効果を検証しながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

吉村議員の三つ目の御質問の2点目、4月に全戸に配布したハザードマップの利用方法をもっと住民に広く明示してはどうかについて、町の取り組みをお答えします。

今年の4月に、町ホームページでの公表や、町内の全世帯に配布しましたハザードマップの冒頭に、町民の皆様へ挨拶文を掲載しておりますが、各御家庭におきまして、平素から気象情報の知識や避難路、避難場所などの確認などでの話し合いに御活用いただき、いざというときの迅速な対応に役立ててくださいとお願いしております。各御家庭で話し合いをされることにより、大雨や台風時における自宅やお住まいの地域の危険度を知ることが大変重要であり、その情報を共有することが大切です。安否確認の方法や避難場所、避難ルートの確認などが該当します。

また、議員御指摘のとおり、ハザードマップの利用方法を町民の皆様にお知らせすることも重要であると考えており、町食生活改善推進員協議会の研修会、まちづくり協議会の会議や研修会などで、「ハザードマップの見方・読み方」と題し、講和や説明会を開催しております。

今後もまちづくり協議会の会議や研修会、自主防災クラブにおける訓練や研修会で、ハザードマップの利用方法についての講話を開催していく予定です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の3点目、学校を中心とした地域の防災教育、例えばマイ・タイムラインの導入等、町は考えているのかの御質問にお答えいたします。

熊本地震のときと同様に、10月の台風19号の被災地におきましても、学校は避難所となりました。そのため、学校を拠点とした防災力を高めることは、地域全体の防災力を高めることにもな

ります。

震災後、各学校では、熊本地震における避難行動等を検証するとともに、児童生徒の心のケアに配慮しつつ、防災主任の先生を中心に防災教育の再構築に取り組んでいるところでございます。

現在、町内の幾つかの小学校では、児童の手による地域のハザードマップづくりに取り組んでおります。その作成の際には、校区の自主防災クラブや区長さん、民生児童委員さん、保護者の皆様方の御協力を得て実施しているところでございます。また、現在行われているこの取り組みは、来年度からは全ての小学校区で取り組む予定としているところです。このような取り組みを通しまして、さらに地域の防災力の高まりが期待できると考えております。

さて、議員御質問のマイ・タイムラインについてでございますが、マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対しまして、一人一人の家族構成や生活環境にあわせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のことです。

このマイ・タイムラインへの取り組みは、町民一人一人が災害時の避難行動をとる際に、極めて大切なものであると認識しておるところです。また、来年度から採用されます小学校社会科の教科書にも、マイ・タイムラインについての教材が掲載されておまして、学校教育における取り組みも求められておるところでございます。

今後、学校教育においては、地域の防災マップづくりや日々の学習におきまして、児童生徒のマイ・タイムラインへの意識の醸成を図りますとともに、町民に対しましても、マイ・タイムラインへの意識の醸成につきまして、危機管理課とも連携いたしまして取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の4点目、第6次益城町総合計画の中で、防災士養成事業について、来年度以降は予定されていませんが、これはどういうことなのかお伺いしたいについてお答えをいたします。

まず、第6次益城町総合計画策定時におきまして、当町における防災士の要請を計画しました。

理由としましては、当町にお住まいの方で、熊本県防災士会に登録をされている防災士の方が、本年7月31日現在で47名であり、熊本地震の教訓から、今後、町として自主防災組織の設立支援や運営支援を行う上で、地域の防災力を向上させるためには、地域に根差した防災士を増やすことが必要であります。

防災士の養成講座は、熊本県が「火の国ぼうさい塾」として、年2回、県北や県南といった地域性を考慮し、開催をされています。また、他の自治体でも、近隣自治体による共同で開催をされております。

先日、11月9日、10日に開催しました「防災リーダー養成講座 in ましき」につきましては、議員の皆様をはじめ、自主防災クラブ員や地域の皆様など、59名が受講をされております。昨年の12月に策定されました第6次総合計画に盛り込むため、昨年の早い段階から情報収集や日本防災士会との打ち合わせなどを行い、当町単独での開催として、昨年の11月に予算案の作成及び事

業計画化し、本年の3月議会で予算承認をいただき開催することができたものです。

なお、来年度以降の事業計画化につきましては、当町単独で開催しました場合、受講者数の一定数の確保などハードルが高く、住民の皆様のニーズを把握する必要がありますため、来年度以降の継続開催は予定しておりませんでした。

これまで当町単独での開催や、熊本県が開催する防災士の資格取得を目的とした防災士養成講座の受講を容易にするため、防災士資格取得に向けた教材費や受講料などの補助金交付要項を整備いたしましたので、今後とも住民の皆様にこれらの制度の活用につきまして周知を図ってまいりますとともに、町民の皆様のニーズに応じ、防災士養成講座の当町単独開催も含め、他自治体との共同開催や熊本県の「火の国ぼうさい塾」への参加促進など、防災士資格取得に向けた支援を継続していく予定です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 現在、学校において、子どもの手による地域のハザードマップづくりに取り組んでおり、来年度からは全ての小学校区で取り組む予定になっているとの回答をありがとうございます。

マイ・タイムラインについては、先月行われました防災リーダー養成講座で、気象予報士でもあり、防災士の早田蛸さんの講習で勉強し、八代市の小学校での避難訓練の様子をうかがい、益城町でもこのようなことができればいいなと思ったからです。また、益城中央小学校の保護者の方々と懇談した際にも、マイ・タイムラインの取り組みを親子で一緒にすることによって、防災意識を高めることになると思ったからです。ぜひとも、今後の学校教育において、防災に関する防災マップづくりやマイ・タイムラインへの取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

また、本町では、震災復興の一環として、既に内水排水ポンプ場の設置工事に着手しており、これが完成すれば、内水が解消されることにより、改めて内水ハザードマップを作成することは考えていないということはよくわかりました。しかしながら、「ハザードマップの見方・読み方」については、甚だ心もとないと感じております。町民の皆様に改めて周知・徹底を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

このハザードマップの重要性は、先ほども言いましたように、長野県の千曲川氾濫や、今年10月、職員研修で訪問した岡山県真備町の水害被災されたときの研修でも特に感じたものでした。町長の見解をお伺いします。

最後に、防災士養成講座についてであります。私も今回受講させていただいて、改めて防災・減災のために勉強することの大切さを感じさせていただきました。また、町民の皆さんの関心の高さに驚いたわけです。年齢層も幅広く、若い世代の人も数多く参加されておりました。来年度以降の事業計画にもぜひ組み込んでいただきますよう、願ひするものであります。また、今回取得された防災士の方々も活躍される場の提供も必要かと思いますが、今後の予定などありましたらお知らせください。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の2回目の御質問の1点目、「ハザードマップの

見方・読み方」について、町民の皆様に変更して周知・徹底を図るべきではないかについてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、町民の皆様が各家庭において、大雨や台風時における、理解することが重要であり、浸水想定区域や土砂災害警戒区域といった注意が必要な区域を危険度ごとに色分けをし、表示しておりますので、町民の皆様への周知をさらに徹底をしております。

また、防火対策チェックシートや避難所での留意事項、大雨や台風の基礎知識などにつきましても掲載をしているところです。

今後もまちづくり協議会での説明や自主防災クラブにおける訓練や研修会など、あらゆる機会を通して説明を行っていく予定にしております。

なお、毎年、広報ましきに出水期前である6月号、もしくは7月号に、大雨や洪水対策などを掲載している中で、ハザードマップの重要性を町民の皆様にお知らせし、再確認していただこうと考えております。

また、ハザードマップを紛失された方や保管場所を失念された方につきましては、お申し出いただければ再度の配布を予定しております。

吉村議員の三つ目の2回目の御質問の2点目、防災士の方が活躍される場の提供が必要と思われるが、今後の予定はについてお答えをいたします。

今回、町単独で防災士養成講座を開催しましたことにより、町内に約100名の防災士が誕生します。したがって、町としましても、防災士の活動が円滑に行われるよう、また、町や地域との連携が図られるよう、町独自の防災士協議会を、来年、令和2年1月に設立する予定としております。防災士協議会の設立後は、防災士の皆様町内一円に居住をされておりますので、自主防災組織の設立支援に係る助言や指導など、また、自主防災組織や地域の訓練への参加や、その運営に御協力いただくなど、地域防災力の向上に御尽力をお願いしたいと考えております。

町としましても、地域に根差した防災士を要請し、地域防災力の向上に努めますとともに、総合防災訓練への参加やフォローアップ研修の開催など、防災士の皆様活躍できる環境整備を図ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） これ町がつくったハザードマップでございますが、皆さん方も色分けをちゃんと、浸水状況によっては、ここはもうつかるとかですね、そういったことが書いてあるんですけども、もう秋津川沿いとかはもう既に5メートル以上の浸水って、ここに書いてあるんです。どれだけの人がこのハザードマップを理解しているのか、本当に甚だ疑問であります。ぜひ、このハザードマップ、本当にハザードマップ、これは本当にいいやつができていますので、この利用をぜひ周知徹底をされますよう、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本昭一議員の質問を許します。

6番松本昭一議員。

○6番（松本昭一君） こんにちは。6番松本でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日の質問は、さきに通告しておりましたとおり、一つ目に、企業誘致への取り組みについて3点、二つ目に、益城町都市計画マスタープランの見直しの状況について2点、質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず、一つ目の企業誘致への取り組みについて3点、質問させていただきます。

1点目は、首都圏・近畿圏などで町長のトップセールスの取り組み状況について。

熊本地震から間もなく3年8カ月がたとうとしています。町の震災などの復旧・復興の状況を見ますと、公共施設の災害復旧におきましては、今年に入って学校給食センターや第五保育所が完成し、保護者をはじめ多くの方が大変喜んでおられます。また、町民グラウンドや陸上競技場も完成し、休日など多くの方が利用されております。災害公営住宅につきましては、砥川、畑中、田原の集落部に整備されました各団地におきましては、入居に合わせ地元の方たちと新たなコミュニティの形成など、細やかな配慮もされております。

現在、市街地部で建設されております災害公営住宅の整備が完了しますと、21団地671戸全てが完成することとなります。入居を希望されております方々が、一日も早く入居ができますようお願いのものです。また、被災宅地の復旧につきましても着実に進んでいるようで、被災された方の自宅再建、生活再建も早期にと期待するものです。

さらに、先月10日には、木山土地区画整理事業の着工式が旧役場庁舎敷地におきまして開催されました。県道熊本高森線の4車線化事業とあわせ、木山交差点周辺には、都市拠点におけるにぎわいづくりを促進するため、物産館や交通広場などが整備されることとなっています。

町長は、さきの6月定例議会で同僚議員の一般質問の答弁で、「魅力あふれるまちになるには、この新たに生み出されるインフラを最大限に活用していくことが重要であり、この思いをにぎわいづくりという言葉に託したい」と答弁されました。私も将来の町の発展に希望が描ける、明るい希望が見える状況になっていかなければならないと考えています。

こういった中で、町長は常々「企業誘致においては、町長みずからがトップセールスを行い、益城町の認知度を向上させ、企業の誘致等を推進する」と述べられています。

そこで、企業誘致への取り組み状況についてお伺いします。町長は、大企業が集中する首都圏・近畿圏などでのトップセールスにおいて、どのように取り組まれているのか、具体的な取り組みとしてどうされているのかお伺いします。

次に、2点目の企業訪問の状況についてお伺いします。

広報ましき12月号に掲載されておりましたが、東京・大阪・名古屋において、熊本関係者の集まりである熊交会や、東海地域でも自動車関連企業の集まりにおいて、震災支援のお礼とともに復旧・復興への取り組み、将来の発展を目指しての考えなど、町の現在の取り組み状況について話してこられたということであり、益城町の認知度も高まるとともに、投資欲も持っていていただいているのではないかと思います。こういった企業の集まりとは別に、直接企業へ訪問するなどの展開も必要ではないかと思います。

益城町には、研究開発を行う企業の進出する場となるテクノリサーチパークや、県有工業団地もあります。熊本県と連携を図りながら企業を訪問するなど、タイミングを逃さず取り組まなければならないと思うものです。

そこで、具体的な熊本県との連携状況や、その連携をもとにどのような企業へ訪問を行ってこられたのか伺います。

次に、3点目の具体的な成果の見通しについてお伺いします。

これまで、町長は幾つもの企業を訪問してこられたと思いますが、企業誘致、企業の進出は一朝一夕にできるものではなく、可能性があるのであれば、幾度となく訪問し、粘り強く働きかけることも重要であると思います。近隣の市町村では、専門のセクション・職員を配置し、強力に企業誘致に取り組んでいるとも聞きます。益城町のこれまでの企業誘致について、どのように取り組まれてきたのか。近隣の市町村と比べますと、余り成果が出ていないのではないかと思います。

そこで、町長が積極的にトップセールスを行い、企業誘致に取り組み始めたということですが、すぐに成果はでないと思いますが、具体的な企業の進出等何かありますでしょうか。企業誘致における成果の見直しについてお聞きしたいと思います。

以上、一つ目の企業誘致への取り組みについて、1点目、首都圏・近畿圏などでのトップセールスの取り組み状況について、どのように取り組まれているのか、具体的な取り組みとしてどうされているのか。

2点目、企業訪問の状況について。具体的な熊本県との連携状況や、その連携をもとにどのような企業へ訪問を行ってこられたのか。

3点目、具体的な成果の見通しについて、具体的な企業の進出等はあるのか。

答弁をお願いし、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の一つ目の御質問の1点目、首都圏・近畿圏などでのトップセールスの取り組み状況についてにお答えいたします。

町では、9月の定例町議会におきまして、中川議員の御質問にお答えする形で、今後の町の取り組みの方向性として、魅力あふれる町を目指し、町の資源や優位性を最大限に活用したにぎわいづくりに取り組むことを宣言しました。その取り組みの柱の一つとして、企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えています。

企業誘致を進めていくためには、まず、企業に安心して進出してもらえるよう、地震によるマイナスイメージを払拭する必要があります。このため、今年10月から熊本県などの協力のもと、東京・大阪・名古屋の三大都市圏におきまして、企業経営者が多数集まる企業立地トップセミナーなどで、町の力強い復旧・復興の状況をはじめ、阿蘇くまもと空港の新ターミナルビルの建設や空港アクセス鉄道の整備など、益城町の発展につながるビッグプロジェクトが進展している状況につきまして、私みずから壇上に上がりPRしてまいりました。これら計3回のトップセミナーなどに約800名もの方々が参加され、多くの企業経営者などからたくさんの激励をいただいたことで、今後、企業誘致活動を展開する下地づくりができたのではないかと思います。

松本議員の一つ目の御質問の2点目、企業訪問の状況についてお答えをします。

企業誘致を効果的に進めるには、企業とのつながりや最新の企業動向などを常に把握する必要があります。

ただ、これらのことを町単独で十分に行うには、人的・財政的面に加え、ノウハウ面におきましても、現状では厳しい状況があります。このため、今年度から新たに、熊本県の企業誘致の最前線を担う東京事務所と大阪事務所と連携した取り組みを開始しました。具体的には、県の東京・大阪事務所が持つ最新の企業情報と当町の立地環境の情報といった、相互の情報の共有化を図ることで、より効果的な誘致活動が可能となりました。また、あわせて企業誘致に関するノウハウの提供を受けたことにより、当町職員のレベルアップにもつながっております。

御質問の企業訪問につきましては、これらの県との連携を生かし、私と町職員に加え県の東京事務所職員にも同行いただき、近年の環境問題の解決に寄与する製品を開発・製造する企業を訪問しました。

また、近年話題となっているコ・ワーキングという事務所スペースなどを共有しながら、それぞれ独立した仕事を行う場所を提供する企業や、定額制で全国各地の拠点に住み放題となるサービスを提供する企業など、これまでにない新たなビジネス展開に取り組んでいる企業にも積極的に訪問をしております。

今後も引き続き、私が先頭に立って町職員とともに精力的に企業訪問を行ってまいりたいと考えています。

松本議員の一つ目の御質問の3点目、具体的な成果の見通しについてにお答えをします。

本格的な企業誘致を行うには、企業の進出する環境の整備など、5年、10年スパンの中長期的な取り組みにより成果が出てくるものと考えております。

ただ、今年度から新たに開始しましたトップセールスや企業訪問などの取り組みが功を奏し、少しずつ成果の見通しが立ってきているところです。

具体的な内容につきましては、企業側の公表時期などの関係で詳細には申し上げられませんが、年度内の立地協定の締結に向けて、企業サイドと最終的な協議を行っている案件がございます。

また、企業誘致とは少し異なりますが、企業が持つノウハウを町の活性化につなげるといった企業との事業連携についても推進してまいりたいと考えております。現在、包括連携協定締結に向けた最終協議を行っている案件もございます。

このように、企業誘致にとどまらず、企業との事業連携につきましても着実に進んでおります。町では、にぎわいづくりに向けて、企業誘致をその大きな原動力の一つに位置づけ、トップセールスや企業訪問活動をはじめ、今後、企業誘致の戦略策定や企業誘致に関する優遇制度の創設、拡充など、企業誘致を推進するための環境整備につきましても早急に進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 一つ目の質問に対する御答弁ありがとうございました。

町は復旧・復興への取り組みを着実に進めていただくとともに、ぜひ町の発展のため、施策実現に全力で取り組んでいただくことをお願いして、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の益城町都市計画マスタープランの見直し状況について、2点質問いたします。

1点目、都市計画マスタープランの見直しの進捗状況と方向性について質問します。

益城町では、平成10年に現在の益城町都市計画マスタープランが策定されたと思います。この都市計画マスタープランは、町にとって大変重要な計画の一つであると私も認識しています。この都市計画マスタープランの見直しについては、平成30年度からの繰越予算として計上されておりました。

そこで、これまで計画の見直しに当たっては、都市計画マスタープランの改定委員会等も設置され、作業を進められておられると思いますが、現在の状況はどうなっているのか、進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

また、町は、熊本地震からの復興に向けて、昨年12月に復興計画を組み込む形で、第6次益城町総合計画を策定されました。今回の都市計画マスタープランの見直しに当たって、第6次益城町総合計画との整合性はどうか。町長は町の将来を見据えてどのような方向性を持って都市計画マスタープランを見直そうとしているのか、町長の考えをお伺いします。

次に、2点目の都市計画マスタープランの見直しに係る企業誘致との連動について質問します。

一つ目の質問でお尋ねした企業誘致との関連で、今回の都市計画マスタープランの見直しをどのように行うのかについてお聞きしたいと思います。

企業誘致について、インターネットで「企業誘致」と検索すると、全国の自治体が企業誘致活動に取り組んでいる状況が分かります。そういった中で、企業に益城町を選び、益城町に来ってもらうには、県内では益城町を除く44自治体、全国では約1,700の自治体との競争に勝ち抜かなければなりません。

企業が立地・進出を計画する際に検討することは、立地場所、条件で、交通アクセスやインフラの整備状況はどうなっているのか。当然、事業費は幾らかかるのかなどが考えられます。そのほかにも、企業が「大切な従業員をこの町に住まわせてもいいのではないか」と思っただくような住環境の整備や子育て支援などといった支援施策も必要ではないかと思えます。

町は、第6次益城町総合計画のまちづくりの八つの大綱の中に、自然と調和した活力に満ちたまちづくり、新たな都市基盤の整備を掲げ、公共インフラの整備、計画的な土地利用の推進、新たな拠点の整備について、それぞれの現状と課題から目標まで掲げてあります。

町が発展を目指し、積極的に企業誘致を図っていくのであれば、今回の都市計画マスタープランの見直しにおいても、企業が益城町を選びたいくなるような都市構造や土地利用は何なのかという観点がかかせないと思うものです。

そこで、企業誘致政策と連動して、都市計画マスタープランをどのように見直そうと考えているのか、町長にお伺いします。

以上、二つ目の益城町都市計画マスタープランの見直し状況について、1点目、都市計画マスタープランの見直しの進捗状況と方向性について。

2点目、都市計画マスタープランの見直しに係る企業誘致との連動について答弁をお願いし、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の二つ目の御質問の1点目、都市計画マスタープランの見直しの進捗状況と方向性につきましてお答えします。

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、都市計画を策定するフィールドである都市計画区域において作成する計画です。そして、益城町が含まれる熊本都市計画区域は、熊本市を中心に、益城町、合志市、菊陽町、嘉島町といった2市3町からなる熊本県で最大の都市計画区域です。

このため、都市計画マスタープランといっても二つあり、一つは、県が都市計画区域を2市3町の行政の枠を超えた一体の都市として捉え、都市計画の基本的な方針を定める計画、いわゆる「区域マス」と言われる計画です。

もう一つは、この区域マスと整合を図りながら、都市計画区域内のそれぞれの市町が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに各市町の区域における都市計画の方針を定める、いわゆる「市町村マスタープラン」と言われる計画です。

今回、この市町村マスタープランである益城町都市計画マスタープランの見直しを行っていますが、この計画は町の将来の都市構造や土地利用の青写真を定めるもので、もともと農村地域だった益城町が、昭和の合併後に都市化が進展し、町の発展には秩序だった都市計画が必要となりましたことから、町にとって大変重要な計画の一つです。

まず、進捗状況などにつきましてお答えをします。

都市計画マスタープランは、先ほど、都市計画区域内のそれぞれの市町が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに、各市町の区域における都市計画の方針を定めるもので、町の将来の都市構造や土地利用の青写真を定めるものと申し上げました。

このため、都市計画マスタープランを策定するには、まずしっかりと現状分析を行う必要があります。その上で、現状分析を踏まえながら、都市づくりの基本理念や将来の都市構造といった都市づくりの目標を含む全体構想を取りまとめる必要があります。そして、この全体構想に沿って、地域別構想といった、より地域に近い構想をまとめてまいります。

見直し作業は昨年度から着手していますが、これまでに関係機関との協議や2回の改定検討委員会を経て、現状分析と全体構想までの案を作成しているところです。

今後、地域別構想の取りまとめやパブリックコメントを予定しており、今年度中には策定作業が完了する予定です。

次に、第6次益城町総合計画との整合性はどうか。町の将来を見据えてどのような方向性を持って見直そうとしているのかにつきましてお答えをします。

第6次益城町総合計画は、まちづくりの指針となる町の最上位計画です。このため、都市計画マスタープランは、当然のことながら、この計画に沿って整合性を図りながら見直すこととなります。

また、総合計画では、益城町が「魅力的で活力あり発展するまちに向かっていくこと」をうたっています。都市計画マスタープランの見直しも、当然この方向性に沿って見直しを行ってまいります。やはり災害に強いまちづくりとなる道路網の整備や公園の整備といった都市構造の整備や、企業が進出しやすい土地利用の誘導、さらには、それらにより町民が町内で移転したり、新たな益城町の町民となる方々のための住環境の整備などが重要になってくると考えています。あわせて、町のそれぞれの地域の中心となる各拠点をどうしていくのかとの観点も重要と認識しています。

いずれにしても、総合計画に掲げる「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を目指す見直しを行ってまいります。

二つ目の御質問の2点目、都市計画マスタープランの見直しに係る企業誘致との連動についてにお答えをいたします。

まず、企業に益城町を選んでいただくには、進出していただく企業の従業員の方々に「益城に住んでよかった」と思ってもらえるような住生活面での支援策とともに、企業にとって「交通アクセス・物流などの面で優位性がある」「上下水道などのライフラインが整備されている」といった町の都市構造が充実しているということが重要です。

しかし、それとともに重要になることが、そのような企業が「立地したい」と思う土地に、「容易に立地できる」ということです。

これは、益城町は全域が市街化区域と市街化調整区域に区分されており、計画的な市街化を図っていく必要があるため、どんなに企業が進出したいと思う都市も、例えば農振地域除外や農地転用などができない土地であれば進出できないからです。

このため、見直しにおきましても、単に「企業が立地したいと考える土地」という観点のみではなく、あわせて農林業との調和も図り、「立地が可能となる土地」との観点をあわせて検討し、この両方からしっかりと見直した土地利用をマスタープランに位置づけることが、企業誘致政策と連動して必要なことだと考えています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 二つ目の質問に対する御答弁ありがとうございました。

将来を見据えて、町の発展のため、しっかりと益城町都市計画マスタープランの見直しに取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。
午前中はこれで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時36分
再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。3番の上村でございます。

この第4回定例議会におきましても、一般質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

また、傍聴席の皆様におかれましては、日ごろよりこの町議会に関心を持っていただき、また足を運んでいただき、深く感謝申し上げます。

本日は、二つのことについて質問いたします。

一つ目は、経済効果に生かすための、益城町の観光スポットや名所にすべき場所の現状と課題について。

二つ目は、幼保無償化を受けての、町立の保育園・幼稚園の現状と課題について。

以上の2点についてお尋ねしたいと思います。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

本日の質問につきましては、午前中の同僚議員の質問とかぶる部分もございますが、いま一度よろしく願いいたします。

それでは、1点目の、経済効果に生かすための、益城町の観光スポットや名所にすべき場所の現状と課題について質問させていただきます。

交流人口の拡大を図り、それをこの町の経済効果へとつなげ、ひいては人と町に潤いをもたらす。もちろんにぎわいを生み出すこともできます。

では、何をどうするのか。この町にある観光スポットや名所になり得る資源を最大限に生かします。よく旅行や研修などで他県や他の市町村に行ったりするんですが、そこでよく思うことがあります。それは、観光資源をうまく活用しているなということです。中には、もともと観光資源になり得るものが何もない。何もないために、あえて新たに作り出しているところがあったり、「えっ、こんなものが」というものがあつたりと、その土地での力の入れ方やその発想力の豊かさ、これには非常に驚かされたりもします。それです、実際、内容によっては十分に楽しんでる自分もおります。ここが大事なところで、「そこを訪れた者がどう思うのか、どう感じるのか」ということは、非常に重要なことだと思います。

それでは、この町はどうなのか。見渡してみれば、観光スポットや名所資源になり得る素材というものはたくさんあるように思うんですが、これはきのう、きょう思ったことではなく、ずっと

と以前から感じていたことですが、この町は観光という分野では非常に弱いなど、そう感じています。時をさかのぼって考えてみましても、名の通る観光地等を抱えていない自治体ゆえの課題であるのかなど、そう思います。

そこで、現状把握のための1回目の質問です。

1点目が、行政として、この町の経済効果に生かすべき観光スポットや名所にすべき場所として認識している場所はどこでしょうか。

そして、2点目、四賢婦人記念館の利用状況はどうか。

3点目、潮井自然公園の整備がとまっているようであるが、どのような状況なのか。

4点目、震災遺構の保存状況や防災教育など、その活用状況はどうなっているのか。

5点目、飯田山自然公園の管理や利活用状況はどのような状態になっているのか。

以上、5点よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の1点目、経済効果に生かすための、益城町の観光スポットや名所にすべき場所の現状と課題についてお答えをします。

なお、御質問は、町外から本町に訪問していただく、いわゆる誘客に関する質問としてお答えいたします。

本町では、震災からの復興に係る施策の一つとして、現在の姿を見てもらい、町に対する安心感とプラスイメージを持ってもらうことが今後の移住・定住や企業誘致などを進める上で必要との思いから、誘客に関する事業を実施することとしています。

現在、誘客に関する事業としまして、熊本県や関係市町村と協力し、国の天然記念物に指定された3カ所の断層を活用した教育旅行の誘致を進めています。あわせて、再建されました四賢婦人記念館や12月7日に除幕式が行われたONE PIECE熊本復興プロジェクトに係るサンジ像につきましても、誘客事業を進める上での活用方法を検討しているところです。

また、まちづくり団体やまちづくり協議会が実施していますフットパスや古民家を活用しました農家民泊などの活動も、誘客に資する事業と捉えることができます。

町としましては、これらの個々の施設や活動などを結びつけ、情報発信などを行うことによりまして、町外からの誘客を図ってまいります。

さらに、地域の方には、例えば、各家庭が代々受け継いできた製法でつくった梅干しを特産品として売り出すなど、みずからの地域の経済向上に結びつく活動にチャレンジするような発想を持っていただく必要があると考え、町のにぎわいづくりの中でその方策等も検討してまいりたいと思います。

これらの活動が活発化することによりまして、新たな観光スポットや名所が生まれ、さらなる誘客につながることを期待できると考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2点目、四賢婦人記念館の利用状況につきましても、お答えいたします。

先ほど吉村議員にも御答弁をさせていただきましたけれども、11月末現在におきまして、大人・高校生が1,065名、小学生・中学生が75名、合計1,140名が来館されております。月平均にいたしますと、約162名の来館状況となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の3点目、潮井自然公園の整備がとまっているようであるが、どうなっているのかについてお答えをします。

潮井自然公園整備事業につきましては、先ほど吉村議員の質問でお答えしたとおりでございます。

この公園整備がとまっているのではないかと御質問ですが、これは都市計画決定後に公園内に四賢婦人記念館が建設され、熊本地震による布田川断層帯が天然記念物に指定されましたため、湧き出る豊富な湧水などの自然環境とともに、他の自然公園にはない、これらの魅力を最大限発揮する公園とする見直しの必要があるためです。

このため、現在の公園整備計画に、これらの視点を加えた見直しを至急行い、新たな潮井自然公園の整備内容を策定し、あわせて事業計画を立案し、整備を進めてまいります。

なお、その間も、トイレなど公園として必要となる施設の整備は行ってまいります。

いずれにしましても、この新たな潮井自然公園は、町の復興に資する事業となりますので、早期の整備を図ってまいります。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の一つ目の御質問の4点目、震災遺構の保存状況や防災教育など、その活用状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

御質問の震災遺構につきましては、本町の復興計画において、防災教育や震災遺構の整備に取り組むこととしております。

さて、震災遺構の中でも、国の文化財に指定されました天然記念物、布田川断層帯につきましては、発災以降、平成28年熊本地震復興基金の震災遺構候補の仮保存支援事業（補助率100%）を活用しまして、断層や周辺にある震災遺構を暫定的な形で保存をしているところであります。

また、昨年度から、国の補助事業を活用しまして、有識者や地元関係者と一緒に保存活用の方針を策定しているところでありまして、今年度末ごろには保存活用計画の策定が完了します。この保存活用計画が作成されますと、計画に盛り込まれましたソフトやハード事業につきましては、国の補助金に加えて、特別交付税措置等の優遇措置を受けることができるようになっております。

今後は、この計画を迅速に作成しまして、その方針に基づきながら、保存管理や整備活用についても進めてまいりたいと考えているところでございます。

このほか、保存上、緊急的な対応としましては、杉堂地区、谷川地区の一部に表出した断層を風化や劣化を防ぐために薬剤により固めて保存します。また、谷川地区の民家敷地については、公有地化が既に完了しているところでございます。いずれも国庫補助を活用しておりまして、町の負担を軽減しながら事業を展開しているところでございます。

防災教育の活用につきましては、現在のところ、教育旅行の受け入れや各種団体の視察研修、

地域住民の有志によるフットパス等に利用されているところであります。

今後は、さらに防災教育を念頭に置きまして、さまざまな利用者に対しての研修内容や利用方法の工夫改善を図りながら整備を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の5点目、飯田山自然公園の管理や利活用状況はどうかにつきましてお答えします。

飯田山自然公園は、町の身近な里山であります飯田山の山頂部分を、町内外の方の野外レクリエーションや自然との触れ合いの場とするため、公園として整備し、平成23年に供用開始をしております。

飯田山自然公園の管理につきましては、頂上周辺の除草作業を、おおむね春と秋の年間2回行っております。また、登山道路につきましては、地元の方々の御協力をいただきながら、清掃に努めております。

利活用状況につきましては、主に日々の登山客の利用となりますが、それ以外にも飯野小学校PTA主催行事（アドベンチャーウォーク）での登山も行われていると伺っております。

これからも、地域の方や利用者の方々に親しまれ続ける公園として、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。

まず、1点目の経済効果に生かすべき場所の認識、これについては、もちろん誘客に関する質問です。

当町にある阿蘇くまもと空港が民営化を控え、今後より多くの利用者や観光客が見込まれています。こんな中、益城町には何があるんだろうと、インターネット等で益城町の観光スポットや名所、「絶対外せない観光スポット」とか「お勧めの名所」とか、こういったやつをですね、検索して出てくる場所はどこだと思いますか。1番目にですね、アメリカンファームふるさと市場、そして、2番目以降は、熊本空港ビル内のラウンジや屋上展望デッキなど空港内の施設がずらっと並んでいます。確かにですね、所在地は益城町には間違いはないんですが、これって一体何なんだろうなど。そういうことでのこの質問となりました。

答弁の中でですね、福原の谷川、津森の堂園、杉堂、3カ所の国の天然記念物に指定された断層遺構、四賢婦人記念館、ONE PIECE熊本復興プロジェクトのサンジ像など出てきましたが、認識はされているということでよかったです。また、いずれについても、教育旅行の誘致や誘客事業を進める上での活用方策の検討をしているということで理解はしました。

そして、まちづくり団体やまちづくり協議会をはじめ地域の方々など、個々の施設や活動を結びつけ、情報発信をすることで誘客を図り、その誘客をどうやって地域の経済向上に生かしていくかについては、町のにぎわいづくりの中で方策を検討していくということで分かりました。

情報発信についてはですね、これにつきましても、発信する側が「これをやっています」、
「あれをやっています」と押しつけみたいになっても、それは使われません。受け取る側がどう

受け取るのか。その辺を配慮した情報発信が必要かと思います。

これについては、2回目の質問なのですが、答弁の中に「ONE PIECE」サンジ像の活用方策の検討をしているとありました。アニメファンの中には、アニメ・漫画・ゲームのファンが、その舞台となった地域を訪れる「聖地巡礼」という、いわば観光行為としての意味合いも持つ文化があります。町のにぎわいづくりという言葉もありましたが、町のにぎわいをつくるためには、ぜひ活用すべきだと思います。

そして、ただ1カ所だけに設置し、人の流れをそこでとめるのではなく、半年や1年に一度設置場所を変えたりして、人の流れを生み出すことも必要だと思います。例えば移動させているときは、ホームに当たる基本的な設置場所には「サンジ外出中」とか「旅行中」とかにして、観光スポットや名所にすべき場所を幾つかピックアップした上で「どこにいるか探してみませんか」とか、そういった看板を出しておく。どうですか、おもしろいと思いませんか。にぎわいを創設する、人の流れをつくるという意味では、設置場所を変えたり、こういったことが必要だと思いますが、どうでしょうか。これは、1点目の2回目の質問です。

そして、2点目の四賢婦人記念館の利用状況については、来場者が非常に少ないということを目にしていたんですが、これは県内外から四賢婦人ゆかりの方々などをはじめ、累計1,140名、月平均162名の来場があったわけですね。この数を多いととるのか、少ないととるのかについては、周辺の整備状況、こういったことを考えると仕方がないのかなど、そういうふうには思います。ただ、今後はいかにしてふやしていくかということを検討する必要があると思います。内容についてはですね、分かりました。

先日ちょっと気になったことがあったんですが、これは先ほどの同僚議員のほうからも出たんですが、私も10月26日に記念館に伺った際、私の前にですね、3台の車が走っておりました。走っていたんですが、杉堂集落の中で迷われておられて、話を聞けば「四賢婦人記念館に行きたい」ということでしたので、前を先導しました。先導して行ったわけですが、案内看板がですね、非常に少なく、確かに分かりづらいよねと、そういうふうに感じました。その方々は、3台それぞれ別々の方ではあったんですが、熊本市文化振興課そして玉東町教育委員会とか、益城町教育委員会共催の「西南戦争遺跡めぐりウォーク in 益城町」、これに申し込んでいたが中止になったと。せめて楽しみにしていた四賢婦人館を見学したかった、そういうことでした。このようなやっば熱心な来場者の方もいらっしゃいます。

そして、またこれも先ほど出たんですが、農免道路側からの案内看板もないように思います。この看板の設置についてはですね、どことどこにというふうに言われたんですが、現地を分かっている人、知っている人、こういった人の考えではなく、何も知らない初めての人がそこを訪れる場合がどうなのか、そういったことで配慮ある分かりやすい看板の設置をお願いします。

この2点目、2回目の質問なのですが、来場者1組当たりの平均的な滞在時間はどれくらいでしょうか。また、来場された方からの提案や要望など、取り上げるような声はなかったでしょうか。これが2回目です。

そして、3点目、潮井自然公園については、もともとの計画になかった四賢婦人記念館や天然

記念物に指定された断層遺構などを含めたところで、自然公園にはないこれらの魅力を最大限発揮させるため新たな整備計画を至急練り直している、そういったところなわけですよ。なお、その間においても、トイレなど公園として必要な施設の整備は進めていくということで分かりました。

これについての2回目なんですが、答弁の中にですね、潮井自然公園の整備内容を策定し、あわせて事業計画を立案し、整備を進めていくとありました。湧水の名所であることから、夏場に訪れる人は多いと思います。それ以外の季節をどうするか。年間を通して人を引きつける魅力ある公園にすることが、とても重要かと思います。

以前、蛍の名所やいろいろな花の咲く公園にしてはどうかとか、こういった提案等もありました。あわせて、益城町には現在ないんですが、もみじやカエデ、ポプラなどを植林し、先々の紅葉の名所にするなど、常に人の足を向けさせるよう、ぜひとも事業計画に盛り込んでいただきたい。にぎわい続ける公園にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、これも2回目です。4点目、震災遺構の保存状況や防災教育など、その活用状況はどうなっているかについては、保存の進捗状況や教育旅行、視察研修、フットパス、活用状況についてはよく分かりました。

福原の谷川地区の断層遺構については、近所でもあるためによく目にするんですが、ようやく断層自体の保存が動き出したところなのかなと思います。整備等についてはですね、先ほど答弁にありましたが、さまざまな補助金が絡んでいる、活用する、このために仕方がないのかもしれませんが、少しでも周りの目に見えるようなスピード感というものは必要だと思います。

この4点目の2回目の質問ですが、答弁の中に保存活用計画の策定とありましたが、どのような内容のものでしょうか。また、これも同じように、これまで見学された方々の中で提案や要望など取り上げるようなことはなかったのか。これを2回目の質問とします。

そして、5点目の飯田山自然公園につきましては、地元の方々が草刈りをされているようだ。と耳に挟んだことで管理について伺いました。ですが、春と秋の年2回、町のほうで除草作業を行っているということですよ。年3回は必要のような気がしないでもないですが、まあ分かりました。

また、活用については、日々の登山者をはじめ、飯野小学校PTAの行事で活用しているとのことで、おおむねの活用状況と地域や利用者の方々に親しまれ続ける公園として、適正に維持管理に努めていくということは分かりました。

これについても、2回目なんですが、先日山頂の公園に登ったときに、飯田山常楽寺石垣が膨らんで危険な状態でありました。一応登山道となっているところにもあるんですが、町として対策は何か考えておられるのか。

また、現在、一般車両については常楽寺の駐車場までであり、その先は、管理するための車両は山頂まで登れるようになっておりますが、急な上に狭く、滑りやすいため、非常に危険であります。拡幅計画、拡幅工事等は無理としても、安全に通るため改良工事や幾つかの離合場所の確保など、今後の利活用、これを考えれば、車両で上まで行けるようにしておくことで、活用の幅

が一段と広がると思いますが、どうでしょうか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2回目にお答えします。

町のにぎわいづくりに向けた「ONE PIECE」サンジ像の活用についてお答えします。

今後の益城町のにぎわいづくりに向けて、全国に多くのファンを持つ人気漫画「ONE PIECE」のサンジ像は、町に関心を持ってもらう人をふやしていくには、うってつけのものです。議員御提案の定期的にサンジ像の設置場所を移動させて探してもらうことで町内の観光スポットなどをめぐってもらうにつきましては、確かにおもしろい企画であるなどと思います。

しかしながら、サンジをはじめとする麦わらの一味の像設置は、ONE PIECE熊本復興プロジェクトの取り組みであり、熊本地震で苦しむ住民を見て、船長ルフィの指示のもと、仲間たちがそれぞれの特技で被災地の困り事を解決するというものです。サンジ像は、現在ミナテラスに仮設置してありますが、最終的には木山の区画整理地内に移転をする予定としております。

この場所に決定したのは、麦わらの一味のcockであるサンジが益城町に駆けつけ、町が区画整理地内に整備予定の物産館に並ぶ豊富で魅力的な農産物を使って、被災した子どもたちにおいしく温かい食事を提供するというストーリーに基づくものです。

サンジ像を設置しました熊本県にも確認をしましたが、先ほどの理由から、像の移動は想定していないとの回答でした。また、仮に移転する場合におきましても、像や監視カメラの移動、監視体制の再整備など多くの労力とコストがかかるため、実現には非常にハードルが高く、現実的ではないと考えます。

町としましても、サンジ像を設置いただいた県や県内の他市町村と連携しながら、サンジ像とともに町のにぎわいづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の二つ目の御質問の2回目、四賢婦人記念館の来館者1人当たりの滞在時間はどれくらいかについてお答えいたします。

四賢婦人記念館の案内人で、来館者への直接対応をしておられる学芸員によれば、来館者の滞在時間は、短くても30分、長いほうでは2時間程度滞在されております。団体で来館される方につきましては、観覧時間が制限されておりますが、それらを踏まえましても、来館者1人当たりの平均滞在時間については1時間程度であります。

次に、四賢婦人記念館への提案や要望を取り上げるような声はなかったのかについてお答えします。

来館者からの提案や要望につきましては、ふるさと学芸員が毎日記録する業務日誌において随時報告をさせていただいております。また、これまで来館された方の御提案や御意見があったものは、ふるさと学芸員が要望書として町長宛てに提出してありまして、対応可能なものにつきましては、案内板の設置等、適宜改善に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の3点目、潮井自然公園の整備がとまっているようであるがどうなっているかについて、御質問についてお答えします。

潮井自然公園は、湧水が名所となっております、さらには四賢婦人記念館や布田川断層帯といたしました新たな魅力が加わったため、工夫次第で、四季を通じて町内外から観光客が訪れる場所となると考えております。

ただいま議員から、もみじやカエデ、ポプラなどの植林により先々の紅葉の場所としてはどうかとの御提案をいただきました。貴重な視点とっております。町においても、潮井自然公園の整備につきましては、町内にプロジェクトチームをつくって検討しているところであり、議員の貴重な御意見もしっかり受けとめてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の二つ目の御質問4点目の震災遺構の保存活用計画とは、どのような内容のものかについてお答えいたします。

まず、保存活用計画は、おおむね5年程度を想定しまして、個別の文化財ごとに設定するものであります。文化財保護法に基づく管理団体や所有者、その他の文化財法行政にかかわる関係者が、国指定文化財の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものであります。

計画に記載する事項としましては、文化財の基本情報、保存・管理・活用の状況、保存・管理・活用の基本方針、文化財保護法に係る諸手続、保存活用の運営体制等々であります。これによりまして、保存活用の考え方や所有者等が主体的に行うことができる範囲が明確となることや、文化財の保存管理の的確性を向上し、必要な諸手続を分かりやすくする上、保存活用のために必要な事項等が管理者や所有者のみならず、地域、行政にとっても目に見える形となります。

次に、これまで見学された方々の中で、提案や要望等の取り上げるような声はなかったについてお答えします。

これまで布田川断層帯を見学された方々からは、交通アクセスの整備、案内看板、説明板等の設置に対する要望をいただいております。また、近くに町の物産館等を建設してはどうかなどの提案もいただいているところであります。

このうち、案内看板、現地説明板につきましては、今年度設置をする予定であります。また、交通アクセスや物産館等につきましては、今後、関係各課と慎重に検討を重ねてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の5点目、飯田山自然公園の管理や利用状況はどうかの2回目の御質問についてお答えをします。

まず、石垣が膨らんで危険な箇所があるとの御指摘につきましては、飯田山自然公園への登山道路内におきまして、適宜状況を確認し、適切に対応してまいりたいと考えています。

この飯田山自然公園は、豊かな自然があり、主に登山を中心に地域や利用者の方に親しまれ、

山頂の公園が利用されている状況と認識をしております。これらの利用者の方が車で山頂まで行けるようにすることで活用の幅が一段と広がるのではということも、今後の利活用の観点からは大切な視点であると思います。

しかし、一方で、車さえあれば容易に山頂まで行けるとなると、一般論としまして、ごみや騒音、排気ガスなどから、良好な自然環境の保全といった観点で問題が生じることも考えられます。

このため、管理用道路を一般の方にも利用していただくことにつきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 2回目の答弁ありがとうございます。

1点目については、ONE PIECE熊本復興プロジェクトの一環として益城を舞台にしたストーリーに基づくものであると、そして、なおかつ設置者は県であり、移動は想定していない。これについては理解しました。ただ、移動する際、移動も想定してないんですが、労力やコストがかさむため非常にハードルが高いと、こういう考えであると。この考え方についてはですね、やっぱり負担の面だけ考えるのではなく、費用対効果として考えていくべきだと思いますので、この点はよろしく願います。サンジ像については分かりました。

2点目の四賢婦人記念館、これについては、ちょっと滞在時間が短いようであれば、ちょっと長目にするためボリュームを持たせるような工夫が必要かなと思いましたが、これについても分かりました。また、対応可能なものについては実施・改善されていくということで分かりました。

3点目については、そうですね、工夫次第で、そういうふう四季を通じて町内外から観光客が訪れる場所にできます。にぎわい続ける場所を目指す上でも、紅葉の名所化など提案、取り上げていただきますようお願いいたします。

4点目の保存活用計画については、整備計画を策定する上で必要であると、将来的な方針を具体的に示すということで理解しました。

また、提案や要望等は幾つかあったんですが、これらが、経済効果、交流人口の拡大、にぎわいづくり、これらに効果を得るためのヒントそのものだと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それと、5点目の飯田山自然公園については、確かに自然環境の保全の観点から言えば、確かにそれがあるんですが。ですから、なおさらですね、しっかり活用方法を考え、工夫を凝らすことが必要だと思います。飯田山についても分かりました。

益城町の経済効果に生かすべき観光について、どのような現状であり、どのような課題があるのか。そして、これからどうやってやっていけばいいのか。これを考えるためにですね、この5点を質問させていただきました。何もしなければですね、何も変わりません。どんな空港が足元にあるところでも、人はただ通り過ぎるだけの町、こういうふうになってしまうんじゃないかと思えます。

1点目の3回目の質問なんですが、いよいよ来年から我が町にある阿蘇くまもと空港が完全に民営化します。平成30年度統計によると、年間340万人の利用があり、全国の空港の中で11番目

でした。約30年後となる2051年には、国内・国際線合わせて旅客数622万人を目指す、目標とするということで、これからの展望が非常に期待されています。これを利用しない手はない、そう思います。このためには、少しでも早く整備を行い、周りの環境を整えておくなど、しっかりと力を注ぎ、観光スポットや名所として育てていく必要があります。

この質問に当たって実際に現地に足を運び思ったことですが、周りは地震により荒れた状態、田舎で何も無い場所、ここにまた来たいと思うのかについては非常に考えさせられます。

四賢婦人記念館や谷川の断層遺構、こういったところで耳にしたのは、「周りに休憩やお茶が飲めるようなところがないだろうか」というもの。潮井自然公園も完成すれば、園内店舗の設置など委託事業も考えていかななくてはならないと思います。谷川の断層遺構等については、駐車場付近はなだらかな丘陵地でとても見晴らしのいい場所です。すぐ隣の古民家を利用して休憩所等の整備をしてはどうかと思います。また、飯田山自然公園については、見晴らすと金峰山の左奥には遠景に、スキー場がある佐賀県の天山、この山合いも望むことができます。一見の価値のあるすごい眺望でした。夜景については、言うに及ばずといったところだと思います。

ユーチューブ動画等で、車中泊動画やキャンプ動画が今人気となっています。考え次第では、夢の広がる活用ができるかと思います。

これから経済効果に生かすための誘客を含めた、町のにぎわいづくりの方策を検討していく中で大事なものは、縦割り行政の担当課だけでなく、課の垣根を超えた全体で一緒になって考えていくことが重要だと思います。また、机上で全体を考えるのではなく、一つ一つの場所に実際足を運び、そこで何ができそうなのか、何が必要なのか、そこを訪れた者がどう思うのか、こういったことを考え、個別に検討していく必要があったと思います。これについては町の考えはどうでしょうか。3回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の3回目、誘客を含めた、町のにぎわいづくりに向けた検討の方法や体制整備についてお答えをします。

実は、先ほどの「ONE PIECE」の像の件なんですけど、職員の中からも抽せんで八つの市町村が応募したんですけど、外れたところが持っていったらどうかとか、そういった話も実は出て、同じような理由で却下になったんですけど、やはりおもしろいとかですね、町としてこういったのをやればどうかなというのは、やっぱりどんどん出していったほうが、にぎわいづくりにはつながっていくかなと。それと、やはり課の垣根を超えてというのは、やっぱりこれは当然やっていかねば、うちの課じゃないとかですね、全課で対応していくというのが一番基本かなということで思っております。ただ課だけではなくて、やっぱり住民の皆さん方と一緒にやってというのが、汗かいて、ああじゃない、こうじゃないとつくっていくのが、一番まちづくりの基本かなということ、これがにぎわいづくりかなということで思っております。

さて、熊本空港の民営化ですね、将来的に大幅な利用客の増加が見込まれるということで、町の発展につながるビッグチャンスと捉えております。町としても、この絶好の機会を逃さず、しっかりとにぎわいづくりに結びつけていかなければなりません。そのためには、町にある多くの

魅力的な施設や風景などを、町外の方々が訪れたいくなるような観光スポットに磨き上げていくことが非常に重要なことであると考えています。

具体的には、施設や風景の持つ歴史的な背景などを一般の方の興味を引くような内容に整理したり、道路などの周辺環境整備が必要となります。その際、議員御指摘のとおり、クリアすべき課題は、場所ごとにさまざまでありますことから、何度も何度も現場に足を運んで実態を把握し、担当課だけでなく町役場全体で考え、さらに関係する方々にも御協力をいただきながら取り組んでいくことが重要だと考えております。

この受け皿として、町では、復興まちづくりプロジェクトチームという、課の垣根を超えた組織を新たに立ち上げ、その中で町に眠る新たなにぎわいづくりの種を発見し、大きく花開かせる取り組みに力を入れてまいりたいと考えています。この中で、観光スポットの磨き上げにつきましても、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。復興まちづくりプロジェクトの取り組みは、とても期待しております。

それでは、二つ目の、幼保無償化を受けての、町立の保育園・幼稚園の現状と課題について。

本年10月より、消費税引き上げによる増収分の一部を財源として、子育て世代の負担を軽減し少子化対策につなげることを狙って、幼稚園や保育園にかかる費用を無償化する。国策としての幼児教育の無償化が始まりました。

例えば家庭では、このまま幼稚園にするのか、保育園にするのかといった、子どもの進路の費用を余り考えることもなく決めていけるので、選択肢の幅は広がるものだと思います。もしかすると、預かり保育の長い保育園の需要が増えるのかもしれませんが。国策としては、確かに少子化対策の一つにはなるかと思えます。

半面、自治体としては、預けやすくなるために待機児童が増えるのではなかろうかといった課題や、無償化に伴う各自治体の負担の課題というものもあります。

公式に発表されているものによりますと、負担割合は私立の保育園・幼稚園については、国2分の1、都道府県4分の1、そして市町村4分の1であり、公立の保育園・幼稚園については、市町村が4分の4、全額負担、こういうふうになっております。初年度は全額を国の負担となっておりますが、次年度からの課題は残ります。

そこで、1回目の質問です。

1点目が、ここ3年間の待機児童数はどうか。

2点目が、幼保無償化を受けて、幼稚園より保育園の入所希望者が増えるのではないかと思うが、現時点での申し込み状況はどうか。

3点目、現在、町立の保育園・幼稚園が7施設あるが、施設ごとの本来の教諭や保育士の定数及び利用者の定員と、実際の人員配置状況はどうか。

そして、4点目、幼保無償化に伴い町営の幼稚園・保育園の自治体としての負担額はどれくらい増えるのか。

以上、4点よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の1点目、ここ3年間の待機児童数はどうかについてお答えします。

ここ3年間の4月時点での待機児童数は、平成29年は64名、平成30年は18名、平成31年は22名となっております。

二つ目の御質問の2点目、幼保無償化を受けて、幼稚園より保育園の入所希望者が増えるのではないかと思うが、現時点での申し込みなどを含めた状況はどうかについてお答えします。

幼稚園は、今年度42件の申し込みを受け付けており、昨年度より22件申し込みが減っている状況です。保育所は、11月末日の時点で198件を受け付けており、昨年度の同日の時点の受け付け数156件と比較して42件増加している状況です。

御質問の3点目、現在、町立の幼稚園・保育園が7施設あるが、施設ごとの本来の教諭や保育士の定数及び利用者の定員と、実際の人員配置状況はどうなっているのかにつきましてお答えをします。

施設ごとに教諭や保育士の定数の定めはありませんが、0歳児は3名につき1人、1・2歳児は6名につき1人、3歳児は20名につき1人、4・5歳児は30名につき1人の教諭または保育士を配置することとなっております。

利用者の定員は、益城幼稚園が180名、第二幼稚園が150名、第一保育所、第四保育所が100名、第二、第三、第五保育所が75名です。

幼稚園・保育所の年齢別の定員から逆算しました年齢別配置基準と施設長などの人数を合計しました正職員換算の教諭、保育士の必要人数は、益城幼稚園が9名、第二幼稚園が8名、第一保育所、第四保育所が12名、第二保育所、第三保育所、第五保育所が10名です。

実際の教諭と保育士の人員配置状況は、益城幼稚園が正職7名と非常勤が12名、第二幼稚園が正職4名と非常勤が10名、第一保育所が正職6名と非常勤9名、第二保育所が正職5名と非常勤11名、第三保育所が正職5名と非常勤9名、第四保育所が正職6名と非常勤14名、第五保育所が正職4名と非常勤11名です。

御質問の4点目、幼保無償化に伴い、町営の幼稚園・保育園の自治体としての負担額はどれくらい増えているのかにつきましてお答えをします。

無償化前の9月の保育料を基準としますと、10月以降の半年分で約3,500万円保育料の歳入が減ることになりますが、今年度分につきましては、国が臨時交付金を全額分交付することとなっております。

来年度以降は、保育料の歳入が約7,000万円減ることとなりますが、地方負担の全額が地方交付税で措置されることとなっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。

1点目については、ここ数年の傾向が読めるのかと思いましたが、実際は民間の保育所等の開

所等もあって分かりづらいということで、31年4月現在では22名ということで分かりました。

2点目については、これから保育園が増えるのであれば、保育士の補充をと思いましたが、非常勤職員等で対応されているということで、内容についても分かりました。

3点目の施設の規模、定員・定数、実際の人員配置状況については分かりました。一応非常勤職員、これを配置することで、含めたところで、基準は満たしているということで理解しました。

少し前に、保育士の数が足りていないために、その保育士の数で対応できる受け入れ人数しか受けて入れていないと、そのために待機児童が減らないと、そういう保護者の話を耳にしたもので、この3点を質問させていただきました。

1、2、3点通しての2回目の質問ですが、2点目の答弁で利用者の定員数が出ていました。利用定員数から逆算した教諭や保育士の教員数は、非常勤を含め満たしている。その上で、7施設とも現在の利用定員いっぱいであるため、4月の時点で22名の待機児童が出ていた。こういうことなんでしょうか。どうでしょう。

そして、4点目については、今年度分については国の負担、そして、来年度分についても地方交付税において補助されていくということで分かりました。

4点目についてはですね、ちょっと最後の質問、2回目ですね、公立の保育園の自治体負担分については、地方交付税措置で賄われているということでしたが、この幼保無償化は国においては既に今年度事業分、今年度分が数百億円の財源不足となっていると、非常にこういった不安定な要素を含んでおります。また、国の借金も約1,100兆円との規模であり、年々膨らむ社会保障費、そして毎年各地で発生する非常に大きい規模の痛ましい自然災害など、考え合わせれば国費による補助等がいつまで続くのか。間違いなく今後も当てにしていけるのかという、こういったリスクがあります。

今後は、待機児童数の縮小や利用者のニーズに応えつつ、なおかつ民間施設には配慮しつつも、町立の幼保施設の民間移譲等、民営化を模索していくべきだと思いますが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員2回目の質問にお答えします。

平成31年度の待機児童の年齢別人数は、1歳児12名、2歳児4名、3歳児5名、4歳児1名となっています。これらは申し込み児童数の年齢による職員配置や保護者の保育所利用の意向（保育所との距離や兄弟の在園状況など）が大きく影響しており、公立・私立保育所とも毎年柔軟に対応しておりますが、それでも入所できない児童が出るという状況です。

また、保育園の入所に関しては、義務教育と違い、年度途中に入所申し込みが多数発生しています関係で、待機児童数も増えていくことになります。これに対応するため、非常勤職員などで対応しているところでございますが、十分確保できる状況ではございません。

保育士不足につきましては、全国的な問題となっており、処遇改善などを実施しましても、公立私立間の競合や市町村間での競争などもあります。また、退職者補充による正職員の募集の状況でも、希望者が減少しているなど悩ましい状況となっています。

今年度作成中の子ども・子育て支援計画におきましての人口推計を出しておりますが、対象児童が減少傾向となると予想されており、保育士の確保ができれば待機児童の問題も解消するのではないかと考えております。

それから、財源的影響につきましては、現在の制度が維持できれば影響は出ないと考えているところです。

それと、もう一つ、議員御指摘のとおり、民営化も重要な選択肢の一つと考えております。平成28年熊本地震前の平成26年から第4次行政改革大綱によりまして、公立保育所・幼稚園のあり方の検討を議論するため取り組みのスケジュールを作成しておりました。現在は、熊本地震の復旧・復興を最優先事項としているところでございます。

今後は、対象年齢児童の減少も予想され、少子化傾向が一層顕著なものとなってきます。その防止対策（定住促進のさまざまな施策）も実施しつつ、現在の認可保育所などへの影響も最大限配慮しながら、冷静に状況判断を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1、2、3点通しての質問については分かりました。年齢別の待機児童が出ておりましたが、1歳児から4歳児まで、特に1歳児が12名と多かったんですが、年齢別の配置基準による職員配置が一番大きく影響しているということでございます。だったらば、保育士の補充をと思いましたが、処遇改善を実施しても希望者が減少しており悩ましい状況ということで、現状は分かりました。ただですね、今後待機児童は減少していくという、そういう予想なんですが、待機児童がいる間においてはですね、とにかく解消に向けた努力を怠らないようによろしく願いいたします。

そして、4点目については分かりました。よりよく判断していただきますように、よろしくお願い致します。

以上で、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時40分から再開します。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。8番日本共産党の甲斐康之でございます。

そろそろ眠たくなってくる時期ではないかと思いますが、本日も傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。朝夕めっきり寒くなってまいります。この庁舎内にも、風邪を引かれてマスクをしている職員がたくさん見受けられます。インフルエンザも流行しているようです。皆

さん、健康には気をつけましょう。

皆さん、冬というのに、今、桜が満開です。御存じのとおり「桜を見る会」疑惑であります。我々の税金を安倍首相や「私人」と閣議決定された昭恵夫人のお友達や後援会員を毎年大量に招待をしています。血税の私物化が大問題となっています。さらに看過できないのが、反社会的勢力である、マルチ商法で高齢者を食い物にしていたジャパンライフ会長であります山口隆祥氏を招待した疑いが出ています。ジャパンライフは、この招待状を利用して最後の荒稼ぎをしたと報じられています。内閣府は日本共産党の国会議員から桜を見る会の資料の要求があった1時間後に、招待者名簿をシュレッダーにかけたとしています。また、首相は「電子データの復元は不可能」と、こう言い張っています。疑惑は深まるばかりであります。一国の首相として情けない限りであります。こういった話を続けると、ちょっと時間が足りなくなりますので、この辺で終わりたいと思います。

今回の質問は、高齢者や年金者組合から私のほうに要望がありました。

1点は、加齢性難聴者の補聴器購入に助成を。

2点は、国民健康保険税（医療分）の改善について。

以上、2点を質問いたしたいと思います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1問目の加齢性難聴者の補聴器購入助成、これについて質問いたします。

加齢によって難聴となり、日常生活に支障を来しているが、両耳聴力が規定の70デシベル以上の聴力があるために身体障害者とは認定されない軽度・中度の加齢性難聴者は、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となっています。規定の70デシベルを超える音でないと聞き取れないなどのかなり重い難聴でなければ、障害認定による補聴器購入補助が受けられません。

一方、WHO（世界保健機関）は、聴力が中等度難聴の41デシベル以上の場合、補聴器の使用を推奨しています。

ある大学の耳鼻咽喉科の教授は、補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要だと強調されています。日本耳鼻咽喉科学会でも「早期の補聴器使用というのが、この対策の一番の柱」と、こう強調しています。

身障者とは認定されない軽度・中度の加齢性難聴者が、高齢者の増加とともに増えてきています。こうした加齢性難聴者への支援が、認知症予防との関係でも注目をされ、補聴器購入の助成を求める声が広がり、助成に取り組む自治体が広がっています。

私たちの調査では、9月時点で、障害者手帳を持たない高齢者の補聴器購入の助成を実施している自治体は全国で18自治体、現物支給をしている自治体は6自治体となっています。

日本共産党の東京都議団が取り組んだ「難聴と補聴器に関するアンケート」、この結果について少し紹介したいと思います。

難聴者からは、人の言っていることが分からないために、誤解を生じる。電話が聞こえづらい。全てにつらい。耳が聞こえないのは、かなりつらい。聞き返しが多い。こういう切実な実態が明

らかになっています。補聴器を使用したほうがよいと言われたが、高額なので諦めた。購入しなかった理由のトップは「価格が高い」であります。購入しようと思う動機は、「購入費補助制度があれば」「価格が安くなったら」などの声が上がっています。

厚労省の介護予防マニュアル改訂版は、「社会活動が不活発であることが認知症の発症リスクを上げる」「閉じこもりは認知症の発症のリスクとなっている可能性がある」、こうした上で、高齢者のひきこもり要因の一つに「聴力の低下」を挙げて対策を求めています。

補聴器の普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことで、認知症や鬱の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

以上、加齢性難聴者の補聴器購入費用の助成を求めて、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問、加齢性難聴者への補聴器購入助成についてお答えをさせていただきます。

本町では、補聴器購入に対する助成は、聴覚に障害をお持ちで、身体障害者手帳が交付されている方に対しての助成であり、加齢による難聴で中度・軽度の難聴の方への助成は行っておりません。また、現在のところ、県内におきましては、同様の助成を行っている自治体はないと把握をしております。

しかし、難聴によりましてコミュニケーションがうまくいかなくなると、家族や社会から孤立して、生活の質や生きる意欲の低下につながり、認知機能の低下も引き起こされますことから、高齢者にとりましては深刻な問題であると認識をしております。

現在、補聴器購入への助成を導入している自治体の要件としましては、年齢や所得、助成限度額などさまざまな基準となっておりますが、その助成額はおおむね1万円から3万円程度となっております。

なお、70歳を超えると約半数が難聴になると言われておりますので、本町の70歳以上の方に換算しますと、約3,500人が難聴であると言えます。仮に、助成額を2万とし、約3,500人の難聴者全てに助成した場合、7,000万円が公費負担になります。全ての方が助成を受けられることはないかと思いますが、今後、助成事業の導入につきましては、財源をどのように確保するのか。対象となる方をどのような基準で定めるのかなど、近隣自治体の動向も確認しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今、御答弁いただきました。今の益城町では助成はしていないと、また県内では助成している自治体はないと、まさにそのとおりであります。

やはり難聴によってコミュニケーションがとれずに、認知症を発症するリスクが多いということとは認識しているということについては、よく分かります。70歳以上の半数ぐらいがということですので。私も70歳になりました。3,500人ほどいらっしゃるということですので、やはりその中でもかなり難聴のひどい方はいらっしゃると思いますので、何とかですね、認知症予防のためにも頑張ってくださいなと思います。

じゃあ、2回目の質問をいたします。

先ほど厚労省の介護予防マニュアルを紹介いたしました。閉じこもり症候群をもたらす要因には、身体的、心理的、社会・環境要因の三つの要因が挙げられています。閉じこもり高齢者は、さまざまな要支援・要介護のハイリスク状態を共存していることが多いということから、社会活動が不活発であることが認知症の発症リスクを上げると考えられています。閉じこもりは認知症の発症のリスクとなっている可能性があると言われ、身体的要件には、歩行能力、認知機能の低下などに加え、視力・聴力の低下など、このような要因を抱えている高齢者たちは、閉じこもりの危険性が高い集団として早い段階での予防対策を講じることが重要であると、厚労省の介護予防マニュアルは書いております。

いよいよ、私もそうですが、団塊世代が後期高齢者に達する年がやってきます。加齢性難聴者が増加することは避けられない事態が必ずやってきます。聴力の低下に対応するため早い段階から補聴器を使用することで、社会活動を活発化させ、鬱や認知症の発症リスクを遅らせることが重要となってきます。

補聴器は高価なものがある一方、「雑音がうるさい」「役に立たない」と購入しても使われないケースもあるようです。所有している補聴器に満足している人は2割程度。専門医によると、快適に使用するには3カ月ごとの調整と脳のリハビリを必要としている、こういうふうに聞いています。

日本では、一般に補聴器は片耳だけで3万から20万円と高く、保険適用ではないために全額実費となることから、買うのをためられる方がたくさんいるようでございます。特に低所得の高齢者に対する配慮が求められるものではないでしょうか。助成をしている自治体では、助成の内容は2万から5万円、対象年齢は65歳から70歳以上、条件は住民税非課税世帯や聴力50デシベル以上などのさまざまな要件があります。

補聴器を現物支給している東京都江東区では、耳鼻咽喉科で補聴器を受け取るための検診を無料と、何回でも可能だそうです。無料で行って、必要とされたら現物を無料で支給する。調整は毎週1回、区役所で認定技術者が実施をする。部品・電池の交換・修理は、実費で自己負担となっている。

長野県の本曾町では、65歳以上の必要な人に所得制限なしで、補聴器購入に3万円の助成を行っています。

実施している自治体の状況を把握をしていただき、先ほどそういうふうにおっしゃいましたので、前向きに実施を検討するよう求めて、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目についてお答えをします。

実は、私の父親も補聴器をはめていたと思うんですが、ピーピー、ピーピー音がしてうるさいということで、後であんまりはめてなかったような記憶がございますが、やっぱり使い方とか、そこあたりが問題だったんじゃないかと。それと、値段の問題もあったのかなということで、今ちょっと聞きながら、ちょっと思ったところです。それと、やっぱり加齢性の難聴というのは、

大体50歳ぐらいから始まって、65歳ぐらいからちょっと悪化していくということで、まさに私たち、これは全て対象年齢に入っているかなと思っております。この悪化については、糖尿とか血圧、喫煙、それからアルコールあたりも深く影響するという事。それと、何より心配なのが、交通事故関係ですね。事故の関係もあるということで、非常に問題もあるかなということで思っているところです。

また、今、加齢性の難聴者への補聴器購入助成につきましては、熊本県議会、これをはじめとして多くの県議会より公的補助制度の創設を求める意見書が提出をされている状況ということで、現在のところ、意見書に対する国からの対応は示されていないと思いますが、今後何らかの補聴器助成に対する動きがあるのではないかと考えております。

議員が言われるように、加齢性難聴者への支援が認知症予防にもつながることも認識しております。また、低所得の皆様方への助成とかですね、今後、国の補聴器購入に対する動向も見ながら、助成事業の導入に向けて検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） それでは、3回目の質問をしたいと思います。

今、国会です、共産党の参議院議員が補聴器購入に補助制度を求めました。厚労省では「補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能の低下予防効果を検証するための研究を推進する」、こう答弁をしています。麻生財務相は「やらなければならない必要な問題」、こう述べています。また、兵庫県議会では「補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」が全会一致で採択されています。

今、町長も言われましたけれども、全国のいろんな議会で公的支援を求める自治体が増加しています。県議会、市議会、町議会など27議会が意見書を採択する、こういう公的支援を求める自治体が増加しています。益城町においても取り組みを進めるよう求めて、もう1回、3回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員、3回目の御質問にお答えします。

そういったふうに県議会、国においても動きがあっているということで、私たちとしては、町村でまた、町村の町村長会というのがありますので、そこあたりでもちょっと議論をしながら、またまとめていけたらということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） それでは、よろしく願いいたします。

では、2番目の国民健康保険税の改善、これを質問いたしたいと思っております。若干ちょっと長くなりますが。

国民健康保険税（医療分）について、国保税が高く、引き下げを望む声があります。日本国民は全ての公的医療保険に加入する国民皆保険体制が整えられています。国民の4人に1人が加入し、国保皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっていることは重大であります。所得は低いのに、保険税

が一番高い制度になっています。国保加入者の1人当たり平均保険税は、中小業者の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍。大企業などの労働者などが加入する組合健保の1.7倍の水準となっています。

10月に、熊本県社会保障推進協議会が、県内の自治体に社会保障に関するアンケートを行い、一部の自治体を除きほとんどの自治体から回答をもらいました。社会保障推進協議会では、アンケートの回答に基づいて自治体を訪問するキャラバンを行いました。益城町には10月25日に訪問いたしました。私も同席いたしました。たくさんの職員の方に対応していただき、本当にありがとうございました。今回は、このアンケート結果による回答をもとに質問を行いたいと思います。

国民健康保険税は、4人世帯（夫婦ともに45歳で、妻は収入がありません。子どもは高校生と中学生の2人）、総所得200万円の世帯では、益城町の保険税は38万6,500円となっています。県内自治体の平均額、これは36万2,019円であります。平均より益城町は2万4,500円ほど高くなっております。

高過ぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能にとっても、社会の公平、公正を確保する上でも重要な課題であります。

全国の知事会は、2014年、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を政府に要望しております。このように所得の少ない世帯が多く加入する国保が、協会けんぽや組合健保に比べて高過ぎる国保の構造問題、これを解決するためには、もっと公費を投入するしかありません。

国保税が他の保険と比べて著しく高くなる逆進的な負担の大きな要因となっているのは、世帯の人数に応じて課される均等割、各世帯に定額で課される平等割という制度であります。国保法第77条による法定減額（7割、5割、2割）の仕組みがありますが、対象者は限定されています。

そこで、次の三つについて質問を行います。

- 1点目は、18歳以下の均等割を廃止すること。
- 2点目は、平等割の見直しを行い、国保税の減額を図る改善を行うこと。
- 3点目は、国庫負担増額を国に町独自で要請をすること。

この3点の質問を求めます。

まず、1点目について、均等割は、世帯の人数に応じてかかります。特に子どもの数が多いほど国保税が引き上がります。均等割については「まるで人頭税だ」と、「子育て支援に逆行する」、こういう批判が起きています。均等割は収入のない0歳児にもかかってまいります。高齢者医療を支えるために拠出する支援分にも均等割があつて、0歳児にも高齢者医療を支えるための負担を求める不合理きわまる仕組みになっています。先ほど言いました人頭税、悪評であります。これは人間の頭数に応じて課税するもので、古代の大和朝廷が課した律令制下の庸や調などの最も原始的で野蛮な税制です。その課税方式が、現在の21世紀の公的医療制度に残っていること自体が時代錯誤と言えるのではないのでしょうか。このような算定方式は廃止すべきだと考えます。県内でも均等割を廃止している自治体もあります。町の考えをお聞きします。

次に、2点目、平等割の見直しについて質問します。

平等割は国保に加入する全世帯が、高所得者でも低所得者でも所得に関係なく平等に負担する制度であります。これは1点目の均等割と同様、所得の多少にかかわらず平等に負担しなくてはなりません。この平等割は、自治体によって価格が違っていています。益城町の平等割は、県内の他の自治体に比べ、これはアンケートの結果です。県内のほかの自治体に比べ一番高い金額になっています。2019年度の医療分の平等割は、益城町では3万1,500円、県内自治体の平均は2万2,500円となっています。まさに平均よりも9,000円も高い金額になっています。近郊の上益城郡内では、甲佐、嘉島は2万円、御船は2万2,000円、山都町は2万2,600円、こうなっています。近隣の町と比較しても、1万1,500円から8,900円の差があります。本来は廃止を求めたいところですが、少なくとも自治体の平均のレベルに引き下げて、被保険者の負担を少しでも軽減することを提案いたします。町の考えをお聞きいたします。

3点目は、厚労省の国保の実態調査によれば、全国の国保で算定されている均等割と平等割の総額は1.4兆円、そのうち0.4兆円は、先ほどの法定減額によって公費で補填されています。均等割、平等割として集められている保険税の総額は、およそ1兆円と計算されています。公費を1兆円投入すれば、均等割と平等割をなくすことができることになります。こうすることで国保税は協会けんぽ並みの水準になっていきます。所得割など中所得層に重い負担を課しても困りますが、全国知事会や全国市長会、全国町村会長なども公費1兆円の増額を国に求めております。被災を受けた益城町においては、特に要望を後押しするよう、町独自で国にも要望することを求めたいと思います。

以上、1点目で均等割の廃止、2点目の平等割の見直し、3点目で町の独自で国に公費等を要請すること、これを1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、国民健康保険税の改善についての1点目、18歳以下の均等割を廃止することについてお答えをいたします。

18歳以下の子どもにかかる均等割につきましては、減免している自治体があることは承知していただるところですが、18歳以下の均等割を廃止した場合には、歳入が減少することになります。

今年度の国民健康保険特別会計の状況を見ますと、予算に余裕があるように思われるかもしれませんが、国保の運営が県単位になって2年目でもあり、また、今後の医療費の伸びや被保険者の減少を考えますと、歳入は確保しなければならないものと考えております。

以上ことから、18歳以下の均等割を廃止することにつきましては、現在のところ難しい状況にありますが、全国町村会におきましても、子どもにかかる均等割保険税を軽減するための支援制度の創設につきまして、国へ要望をしているところであり、今後、国や他市町村の動向も見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問の2点目、平等割の見直しについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、平等割について、益城町は3万1,500円で、県内自治体で一番高く、2番目に高いのは2万7,700円で約4,000円の差があります。また、議員が説明されましたように、県内自治体の平均とは約9,000円の差がありますので、他市町村に比べて高額であることは間違

いのないところです。議員提案の均等割を自治体の平均レベルまで引き下げることにつきましては、先ほども説明しましたように、歳入を確保しなければなりませんので、すぐに9,000円を引き下げることは難しい状況ですが、平等割につきましては、均等割も含めまして総合的に見直しを行いたいと考えております。

御質問の3点目、国庫負担増額を国に要請することにつきましてお答えをします。

国民健康保険への財政支援の要請としましては、町村会において、医療保険制度の安定運営の確保として、国民健康保険については毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向などを踏まえ、各自治体の実情に応じた財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることなどを国に対して要望をしているところです。今後も他自治体の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1点目の均等割を廃止する質問には、減免をしているところはあるということを知っていると。しかし、均等割を廃止すると歳入が減少するので、今のところ難しい、こういう返答だったと思います。

2点目の平等割については、県内で一番高い、特に2番目に高いところよりも4,000円の差がある。平均より9,000円高いと、こういったことは認識されたというふうに思います。益城町は、ほかの自治体に比べてずば抜けて高いんだということは、十分承知をいただきたいと思います。これらについては、総合的に見直しを行う考えはあると、こういう答弁だったと思います。

3点目の国への公費負担の支援は、今、町村会長においても要望しておるといふふうには私も承知しています。

それでは、2回目の質問を行います。

益城町の国保状況では、国保世帯は今年の4月1日現在4,405世帯、被保険者が前期高齢者まで7,535名と報告をされています。収入に応じて国保税は、国保法77条で7割、5割、2割の法定減額があります。7割減免世帯が1,935世帯、5割減免が608世帯、2割減免世帯が479世帯、まさに減免世帯合計は3,022世帯になります。実に69%が減額の世帯であります。町においても、低所得世帯が国保で多いということが分かるのではないかと思います。

それでは、国保税の滞納状況はどうか。滞納世帯は333世帯、7.6%のようであります。一生懸命支払いをしているのだなというふうには思います。しかし、まだまだ滞納されている世帯が多いというふうに認識します。滞納状況によって発行される短期保険証は、2カ月が64世帯103人、3カ月が85世帯121人、6カ月が76世帯112人となっています。特別な理由がなく1年以上滞納した場合は、保険証ではなく資格証明書が交付されます。この資格証明書をもらっている方は、17世帯18人になります。この方たちは、病院にかかる窓口で10割支払うこととなります。やっぱり持つものが今手元にないとですね、なかなか医療機関にかかれない、こういう状況ではないでしょうか。この方たちは後日町に申請をして、ちょっと返ってくると、こういう状況ですね。減免制度があっても、滞納世帯は7.6%もありますので、やっぱり国保世帯は高齢者が多くて、国保税の支払いに苦慮しているのではないのでしょうか。病気になってもなかなか病院に行けない、

こういう実態があることは見過ごせないことであります。

私は、国保は社会保障制度であると考えています。国保は他の保険制度よりも高く、不公平であります。被保険者の負担を少しでも軽減するためにも、均等割、平等割の廃止や見直しを行うように求めてまいります。歳入が減少すると言わずに、しっかり被保険者を応援する、そういう町であってほしい、町長であってほしいと考えます。

以上、2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員、2回目の御質問にお答えしまして、ちょっとまたこちらのほうからちょっとお話しさせていただきたいこともありますので。

国民健康保険、これは皆さん方、私たちも最後は国保に入るということで、国民健康保険は最後のとりでということ、保険の最後のとりでになっています。そんな中に、平成30年度大きな改正がありまして、都道府県化というのがありました。国保は、先ほど甲斐議員がおっしゃられたように、構造上の問題があるということ、平均年齢が高いと。国が52.3ということ、社会保険が37.1歳、組合健保が34.8歳。それと、65から74歳の割合が非常に高い、41.1%、社会保険が6.8%、共済が3.2%。それから、1人当たりの医療費が非常に高いということ、35万3,000円です、平均が。社会保険とか共済けんぽは、17万とか15万になります。それから、所得は非常に少ない86万ということ、社会保険は148万、共済が244万ということ、非常にそういったことから国の補助もかなり大きいということ、4兆3,784億円国保のほうに支出されております。ただ、一方で、社会保険は1兆1,745億円、それから共済が737億円ということ、これは保険の一元化も実は議論をされております。ただ、なかなかやっぱり社会保険になると、企業のほうが負担で難色と、それとやはりこういったのを見て、小さい自治体ですね、1,000人を切るような自治体で大きなはやり病が出たら全然もたないようになるということ、そういったことも踏まえて都道府県化があるのかなと。

先ほど甲斐議員からありましたが、非常に世帯について上がるということ、あるいは試算をいずれにしたんですが、下がる世帯もあります。世帯構成によって上がったり、下がったりするんですが、実は国保の都道府県化前に、実は資産割を20%取っていました。これは資産に国保をかけるということ、これは二重課税じゃないかということ、今回の都道府県化によって20%分を外したということ、これが所得割と均等割、平等割のほうに入ったということ。もともとが、やっぱり国保のほうは応能、所得ですね。応能応益ということ、所得と費用、かかった分を払ってください、50対50の原則があるということ。実は均等割もですね、以前は29.24%、平等割が17.58%ということ、これを大体今回の算定にもってきております。30%と20%ということ。それと、所得割が7.3%から8.79%ということ、上がっております。そういったことで、先ほど平等割が3万1,500円というのを、これを下げれば、均等割のほうか所得割のほうにこれをまた転嫁せざるを得ないということ、こちらについても例えば均等割、子どもが何人かおると、そちらのほうに入ってくる。それから、所得割のほうに転嫁すると、今度は中程度の世帯の方に負担が多くなるということ、なかなか厳しいところもありますが、そういったところも加

味したところで今回の配分をやっているというところになります。そういったことで、しっかりまた取り組んでいきたいとは思っております。

それと、なかなか令和元年度におきましても、実は7,300万円の赤字が出ているということで、まだ確定ではありません。前年繰り越しが2億5,000万ですので、1億8,000万がまた残っていくということになります。都道府県化になりまして、まだまだ国保のほうについては大体3年間分ぐらいの医療とかそこあたりを加味しながらやっていきますので、そこあたりも見きわめながらやっていきたいということで思っております。例えば3万1,500円、先ほどの平等割を3万1,000円に引き下げると818万5,000円の減収ということで、こちらについては、どちらか、所得割か均等割のほうに転嫁するような形になる。それから、9,000円を引き上げると3,700万円の減収ということで、これをどちらかになるということになりますので、仕組みとしてはそういったことで、応能応益の50対50というバランスもありますので、所得に対して、それから利用した分に対してが50対50ということがありますので、非常に国保についてはそういった仕組みになっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） それでは、最後の質問にまいりますけれども、やはり私も現役時代は組合健保に入っておりました。退職して国保に加入したということです。やはり国保は最後のとりでと、これはお互い認識していることだと思います。特に高齢者が多いということもあると思います。私は、やはり少しでも負担を軽くする、これは大変必要だというふうに思います。

まずは、平等割、ほかの自治体に比べて突出している3万1,500円を少しでも減らす。平均並みにしてほしいんですが、少しでも減らすんだということは頑張ってくださいなというふうに思います。歳入が減るからということも理由に言われても、納得はできません。それは社会保障でありますから、しっかり町が繰り入れなりをしていただいて、国保への支援をしていただくということが大事ではないかというふうに思います。

今、全国知事会とか全国市町村会などが、やっぱり国費への投入を求めていますので、やはりその辺が一番ポイントになってくるのかなと思います。しかし、町独自で努力することも必要ではないでしょうか。この震災後ですね、医療費の減免措置なんかについても、町長はやらないと言っておりますので、極力私のほうは政府のほうに対しても、先月11月にも行って、内閣府に対して交渉してまいりましたが、やはり冷たいですね。その辺でいけばですね、やっぱり町としては一生懸命努力をしていただきたいというふうに考えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。3時45分から再開します。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時45分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は午後5時を超過することも予想されますので、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。今回も質問の機会をいただきました。あと2人ですので、どうか御勘弁いただきたいと思えます。

今回は、子どもたちの成長と町の公園整備における現状と課題そして展望について、次に、町の中心市街地における現状と展望について、最後に、益城町の復旧事業における現状と展望について、この3点について質問をさせていただきます。それでは、質問席に移ります。

それでは、早速ですけれども、子どもたちの成長と町の公園整備における現状と課題そして展望について、について質問をさせていただきます。

初めにですけれども、20年前と比較すると子どもたちの外遊びの時間が極端に少なく、それに伴い運動能力の著しい低下が見られる。改善すべき重要なことではないか。どう考えているか。2番目に、周辺の市町村を通ると公園整備が進んでいると感じる。もっと子どもたちや保護者が安心して遊んで学べる公園整備を行っていくべきではないか。多くの要望が寄せられている、早急に考えていかなければならないと思うがいかがか、ということであります。

幼児期における運動、遊びの重要さというのの資料を見させていただきました。子どもたちの体力や運動能力というのの現状ですけれども、今子どもたちは全速力で走ると真っすぐ走れないという子どもが多いとかですね。また、あとジャンプしてですね、着地ができない。または転んでしまって手をつくことができず顔から落ちてしまうと、そういう子どもが多くなっているということでございます。

この運動能力の大きな低下という要因につきましては、もちろんテレビゲームが普及したとか、少子化であったりとか、また、子どもたちが外で遊んで犯罪が多くなっているとかありますけれども、いずれにしても外遊びの時間が少なくなっているというのが一番の要因であるということでもあります。

この外遊びの時間、私、50代ですけれども、私たちが子供のころは平均2時間9分だというふうに資料には書いてありました。で、今はですね、1時間を切っていると。1日1時間。要するに半分。外遊びの時間が半分以下になっているということです。

この外遊びの時間というのが、普通の運動とどう違うかということですが、この外遊びの時間にはですね、基本的な動作が含まれると。例えば木に登ったりですね、かけっこをしたりとか。いろんなことには基本的な動作、この基本的な動作というのは、人間の動き、要は年齢とともに身につくものではなく、体を動かす経験の中で身につくものというふうに言われているそうです。この基本的な動作をいつするかということが将来の健康にも影響してくるということになっているようです。

この基本的な動作、つまり運動能力を育てるのに重要な時期というのが大体2・3歳、幼児期

ですね、から小学校3・4年生までというふうになっている。まあ、この時期が一番身につくということみたいです。で、このですね、先ほども言いましたように基本的な動作というのは、例えば何かのスポーツをやるとかということだけではなくですね、やはり、遊びということの中で生まれてくるものだということを考えていかなければならないということです。

そういう中でですね、私たちに必要なのは何だろうかと考えたときに、この子どもたちが運動をしなくなるということの要因、外で遊ばなくなる要因の中ではですね、中にはやっぱり外で遊ぶ場所がなくなっていると。まあ、益城の場合はですね、まだ自然が多いところでありますので、東京等の都会に比べればですね、まだましかもしれませんけれども、それでも子どももしくは保護者等がですね、安心して遊ばせることができるところが少ないというのは現実だと思っております。

そこで、先ほどの質問ですけれども、20年前と比較すると子どもたちの遊ぶ時間が非常に少なく、それに伴う運動能力の低下が起きていると。それについて、町としてどう考えていますかというのが最初の質問。それに伴いまして、子どもたちの運動能力が落ちることによって益城町としてはやっぱり遊べる場所、いわゆる公園の整備を行っていくべきではないかと思っております。それについては多くの、特に若い保護者の方からもですね御意見が多く寄せられているというのも現実でありますので、早急に考えていくべきではないかという質問であります。これがまず、初めの質問です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 11番野田議員の一つ目の御質問の1点目。20年前と比較すると子どもたちの外遊びの時間が極端に少なく、それに伴い運動能力の著しい低下が見られると。改善すべき重要なことではないか。どう考えているか。についてお答えいたします。

各小中学校では、毎年5月にスポーツテストを実施しておりまして児童生徒の運動能力や体力測定を行っているところであります。その調査項目としましては、ボール投げ、立ち幅跳び、50メートル走、シャトルラン、握力、上体おこし、長座体前屈、反復横跳びの8種目を測定しております。学校では、このスポーツテストの結果を見て現状を把握しながら、児童生徒の運動能力や体力育成について各学校で対策を練って取り組んでいるところであります。

しかしながら、議員御指摘の通り20年前と比較したときには、確かに運動能力や体力の低下は否めないところであります。近年のスポーツテストの結果では、これは学校によって違うところもありますが、一般的には、50メートル走、ボール投げ、長座体前屈、握力などで数値が劣っています。そこで、各学校におきましては、体育の授業でサーキットトレーニング等に取り組みましたり、それぞれの課題に授業の中でそれを取り入れながらその課題解決に取り組みましたり、あるいは運動会、体育大会、持久走大会等々に向けた取り組み等で運動能力や体力の養成を図っているところであります。

今後とも、児童生徒の状況につきましては、スポーツテスト等の結果に注視しながら、体育の授業等における指導の工夫改善や学校行事への取り組み等におきまして児童生徒の運動能力及び体力の向上を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の2点目、周辺の市町村を通ると公園整備が進んでいると感じる。もっと、子ども達や保護者が安心して遊んで学べる公園整備を行っていくべきではないか。多くの要望が寄せられている、早急に考えていかなければならないと思うが、いかがか。についてお答えをします。

公園が住民生活の中で果たすべき役割としましては、住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他レクリエーション利用に供するとともにあわせて都市環境及び改善、災害時の避難所などがあります。また、緑地とは自然環境の保全、快適性の増進などその機能により都市環境の整備及び改善、都市景観の増進、公害の防止または緩和、災害の防止または緊急時の避難などに資するために設けられる公共の空地となります。

このような中、町を代表する公園としましては、都市計画決定されている潮井自然公園やテクノ中央緑地、益城町総合運動公園があり、また、河川空間を生かした秋津川河川公園などがあります。

しかしながら、これらの公園はいずれも市街地の周辺にあるもので、市街地を中心に確かに現状では、子どもたちや保護者の方々が安心して遊んで学べる公園が少ないと感じており、これは都市化の流れの中で住宅などの立地が急速に進み、これらの整備が間に合わなかったからだと認識をしております。

このため、町では、まちづくり協議会からの御提案を受け、通常時は地域の憩いの場としての公園として利用し、災害時には一時避難場所となる避難地の整備を鋭意進めているところです。また、現在施行中の木山地区の土地区画整理事業や益城台地の土地区画整理事業におきましても、計画的な公園整備を行うこととしています。さらに、現在見直し中の益城町都市計画マスタープランにおきましても公園整備の必要性を明記し、整備に取り組んでまいります。

公園は、地域の方々に日々の生活の中で利用していただく施設です。今後も、地域住民に親しまれ、利用しやすい公園づくりを地域の声をお聞きしながら進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の答弁ありがとうございました。公園は確かにあるんですけども、今町長からの答弁にありましたように利用しやすいという部分が、重要な観点だと思います。

それからですね、教育長からの答弁もございましたとおり子どもたちにとってこの遊びの効用というのは遊ぶこと自体がですね、素晴らしい効用。素晴らしいものが養われる。例えば、楽しいとか、例えば、人とのかわりあいによる人間力であったり、または上下関係であったり。その上下関係もですね、プラスの面での上下関係が多いと思います。または、それによって我慢する心を持つとか、心の強さを育てるとかですね、そういう面ではですね、子どもたちが外で遊ぶというのの重要さをですね、ある意味での数字では語れない部分も多いと思いますので、ぜひですね、しっかりですね取り組んで行かなければならないことになっていくと思います。

また、今町長からの答弁でありましたようにまちづくり協議会からの要望であったり、計画的

な公園の整備ですね。あとは、マスタープランまたは利用しやすい地域住民からの意見を集めるとかですね、これ素晴らしいことだと思うんですね。ぜひですね、そのへんをですね、いち早く周知しながらですね、分かりやすくですね、ほかの住民の方多分いろんな問い合わせが来たり要望が来たりするということはですね、あんまりその計画自体をですね、御存じないのかなという面もありますので、ぜひそういう計画があればですね、早目早目に周知をしていただきながらですね、やっていただくとですね、賛成も多くなりですね、公園整備も早くいろんな問題も課題もですね、なくなっていくのではないだろうかと考えておりますので、今の町長の答弁もですね、計画的な公園整備、マスタープランにも載っていると、利用しやすい公園を地域の皆さんとつくっていくことをですね、念頭に置いてですね、しっかりやっていただきたいと思います。

次の方に移りたいと思います。

町の中心市街地における現状と展望についてです。町中心地の現時点での状況と課題をどのように捉えているか、また今後の予定はどうか。どのような構想があり、計画し、いつまでに実行していくのかを具体的に教えていただきたい。町民の意見をどのように取り入れ、反映させていくのか。が一つ。

二つ目が、現在の位置に町、役場庁舎を再建するにあたり、さまざまな問題や課題も多いと考えるが、どのような状況ですかという質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の二つ目の御質問の1点目、町中心地の現時点での状況と課題をどのように捉えているか。また、今後の予定はどうか。についてお答えをします。

本町は、熊本都市計画区域の一部として熊本市に隣接し、空港や二つのインターチェンジを有する交通アクセスのよさを背景に、人口増加が続くなど発展を遂げてきました。

その間、大規模な土地区画整理事業などの面的整備、幹線道路や公園といった都市施設の整備が十分になされないまま都市化が進展してしまったことから、平成28年熊本地震によって狭隘な道路と公園の不足により避難が困難になるといった災害に対するもろさを露呈することとなりました。

現在、この問題を解消するため、木山地区の土地区画整理事業や県道熊本高森線の4車線化事業をはじめとする街路事業、その他の避難路、避難地の整備に取り組んでいるところです。

さらに町では、これらの事業で生み出されるインフラを町中心部の活性化の起爆剤と捉え、これを前提とした新たなにぎわいのあるまちづくりを進めていきたいと考えています。このため、これら災害に強いまちの骨格を形づくり、さらには新たなにぎわいづくりにつながる事業を町民の皆様や関係機関の方々と連携し、時間的緊迫性を持って適切に進めていくこと、これが第6次益城町総合計画を策定しさらなる復興に取り組んでいる現時点での課題と考えています。

次に今後の予定についてですが、中心地における新たなまちづくりの方向性を、中心市街地活性化基本計画を策定する中で町民の方々などと連携し定めていきたいと考えています。この計画は町が策定主体ですが、計画に盛り込む取り組みは町だけではなく地域住民や民間企業、団体が実施するものすべてが対象であり、町中心地におけるオール益城の計画となるものです。

この計画は、来年度末の国認定を目指しています。今年度中に町の素案を固め、来年度に内閣府や関係省庁と協議を踏まえ適宜修正などを行いながら、申請・認定という流れとなります。

すでに町商工会とともに本格的な策定作業に着手をしており、町内外の方々への現状や課題、今後のあり方などに関するアンケート調査を実施しました。

現在、その結果を踏まえ、町内商業者やJAかみましき、交通事業者、金融機関などに御参加いただき、意見交換を行いながら計画の策定作業を行っているところです。

年度内には、町の関係者が一堂に会する中心市街地活性化協議会を町商工会などに組織いただいて、その場でいただいたご意見をしっかりと反映させ計画の素案を決定してまいります。なお、計画に記載する個々の取り組みにつきましても、すでに着手しているものから、これからじっくりと計画して進めるものがあり、実行する時期はそれぞれ異なります。

また、計画策定後は、にぎわいの核となる施設の整備を目指しており、今年度から町民のニーズや求められる施設の機能の調査などに着手しています。さらに、中心市街地の活性化に向けソフト・ハード両面で中心的役割を果たすまちづくり会社を年度内に設立したいと考えています。

町の活性化は待ったなしの状況です。ソフト事業などただちに取られる取り組みにつきましては速やかに着手するなど、町中心地の活性化に向けて時間的緊迫性をもって取り組んでまいります。

二つ目の御質問の2点目、現在の位置に町庁舎を再建するにあたり、さまざまな問題や課題も多いと考えるが、どう捉えているかについてお答えします。

新庁舎の計画策定に先立ち、町民の皆様を対象としました「益城町新庁舎建設に関するアンケート」を実施しましたところ、駐車場に関する回答が多く寄せられました。いただいた附帯する意見としましては、駐車する場所やスペース、位置などに関するものでありますため、新庁舎の設計業務におきましてはそのような意見を参考に、使いやすい駐車場づくりを目指したところです。これにより、従来の駐車場より1台当たりのスペースを広げ、通路幅も十分に確保し、できるだけ平らな面でバリアフリーを考慮したことで、現時点での駐車想定台数は275台としております。中でも、もっとも重要である来庁者駐車場として約120台を確保することとしており、そのほかの駐車スペースは、議員駐車場や公用車駐車場、職員用駐車場として活用を予定しております。

さらに休日には、地域のにぎわい創出に資するスペースとして活用することで、新庁舎がまちづくりの拠点としての機能を果たしたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。余りにもきれいな回答だったので少し中身がすみません、入ってこなくてですね。まず、ちょっとお尋ねしたい。災害に強いまちづくりってというのは、インフラのお話が多いと思うんですけども、災害時に強いまちづくりってというのは、まず道路関係のお話ですよ。だと思んですけど、道路関係を基本的に道路幅ですよ。道路幅であつたり、狭隘道路ですよ、狭隘道路の改修だということによろしいんですかね。

あと、そのにぎわいのまちづくり。言葉がですね、にぎわいのまちづくりって簡単だと思うん

ですよ。にぎわいのまちづくりって何だろうというのがですね、結構難しくて。商売ができないのににぎわうのかとかですね、本当にそこに何人の方がいるんだとかですね、あると思うんですけども、言葉の定義を聞くつもりももちろんないですけども、災害に強いまちづくりというのは狭隘道路、道路整備でいいのか、またはにぎわいのまちづくりって何がにぎわい。要するに商売でにぎわうのか、何でにぎわうのかとかがですね、よく分からないんですよ。言葉としては分かりますけれども、これは地元におる民としては、多分商売が成り立たないのにどうやって成り立たせるんだろう、そこは商工会とお話をしていくということでしょうけれども、そのへんをですね、もうちょっと具体的に分かりやすく持って行っていただきたいと思っております。

あと、その今の現在の位置にですね、役場が立つということでもう計画もなされておりますけれども、それについてはですね、もう決まったことですから、あとはもう時間的な勝負になっていくと思うんですけども、さっき言われた課題という面においては駐車場の整備ということだと思っておりますよ。駐車場もですね、全体で270ぐらいですか。で、来庁者で120台と。あとの150台は、議員であったり職員であったり、元々ある車だったりということみたいですが、そのへんの捉え方をですね、にぎわいのまちということに、まちづくりということにひっかけながら本当はやるべきだと思うんですよ。

あの、町長、済みません、災害に強いまちとかですね、本当に災害に強いまちは益城町としては、やっぱり言葉としても重要ですし、実際のもですね震度7を2回、地震があった町という点からすればですね、これはやっぱり求めていくものだと思うんですけども、町長が思われる災害に強いまちとは何ですかという2回目の質問と、にぎわいのまちって、まああくまで難しいことは聞きませんので答えなくても結構なんですけれども、災害に強いまちって何ですかという部分とですね、にぎわいの中心市街地、木山あたりがですね、区画整備もありますけれども、にぎわいのまちって何ですかというのをですね、町長が思われている部分で結構ですんでちょっとお答えをいただければと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えをします。これは、もう災害に強いまちづくり、これはもう地震があったときにやはり火災を一番心配しました。やはり町長の一番使命というのはやっぱり町民の皆さん方の命を守るということで、ここが一番私の使命かなということで、その中で今ちょうどNHKで地震番組が、パラレル東京か何かあってます。で、そのときに起きたのが、やっぱり火事です。火災旋風っていうのが起きて、やはり多くの方が亡くられるということで、益城町がたまたま火事が1件だったということで、30棟は全壊してたということで、そこあたりを見ているとやっぱり備えが一番必要なあとということで、やっぱりこの備えがやっぱり一番大事かなということで、今防災士を資格取っていただいたりとか災害協定を結んでいただいたりとか、ここあたりを一番に取り組んで行くこと。

ハード面についてはやはり道路ですね。道路についてやはり狭隘道路の解消とかですね、それから避難地・避難所、特に避難地、先ほど公園もありましたが、こちらあたりをしっかりとつくっていくことが一番大事かなと。それと、これは皆さん方議員さんたちにも、職員も私も何ですが、

個人としての備えもやっぱり必要だなと。備蓄品とかも当然必要なんですけど、先ほど学校のほうでマニュアルが出たんですが、やはり皆さん方も私たち特に職員あたりは大規模災害が起きたら家を放り出してというか、出ていかなければならないと。そのときにどうするかと。高齢者を抱えとる、小さい子どもを抱えとる、で、そこあたりをどういったふうに対応、対策をとるか。親戚に預けるのか、施設に預けるのか、兄弟に預けるのか。どんな対応がありますが、こちらのほうの備えも必要かなということで、そこあたりが一番災害に強いまちづくり、ハード面・ソフト面からこれをやっていかなければということで、町としては災害協定とかいろいろ組織あたりの防災訓練でもありますが、そこあたりの備えが一番災害に強いまちづくりの一番かなということで思っております。

それと、にぎわいづくりですね。にぎわいづくりというのは、非常になかなか。にぎわいということだけで、なかなか漠然としてあるというふうに思います。その言葉だけを取り上げると、やっぱり頭がつかないということ、物産館であったりとか、町中広場であったりとか、そこあたりも、やっぱり頭がついていかないと入らないと。単なるにぎわいといってもなかなか分からない。これは田舎のほうでも、にぎわいの頭がやっぱり必要なあとということで思っています。ただ、このにぎわいづくりのためにも、一番大事なことは何かというとやっぱり木山区画整備もやってます、それから地域のほうで町協もやっています、で、町協でやっているやはりそのプロセスが一番大事かなということで、どんなにぎわいをつくっていかうかというのは、結果だけ求めてもなかなかにぎわいはつながっていきませんので、やはり行政と学校とか、行政と大学、行政とNPO、それからNPOと住民、ボランティアの皆さん方と住民とか。そこあたりの、やはり一緒になってというのがこのプロセス、つくり上げている段階が一番にぎわいかなと。このわいわい言いながらつくっていくとか、ここあたりがにぎわいづくりで私は一番大事なところかなと。行政だけでも絶対できないと思いますし、民間だけでもできません。企業だけでもできない。町民の方だけでもできないということで、これが一緒に合わさって、力を合わせてというのが一番にぎわいづくりの原点かなということで思っております。

ただ、頭にくるやつがやっぱりにぎわいづくりも、やっぱりぼやっとしてるところありますので、そこあたりをまたつけていって、目標をつけていってやっていきたいなとふうに思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。今言われたようにですね、災害に強いというのは、もちろん災害、生命・財産を守るのが一番になりますし、私もNHKパラレル東京見しておりますけれども、やっぱり火災はですね、いろんな意味で怖いと。益城町は火災の件数が本当に少なかったという点についてはですね、よかったんじゃないかと思っております。

それと、にぎわいのまち。町長言われたように、プロセスはですね、とっても大事です。プロセスがやっぱりこれは一番大事なのはプロセスだと思います。それと後は、にぎわいの前の冠ですね。何のにぎわいなのかというのもですね、早目にですね提示していただきたいと。どういうふうやっていくかをですね。そういう意味ではですね、そのスピード。スピードを。もちろん

プロセスも大事ですけど、スピードも大事になってまいりますので、これ合わせてですね、プロセスとスピードを合わせてですね、冠をどうするのかを決めてやっていただきたいと。でないですね、にぎわうまちになる前にですね、ちょっと潰れる部分が多くなってしまおうと。無くなってしまおう部分が多くなってしまおうという懸念がありますので、どうか、そのプロセスと合わせてスピード感をもって何をやるのかを早急に決めてというか、もう決まっているんでしょうけれども、具体的なものを決めてですねやっていただくようお願いをしてですね、次の質問に移りたいと思います。

3番目の質問です。益城町の復旧事業における現状と展望についてです。

町の復旧事業における現時点での進捗状況はどうか。また今後の予定は遂行できていくのか。この質問にあわせてですね、いろんな方から今お尋ねであったりお叱りであったりを受けておるものがあります。それがですね、いわゆるですね復旧の事業そのものについてのお問い合わせであります。例えば、我々家を解体しまして家を建てる際にですね、宅地、擁壁が壊れてからこれは、家は建てられませんよということで慌ててですね、擁壁を回収したと。その回収にはですね、宅地復旧支援事業、例えば、上限を1,000万で50万手出しの3分の2の補助とかいう部分がありました。

今はですね、事業が変わった今ではですね、大規模活動崩落事業ということで、まあ金銭面から言えばですね、全て無償でやっているというところであります。事業が変わってですね、それについてももちろん国からの補助であったり、いろんな団体からの支援を受けてですねやってきた事業ですので、それについていろいろなことを言うべきではないというのは前提にありますけれども、ただ、いろんな地震における復旧事業ではですね、復旧事業の一番の目的は、これは痛みの最小化ということを目的にやってこられたと思います。この痛みの最小化という目的を図るためにはですね、やっぱりこれ中立・公平性というのが欠かせない部分ではないだろうか。そういう意味において、中立・公平性という意味において、事業、事業が変わることによってそこが中立・公平でなくなるという見方をされている町民、住民の方がやっぱりいらっしやると。それについてですね、やはり不平、不平と言いますか不満ですかね。そういうのがあるんだろうと思います。

被災者という言葉においてはですね、全て同じですけども、どういう被災を受けたかによってこれはですね、これは変わると。これは、家屋の一部損壊・半壊・全壊とそういう被災の大きさも含めてですね、違う部分があると。

このですね、一番目の質問のですね、現時点での状況、復旧事業における現時点での状況はどうかということと今後の予定は遂行できるのかという質問と合わせてですね、この事業の中立・公平性という点についてもですね、今一度ですね、町長のほうからでも担当課長でも構いませんけれども、まあ説明なり回答をしていただければと思っております。これが第1問目です。

2問目の質問ですけども、町の復旧事業を鑑みれば土木事業や建築事業等の建設関連事業が著しく多い。現在、派遣職員の応援に助けられているが、事業の円滑な進捗のためには技術職員、技術者ですね、の確保及び育成が急務となる。育成には時間が必要なことから、技術職員を増や

しておくことが重要なことではないでしょうかという質問です。

この2点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の三つ目の御質問の益城町の復旧事業における現状と展望についての1点目町の復旧事業における現時点での進捗状況はどうか。また今後の予定は遂行で
きていくのかについてお答えをします。

熊本地震発災後3年7カ月が過ぎ、復興へ向けての歩みが出てきておりますが、補助事業、単
独事業を合わせた町施設を除く道路、橋梁、河川、上下水道、水道などの公共インフラの復旧事
業におきましては、11月末現在、件数ベースでの契約率について申し上げますと、97.3%、完了
率が78.3%となっております。また、農家の生業の農地、農業用施設が契約率95.7%、完了率が
89.3%となっております。公共インフラ、農地・農業施設につきましては、令和2年度内での完
了を見込んでおります。

また被災された方々の支援の重要な事業の一つである、宅地復旧事業として、国の補助を受け
て行う地域防災がけ崩れ対策事業と大規模盛土造成地滑動崩落防止事業がございます。現在の状
況としましては、地域防災がけ崩れ対策事業の21カ所につきましては、契約率100%、完了率
95.2%であり、年度内に全ての完了を予定しております。

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業につきましては、熊本地震における制度拡充事業21地区と
合わせ計60地区におきまして契約を完了し、工事完了につきましては、拡充事業15地区で71.4%、
残り6地区のうち4地区につきましては、年度内の完了見込みとしております。拡充以外の39地
区については、8月末に1地区が完了し、年度内に3地区、計4地区の完了を見込んでおります。
残り35地区におきましては、令和2年度末までに全ての地区が完了するよう、鋭意工事を進めて
いるところでございます。

次に町管理の建築関係では、町総合体育館が来年3月末の完成を目指し工事を進めており、現
在のところ進捗率78%と順調に進んでいるところでございます。また、交流情報センターにつ
きましては、65%となっておりますが、杭の修復が終わった基礎部分におきましては、順次埋め戻
し作業へ取りかかっており、来年3月末の完成を予定しております。文化会館におきましては
23%で、令和3年度末の完成を目指しているところでございます。また、益城中学校につきま
しては、8月と10月の臨時会におきまして校舎新築工事、体育館新築工事、外構工事の契約の承認
をいただき、11月30日に安全祈願祭が執り行われ、これから本格的な工事に入っております。
校舎新築工事につきましては令和2年度内での完成を、体育館新築工事及び外構工事は令和2年
度の第二四半期内での工事完成を予定しております。今後プールや附帯施設の工事発注を行い、
令和3年度内での全ての復旧工事の完了を予定しているところでございます。

公共インフラの復旧、農地農業用施設の復旧は、町民の方々の生活に直結し、また施設の復旧
におきましては町民の方々の健康づくりのため、これからの益城町を担っていく子どもたちのた
めにも、一日も早い復旧に尽力をしております。

次に、大規模盛土造成地滑動防止業と熊本地震における被災宅地復旧支援事業に対する町民の

方の御意見ということでお答えをさせていただきます。

まず、個人負担が発生します被災宅地復旧支援事業は基本的に町内全ての個人の被災宅地が対象となります。当初はこれは5メートル以上、それか3メートル以上、2メートル以上とかそういったことで非常に対象がいろいろ要望とか出ておまして2メートル以下にもということでこの事業を使った思います。この事業は個人の宅地復旧を支援するため、平成29年5月8日より申請受付を開始、受付前に工事をされた方に対しましても遡及により補助金が支払われるという制度です。50万以上が対象となり、補助対象事業費は1,000万円が上限で補助率が3分の2となりますので、その範囲外で自己負担が生じます。これに対し、大規模盛土造成地滑動防止事業は個人の宅地ではなく、大規模盛土造成地が滑動するという大きな被害が発生しましたため、国の補助で被災した宅地の範囲を限定しまして復旧を行う事業になります。このため、調査などに時間がかかり、平成30年3月の2日におきまして国の予算が決定し事業範囲が決定したところです。この事業は大規模な盛土全体を復旧するため、他の公共事業と同様個人負担は発生をしません。

以上のことにより、これらの事業につきましては、事業開始のタイムラグが生じております。このため町では大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に着手する範囲が決定した段階で宅地復旧支援事業の申請に来られた方にこの範囲は自己負担のない国の補助事業で復旧することを伝えていくところです。このような配慮を行ったところで大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の開始以前に被災宅地復旧支援事業の申請を行った方や本事業の対象区域内の方でも被災宅地復旧支援事業を活用されて個人の宅地を復旧される場合は自己負担が生じることとなりますので、大規模盛土造成地滑動防止事業範囲内において本事業前に個人負担で行われることは制度上いたし方がなく御理解いただきたいと考えております。

御質問の2点目、事業の円滑な進捗のためには技術職の確保及び育成が急務となる。育成には時間が必要となることから技術職員を増やしておくことが重要だがいかがか、についてお答えをします。

議員がおっしゃるとおり、本町では震災以後、多くの派遣職員の応援を受け復旧・復興事業に取り組んでおり、派遣職員の応援がなければここまで復旧・復興を成し遂げることはできなかったと思っております。また、派遣元の自治体におかれましては、行政改革などで職員数が抑制されている中、益城町の復旧・復興のために職員を派遣していただいていることに対し、深く感謝をしているところでもあります。

さて、議員御質問の技術職員の確保につきましては、本町の復旧・復興事業を円滑に進めるためには多くの技術職員が必要でありますことから、震災後、土木職員などの技術職員の増員、土木技術職5名、電気技師1名を行っておりますが、事業規模に対し技術職員数が不足しており、その対応としまして、全国の自治体に対しまして中長期の職員派遣を要請し、さらなる不足に対しては技術系の任期付職員の採用、民間委託などにより即戦力となる技術職員の確保に努めてきたところです。

しかし、熊本地震から3年8カ月を迎えようとしている中、この間も全国におきまして多くの自然災害が発生していますことから、今後、本町への派遣職員の応援も厳しくなることが予想さ

れます。このため、派遣職員の要請に当たり、私自身が直接全国の自治体に派遣を行っており、さらに、県内外の市町村長とお会いする機会などを捉えて技術職員の派遣要請に努めております。

一方、町の将来の基盤整備を担ってもらう技術職員の確保についてでございますが、令和元年度職員採用試験におきまして、土木職の職員募集を行いました。しかし、受験申込者が少なく、さらに合格者におきましても辞退が発生するなど、技術職の確保は大変厳しい状況にあります。このような状況は、本町だけの問題ではなく他自治体におきましても同じような状況にあります。

このように、技術職員の確保につきましては厳しい状況にありますが、まず、職員確保に向けては、2次募集、中途採用の検討や益城町で働くやりがいや魅力を発信するとともに、引き続き、粘り強く派遣職員や任期付職員の確保にも努めてまいります。

人材の確保は、職員数を増やすだけではなく人材育成が町の発展に大変重要であるとの認識を持っており、職員1人1人が熊本地震からの復旧・復興への責任ある姿勢など派遣職員などから学ぶことも多く、それを刺激として職員の意識を高め、また、専門知識などの向上にもつなげるとともに、スキルアップに資する研修への積極的な参加を呼びかけるなどにより、職員個々の能力向上や組織力の強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。まず、町の復旧事業における現時点での進捗状況については滞りなく進んでいるようで安心はしておりますけれども、議会等から言わせていただければもう繰越はできないということで、最後までしっかりと対応で復旧を進めていただければありがたいと思っております。

また、例えば宅地、今言われました宅地復旧支援事業とですね、大規模盛土滑動崩落事業、ここで単純に言えば地権者の手出しの大きさがだいぶ変わるわけですね。もちろん、今町長が言われたとおりでと思うんですよ。事業によって違うんだよと。事業によって違うし、その事業はどうやって決めたかによっても違うんですよというのは当然のことですね、それをですね、極端に言えばきちんとですね説明しなければいけないと。その説明が先ほども議員が言われてましたけれども、説明というのは報告になってはいかんと。やっぱりですね、相手に分かってもらわないかんと。この分かってもらうことが大事ですね、多分今町長が言われた答弁ですね、私もですね勉強はしているんですけども、なかなか理解は難しいと。この理解をしていくような周知をですね、ぜひやっていただけないでしょうか。

いろんなことですね、説明なり何かの週報あたりでですね、広報あたりでですね、やっていかなければですねそういう住民の方ですね理解も深まると思いますので、まあ何につけてもそうでしょうけれども、誤解を招くと、これは説明不足ということしか多分ないと思うので、ぜひですね説明についてしっかりやっていただくことが住民の理解を得、いろんな事業に対してのですねスピーディーに進んでいくということになっていくと思いますので、ぜひ今言われたことを分かりやすく説明をしていっていただきたいと思っております。これはよろしく願いをいたします。

それと、技術職員についてはですね、これは前々から思っておりました。やっぱり技術職員と

いうのはいろんな経験も必要ですし、もちろんですね勉強・試験も必要ですし、また経験も重要になってくると思いますので、この技術職員の確保というのは町の発展に寄与する部分が多いと思いますので、今回ですね県のほうからもですね市民課のほうにも来ていただいておりますし、立派な技術職員いっぱい来ていただいてもおりますけれども、町独自としてですねやっぱりやっ
ていけるような体制をですね早急にとっていくことが重要になっていき、町のこれからの発展というものにつながっていくと思いますので、そういう意味でですね、ぜひ早急な、今町長頑張っておられるということをおっしゃっていただけると、まあそのとおりでいいと思います。なかなかですね、技術職というのは厳しい立場にもなりますので、かと言ってそれがないとやっぱりいけない部分もありますので、さらなるですね努力のほうをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(「野田議員ちょっと一つだけ訂正をさせてもらってください」と呼ぶ者あり)

あ、どうぞ。はい。

○町長(西村博則君) 先ほど大規模盛土造成地滑動防止事業について平成30年3月2日に国の予算が決定し事業範囲が決定したと申し上げましたが、この事柄につきましては平成29年3月と平成30年3月の2回に分けて国の予算が決定したということに訂正させてください。お詫び申し上げます。

○11番(野田祐士君) なかなかですね、難しい部分が多いものですから。はい。よろしくお願
いいたします。ありがとうございました。

○議長(稲田忠則君) 野田祐士議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。4時50分から再開します。

休憩 午後4時37分

再開 午後4時50分

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番(榮正敏君) こんにちは。9番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

冒頭においてこの場をお借りし、皆様に一言、前の第3回定例議会の3日目から緊急入院して皆様に多大な御迷惑をおかけしました事をお詫び申し上げます。9月定例議会で一般質問する予定でしたが、都合できませんでしたので、今回しっかりとやらせていただきます。皆さんの目はよ
終われと言っていますが。

さて、今、益城町はこれからの10年、50年、100年後へ盤石な基盤をつくらなくてはなりません。まさに今がその分岐点であります。人口減少による税収減、中山間地の過疎化における補助事業の増加あるいは基幹産業である農業の営農促進事業、政府が打ち出しているロボットやAI

によるスマート農業など、とてもじゃありません、なかなかそこまでの企業・農業のできる大規模な、まして資金力のある農家は少ないと思われる。それより、高齢化により営農従事者がどんどん少なくなっているのが現実である。また、増え続ける団塊の世代のデイケアサービス等の保険医療費や、介護費用が際限なき増加に向かって進行していく。

このようなことを踏まえ、町長は商業や工業の企業誘致に力を入れていただき、トップセールスにより益城町の将来像構築のために頑張っていたいただきたい。若い世代に重き荷を残さないために。

今、県道高森線の4車線化工事は至る場所で県主導によりしっかりとやっています。また、益城中央市街地の区画整理事業は都市計画審議会や益城町都市計画マスタープランなど、有識者会議において全体構想や将来の益城町をどう導くかなどの要望案件が煮詰まり着々と進んでおり、さらに9月には仮設団地の集約方針も決まり、先月には益城中学校の起工式、益城町区画整理事業着正式が元の町役場庁舎跡でも行われ、皆さん御存じのとおり復興事業もやっと佳境に入り急ピッチで進められている所であります。

また、昨日は「ONE PIECE」のサンジ像の除幕に1,000人強の町内外の観客を迎えて益城町交流情報センター・ミナテラスで盛大に行われ、復興に向けて力強い仲間を得たと町長の声明がありました。また、この前米益……

(自席より発言する者あり)

あとちょっと。米益という益城ブランドの焼酎も出来上がったと言ってました。

このようにして、ハード面・ソフト面ともにしっかりと復興へ向って一歩ずつ、一歩ずつ着実に進んでいるのを見て、喜ばしく思うのであります。

しかし、9月の新聞報道で悲しいかな、益城の宅地支援事業である、ある業者による不正疑惑が生じました。このような事は絶対にあってはならないことであります。これは益城町民、あるいは国民に対しての冒涇でもあります。早く真相を究明していただき、町民の皆様の不信感を払拭しなければならない。我々は創造的復興を目指してさらなる目標へ向かって頑張っていかなければならないと思います。

町民の皆様が安心して暮らせる、笑顔あふれる益城町、次の世代の子や孫達が住み続けたいふるさと益城町をつくり上げていくためにはどうするか。

そんな中で、今回の一般質問は通告していた、一つ目、認知症対策について。二つ目、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業と宅地復旧支援事業について。三つ目、各復旧・復興支援の事業化適用要件に該当しない各地の被災しているさまざまな案件について。以上、三つの項目について質問させていただきます。

傍聴席には誰もおりませんので、本日12月定例議会でもう最後です。最後までよろしくお願ひします。

一般質問は、町長並びに執行部の皆さんにとっては非常に耳が痛いかもしれませんが、町長は前の選挙で復興町長になると宣言した手前、避けては通れない道だと覚悟していただきたい。町長、よろしいですね。

それでは、一般質問席に移らせていただきます。

前に質問された同僚議員の内容と重複する部分があると思いますが、私は私なりの見解で質問いたします。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。この認知症問題は、私が昨年から継続して取り上げて質問しているが、この認知症という病気は非常に難しい問題を抱えている。第一に、人としての尊厳にかかわる重要な問題がある。まず、サポーターの方々が本人に、あなたは最近物忘れがひどくなり、このままいくと認知症になりますから病院で治療しましょうと言ったら、10人が10人なんばいいよっとか、俺らぼけとらん戻れ。そう多分言われるだろうと思います。私もその予備軍ですけど、この時点でサポーターの方は認知症と確認し告知して治療を促すわけですが、この告知自体が本人の人格形成を疑い否定してしまうわけですから、ことの重大さに驚きを禁じ得ないことだろう。なおかつ、本人からの自己申告など到底望めないと思われる。今現在の取り組みはどのような対策を取っておられるか。

初期状態における早期発見、早期治療と6月議会の質問に答弁されていましたが、しかし、本人申告はなかなか難しい問題であるがゆえに、今、本町ではどのような施策で早期発見に取り組んでいるか。また、前回認知症サポーター養成といわれていたが実際にどのような講座でサポーターの養成を行っているのか、この2点について伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の一つ目の御質問の1点目、認知症対策での早期発見に対する町の取り組みについて、また認知症サポーターはどのような講座で養成を行っているのかについてお答えをします。

6月の定例会で答弁させていただいたとおり、認知症対策での早期発見の取り組みは、認知症の方の一番身近におられる家族やご近所の方など周りの方が普段と違うことへ気づくことが早期発見の第一歩につながると考えております。そのため、町では認知症に関する正しい知識を持っていただくために認知症サポーター養成を実施しているところです。今年度は町内の企業での事業実施を推進し、地域における見守り活動を強化しているところです。

認知症サポーター養成講座の内容についてですが、実際にサポーターとして活動している住民の方々や社会福祉協議会、地域包括支援センター職員などが講師として認知症の基礎知識、認知症の方への対応のポイントを講義や寸劇を交えながら行っております。1回あたりの講座時間は大体60分から90分程度です。

なお、平成29年度から認知症初期集中支援チームを益城病院に委託し、認知症の人もしくは認知症が疑われる人及びその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、専門職チームによるサポートを行っております。

繰り返しになりますが、認知症対策では早期発見が大変重要と考えておりますので、今後も住民の皆さんへの認知症への理解を深める取り組みを推進し、地域における見守り体制を整備してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 柴議員。

○9番（榮 正敏君） 2回目の質問をします。ただいまの答弁の中で、当然のことですが、早期発見・早期治療と言われていますが、このサポーター養成による認知症に対する啓発活動は非常に大事だと思います。そのような中で、いま既に認知症と認められた方がいますが、この人たちの最初の通告と言いますか、発覚した時点での状況はどのような状態で発見だったのか。自己申告、親族からの相談によるものか、はたまた町の認知症ケアパスでの相談体制による発見だったのか。この状況把握が分かると今後の早期発見・早期治療の鍵になるのではないかと思います。この総患者数の内訳とその割合を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の2回目、本町における認知症患者の総数と、認知症と発覚した最初の状況についてお答えをします。

本町の認知症高齢者の数は、平成31年3月末現在で、1,130人となっており、本町の高齢者の11%に当たる人数となっております。2025年には5人に1人が認知症を患うと推計されておりますので、早急な対策が必要であると実感しております。

次に、認知症と発覚した最初の状況についてでございますが、病院などでの受診を経て認知症であるかどうかの診断が下されるため、受診の経緯が自己申告か家族からの相談によるものかなど、それまでの状況については把握することはできない状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 3回目の質問をします。

今、認知症初期集中支援チームを益城病院に委託して専門チームによるサポートを行っていると聞きましたが、これもなかなか本人申告も家族による相談もままならぬ状態もあると思われる。そこで、前回、私は町の健康診断に脳のCT撮影を後期高齢者の者に補助してはどうかと提案しましたが、65歳以上に限定しまして。このことは、脳の海馬の状態を調べることにより認知症の早期発見とともに、ひいては相当の医療費の削減につながり、またさまざまな状況の変化が生まれ健康寿命の促進とともに介護費の低減が望まれる。10年後にはそのことによる経済効果が出ると思われるが、このことは前調査した病院に聞いたところ非常に有効手段だと思われ、ぜひ政策として取り上げて政府の補助制度の構築につなげたら一つの光明が見えるのではないかと言われました。このCT撮影の後期高齢者の方々への補助制度に対して、本町での取り組みはどのように考えているのか町長の見解を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の3回目、後期高齢者の方々に町の健康診断で脳のCT撮影を補助してはどうか。施策の見解を伺う。についてお答えをします。

その前にですね、実は私も母がいたんですが、やはり認知症になった認知症になったと言ってきましたが、実際はそうでもなかったんですが、というより言わなくなつてからがやっぱりおかしくなつて部屋の中に台所がないのに台所のガスを消さなきゃいかんとかそんなふうになりまして、やはり最初に病院のほうに相談に行ったのを覚えております。

さて、6月の定例会で答弁させていただいたとおり、現在、町が委託している健診や人間ドック

クでは、認知症検査のCTやMRIなどによる脳の撮影や脳の萎縮度合い、血流の状態を調べるなどの検査は実施しておりません。

ただ近年、人間ドックを実施する医療機関では、脳の断層写真を撮ったり血管の状態を調べたりする脳ドックと呼ばれる専門の検査を実施している所も増えてきております。

しかし、オプションですので1件当たり6万円と高額な費用であり、町としましては財政面から早期の補助実施は難しいと考えております。

ただ、町では今年度からアルツハイマー型認知症予防事業として記憶力改善教室を実施しております。具体的な事業の内容としては、認知症予防テストや漢字、計算などのドリル学習、また、二つのことを同時に行ったり左右で違う動きをするなど脳の活性化や刺激を与えて認知機能低下の抑制を図るトレーニングなどとなっております。高齢者の方々には、ぜひこの教室に御参加いただき、明るい老後と認知機能低下の防止に役立てていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 私の妻も近ごろ、ずっとおかしいことがふえてきました。女性というのは……

（自席より発言する者あり）

炊事して同じ食器棚に同じ食器の重ね方をします。これが近ごろ、茶碗が右の食器棚、左の食器棚ばらばら置くようになってきた。これ一番危険な兆候だと聞いてます。そういう皆さんも奥さんたちの、まあ皆さんの奥さんは若いけんいいでしょうけど、うちのほうはあれですので、注意して見ていただくと分かると思います。

先日の新聞に合志市の社協が行方不明になった認知症高齢者の捜索に無料通信アプリLINEこのネットワークを構築して、登録者が社協に依頼したら……

○議長（稲田忠則君） 榮議員。もうこの問題は3回されましたから次を行ってください。次の項目を。

○9番（榮 正敏君） 言いたいところば削る。はい、分かりました。

二つ目の質問に入ります。

今、益城町の至るところで行われている、工事名称を短縮します、あまりにも長いので、大規模崩落防止事業と省略します、宅地復旧事業は相当数の業者が応札して工事に入っていますが、この宅地復旧事業は先日問題になりましたが、私達町議会も臨時議会を開いて補正予算を審議したり追加予算を審議し認めたりと、今一生懸命に復旧・復興事業が滞ることなく順調に進むようにやっているところですが、この大規模崩落防止事業と宅地復旧支援事業における町全体の二つの柱である事業計画数と発注率、応札総数でよろしいです、及び各工事の進捗率の状況について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の二つ目の御質問の大規模崩落防止事業と宅地復旧支援事業における工事計画総数と発注率、及び各工事の進捗率の状況についてお答えします。

なお、現在、町におきましては、被災者支援において重要な宅地復旧支援事業としまして、国の補助を受けて行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業と、熊本地震復興基金事業である被災宅地復旧支援事業に取り組んでおります。

現在の各事業の状況としましては、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、全39地区を工事の進捗を図るなどの観点から隣接する地区をひとまとめにするなどし、24件にまとめて発注を行いました。これについて、先般8月9日の臨時会におきまして、2件の工事契約案件を承認いただき、全地区の工事契約が完了したところであります。

発注は各地区の調査や設計などの進捗状況にあわせて平成30年6月から今年の8月までの約1年2カ月の間で行っております。このため、現在のところ竣工まで至っているのは国道443号沿いの辻の城1地区のみですが、残地区につきましては全て着手をしております。

町としましては、住民の皆さまが一日も早く地震前の生活を取り戻されるよう受注者との打合せを密に行うなど、工事の進捗に鋭意努めているところです。

また、受注者におきましても班数を増やすなど施工体制を見直し、一日も早い竣工に向けて企業努力を行われているところです。

一方、宅地所有者が申請人となり、個人で工事契約をされる被災宅地復旧支援事業につきましては、平成29年5月の受付開始から本年11月末現在での申請件数は935件、支払確定が897件となっております。受付開始時期に比べ申請は緩やかではありますが、今後も申請は続くと思われまます。現在のところ今年度中に事前申し込みをされた方につきましては、令和3年度末までに工事を行っていただく予定としていますので、当事業による復旧を予定されている方への事前申し込みの周知を町ホームページ、町広報で行っております。

また、毎週木曜日は窓口を午後6時15分まで、あわせて1・2カ月ごとに1回、日曜日の午前中相談窓口を開いて、相談や申請を行いやすいように対応をとっているところでございます。

このことにつきましては、改めて町広報令和2年1月号で住民の方への周知を行うこととしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 1回目の質問に進捗率のことについて書いておりましたので、その問題の答弁がなかったように思います。その現在着工している23件の工事進捗率の状況はどのくらいなのか。全体工事の出来高で結構です。答えていただきたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の二つ目の2回目の御質問、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業において着手をしている23件の工事進捗の状況はどれくらいなのかについてお答えします。

23件の着手済みの現場につきましては、8月末現在の進捗率としまして昨年6月に契約いたしました杉堂の上古閑地区が84%、9月から11月にかけての契約の上小谷地区、宮園1地区など8件が25%から80%となっております。また、本年3月から8月にかけての契約分の14件は1%から53%程度となっております。進捗率につきましては、復旧対象地の数や工法により進捗度合いに違いがありますが、受注者と連携を図り1日も早い工事完了を目指してまいります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 3回目。この大規模崩落防止事業と宅地復旧支援事業は他の河川工事や道路工事のような公共工事と違って常に民地を利用あるいは宅地に隣接しながらの工事であるがため非常にさまざまな問題が生じているのも現実であります。しかし、この問題を克服して住民の皆様の期待に応えるべく早く工事完了を目指して頑張ってくださいよう、業者の皆さんはさまざまな設計変更や何かと工程管理は大変だと思うが、よろしく願いいたします。

ただし、安全施行はもちろん1番大事と思います。

続いて三つ目の質問に入ります。

熊本地震は我々のふるさと益城町に大きな傷跡を各地に残しました。そのうちの一つが山腹の崩壊、いわゆるがけ崩れであります。がけ崩れは町内の至る所で発生しました、その発生場所や規模によっては、一瞬にして住まいや場合によっては人の命さえ奪う、大変恐ろしい災害です。このような恐ろしい災害であるから、対策実施における採択要件の緩和などの特例装置が図られ、町や県による取り組みが鋭意行われてきたのは周知のごとくであります。

このため一見すると対策は相当進んだようにも見えますが、しかし町全体を激しく揺さぶった地震によるダメージは大変なものであります。また、地震の状況によっては被災のメカニズムは複雑で、地表には表れないゆりみや亀裂がまだいたるところに潜んでいるのではないかと考えています。このため、地震直後は異変が現れなくても、その後の降雨など、何らかの条件で被害が発生するなど、危険な箇所が潜んでいるのではないかと考えられる。

この益城町の中で、特に布田川断層帯に沿った地域は相当のダメージを残したままだ。そのような箇所の一つである、平田地区等の山腹崩壊があり、それぞれ、地元からの要望が町に対して提出されている所であるが、町はこれらの町民の要望を受け止めて、町民の安心、安全のためにこれまで取り組んできた事業での対応がもしそれが困難な場合でも、何らかの取り組みを行うべきであると思う次第である。

この大規模崩落防止事業、宅地復旧支援事業にも事業化適用条件に該当せず、いまだに取り残された復旧工事が本町において把握している事案は何件あるのか。また、今後困難な事象例でも何らかの取り組みを行うべきであると思うが町長の博識ある見解を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の三つ目の御質問の地震直後は異変があらわれなくとも、降雨など何らかの条件で被害が発生するなど、危険な箇所が潜んでおり、一例が平田地区などの山腹崩壊。何らかの取り組みが必要である。大規模崩落防止事業、宅地復旧支援事業にも事業化適用条件に該当せず、いまだに宅地や畑や山腹などなどのとり残された復旧箇所について、本町においては把握している事案は何件あるのか、また今後どのような対策を考えているのか伺う。についてお答えをいたします。

熊本地震により、公共土木施設などインフラ施設はもとより、個人の資産である宅地をはじめ田畑、山林に至るまで未曾有の被害を受けました。御質問の宅地復旧関係における要件としましては、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、通常の採択要件に加えて熊本地震の被害

が甚大あったことから、制度が拡充され避難路に面した盛土高さが2メートル以上で、かつ盛土上の家屋が2戸以上までに採択要件が緩和された時期がございました。

その他にも、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業におきましても同様な要件緩和が行われています。

これは現行制度では自然斜面で、かつがけ高が5メートル以上ですが、人家が被害を受けライフラインなどの公共施設などに被害の恐れがあり、さらに周辺住民に2次的被害が生じる恐れがある場合にはがけ高さが3メートル以上で採択するとの緩和措置で、これまでに、この要件緩和により、大規模盛土造成地滑動崩落事業で21カ所、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業においても21カ所の復旧に取り組んでいるところです。

しかしながら、町全体を激しく揺さぶった地震のダメージは複雑で、平田地区などのように降雨後のがけ崩れが発生するなど時間をおいて被害が発生している箇所もあり、その全容を把握することは容易ではないとともに、その個々の状況はさまざまで、既存事業での対応は困難な場合も想定されます。

このような状況ですので、まずは常に町全体の状況を注視し、新たな被災個所の把握に努めてまいります。それとともに、被災個所への対応につきましては、住民の方の安全・安心のためどのような対応が可能かを県による対応の相談を含め、しっかりと検討し、一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、引き続き全力で取り組んでまいります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 続いて2回目の質問。

今の答弁では、県による対応の相談を含め、しっかり検討するということですが、県が事象例が違って対応できない場合はどうするのか。県は必ずこの案件はこの事業費では対応できませんなどと言ってくると思います。通常、ほとんどそういう答えが返ってきます。ちょっと済みませんけど。既存事業で対応出来ないのであれば、特に町に配分された復興基金が17億あり、そのうちの10億円がまだ残っていると聞くが、その復興基金の残額での対応は出来ないのか。町長の見解を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の三つ目の2回目の御質問の県による対応の相談を含め、しっかり検討することのだが、県が対応できない場合はどうするのか。既存事業で対応できないのであれば、町に配分された17億円の復興基金の10億円の残額で対応すべきと思うがいかがかについてお答えをします。

まず、復興基金は、地震により通常なら想定されない事態に対応し幅広く被災者の方の復興に資するための基金と認識をしているところです。がけ崩れを含むハード施設の震災復興は多額の費用を要するため、それを目的とする個別の事業で対応することが基本と認識しています。このため、個別のハード施設そのものの復興に復興基金を使うことは基本的には方向性が異なるのではないかと認識をしているところでございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 3回目の質問します。

この案件に対しては、私宛にも地区の区長さん等から要望書が送られてきました。非常に会長はじめ数人の区長さんらで団結して自分たちの地区を守ることがひいては中山間地の開発、発展につながると信じて頑張っておられます。私も地元町議として何らかの手助けができればと思っていますが、県においていろんな手法、技法で何とかこのような事象例に対応できるように勘案した施策を県との協議においてできないか。

何もかも、1足す1は2じゃなくて、10イコール丸足す丸というように柔軟な発想でその選択肢の中から選べるような、県に上程して検討することも必要だと思いますが、町長の見解を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の三つ目の3回目の御質問の復興基金での対応は方向性が異なるとの見解であれば、そのほかに方策はないのかお尋ねしたいについてお答えをします。

現在、国が推し進める防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策と連携しながら、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため今年度から2カ年の限定で県施行による緊急自然災害防止対策事業債が創設をされております。

まずは、既存事業での対応を検討することが基本ですが、このような事業も念頭に県による対応も相談してまいりたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後5時28分

12 月 17 日（火曜日）

令和元年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和元年12月10日午前10時00分招集
2. 令和元年12月17日午前10時00分開議
3. 令和元年12月17日午後0時07分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 日程第2 議案第148号 工事請負契約の変更について
- 日程第3 議案第149号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議案第150号 工事請負契約の変更について
- 日程第5 議案第151号 工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第152号 工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第153号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第154号 工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第155号 工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第156号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第157号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第158号 工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第159号 工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第160号 工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第161号 公有財産の取得予定価格の変更について
- 日程第16 議案第162号 公有財産の取得予定価格の変更について
- 日程第17 議案第163号 公有財産の取得予定価格の変更について
- 日程第18 議案第164号 教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |

16番 荒牧 昭博 君 17番 坂田 みはる 君 18番 稲田 忠則 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	後藤奈保子君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	田上勝志君	危機管理課長	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	深江健一君
住民保険課長	坂本祐二君	福祉課長	塘田仁君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	松永昇君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君
公営住宅課長	河内正明君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	水上眞一君	下水道課長	荒木栄一君
水道課長	森本光博君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、宮崎金次委員長。

○総務常任委員会委員長（宮崎金次君） おはようございます。総務常任委員長の宮崎です。私のほうから、総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。令和元年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第138号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。議案第139号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第140号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第141号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第143号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第147号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

2、審査経過。①付託年月日。令和元年12月11日。②審査状況。令和元年12月13日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から、全委員出席のもと、災害公営住宅広崎第3団地建設現場及び木山中学校屋内運動場非構造部材改修工事予定箇所を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第131号外8件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第131号、議案第138号、議案第140号、議案第141号及び議案第147号については、原案のとおり全会一致で可決した。議案第139号、議案第142号、議案第143号及び議案第144号については、原案のとおり賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第131号については、第2表債務負担行為補正の総合体育館備品整備事業について、現在倉庫で保管している備品などもあるが、どのような基準で備品を整備していくかとの質疑があり、担当課長から、旧総合体育館で使用していたものは、基本的には継続して使用していく方向であるが、安全性に問題がある場合は新規で購入する予定であるとの説明を受けた。

次に、歳入では、ふるさと納税について、今後も継続して寄附をいただくためにも、さまざまなアイデアを出して頑張っていたいただきたいとの要望があった。

歳出では、2款総務費4目企画費の地方バス運行等特別対策補助金について、今回の補正は路線の変更によるものかとの質疑があり、担当課長から、当初予算で7,000万円を計上していたが、運行実績が7,150万円となったため、その不足分を計上したものであり、路線の変更によるものではないとの説明を受けた。

同じく2款4目企画費の定住促進補助金について、今回の補正の理由について質疑があり、担当課長から、当初予算で3,100万円を計上していたが今年度すでに2,400万円を支払っていること、また、今年度の申請予測を行った結果、新しく宅地造成されたところもあり、決算で230万円不足するとの見込みがついたので、それがその理由であるとの説明を受けた。

議案第138号については、この条例を今制定する狙いは何かとの質疑があり、担当課長から、現在、町は地震からの復興期に入り、企業誘致など動きだしている。この条例を制定することに

より、企業に対しても税の免除などのメリットがあることを伝え、誘致を促進する助けになると考えているとの説明を受けた。

議案第139号については、一部委員から、30代半ばまでの職員に対しての給料の引き上げには賛成できるが、そのほかの手当等については全職員にかかわるものであるため、今後の財政状況などを考えると疑問に思う部分があるとの意見があった。

一方、一部委員からは、益城町が他自治体と比べ給料が安いということになると、よい人材が確保できないので、もちろん、財政状況が厳しいのは分かっているが、20年、30年後の将来を見据えて他自治体と同じぐらいの待遇にしておく必要があるのではないかと意見もあった。

議案第140号及び議案第141号については、会計年度任用職員と任期付職員の給料は上げるが、一般職の職員の給料は上げないということではいいのかという質疑があり、担当課長から、できないということはないが、会計年度任用職員と任期付職員は、一般職の給与表に準じた給与表を用いているので、矛盾が生じてくるとの説明を受けた。

議案第142号については、町長と副町長の給与を上げないことにより、何か支障がでるのかとの質疑があり、担当課長から、特に何かに支障が出るわけではないとの説明を受けた。

議案第143号、議案第144号及び議案第147号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、災害公営住宅広崎第3団地建設現場については、現地において、UR都市再生機構の担当者から建設概要の説明を受け、集会場及び住戸を視察した。

木山中学校屋内運動場非構造部材改修工事予定箇所については、現地において、担当者から、天井材、照明器具、バスケットゴール等体育器具、設備機器等の落下防止工事及び外壁等の改修工事について、予定している施工内容等の説明を受けた。

また、工事の時期について質疑があり、なるべく授業等に支障がないように、夏休み期間を中心に工事を行う予定であるとの説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和元年12月17日。総務常任委員会委員長、宮崎金次。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員長の吉村建文です。それでは、福祉常任委員会の報告書を読ませさせていただきます。

令和元年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第132号、令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第133号、令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）。議案第136号、令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）。議案第145号、益城町水道条例の一部を改正する条

例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。令和元年12月11日。②審査状況。令和元年12月13日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から、全委員出席のもと、災害公営住宅広崎第3団地建設現場、惣領地区避難広場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第131号外4件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおりいずれも全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第131号については、災害援護資金償還金について質疑があり、担当課長より、災害援護資金償還金2,000万円は繰上返済分であり、生活再建のためあらかじめ資金を借り入れされたものの、3%の利息が発生する通常償還が始まる前に繰上返済されたものであるとの説明を受けた。

また、障害児施設給付費について質疑があり、担当課長より、毎年増加傾向にあるとの説明を受けた。

議案第132号については、一般会計繰入金について質疑があり、担当課長より、予備費として計上しているとの説明を受けた。

議案第133号については、介護普及啓発事業の地域サロンの活動費について質疑があり、担当課長より、1サロンごとに助成を行っているとの説明を受けた。

議案第136号については、水道事業資本的支出の委託料について質疑があり、担当課長より、ケースバイケースで委託を考えているとの説明を受けた。

議案第145号については、水道条例の一部を改正する条例の手数料について質疑があり、担当課長より、手数料については業者が支払うものであり、水道料金には反映しないとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、災害公営住宅広崎第3団地建設現場については、現地において、UR都市再生機構の担当者から、高齢者向けと一般用と集会場の機能をあわせ持つ災害公営住宅であるとの説明を受け、高齢者や障害者等にも配慮したつくりになっていることを確認した。

惣領地区避難広場では、担当者から、配置された防災倉庫、防災東屋、防災井戸、防災トイレ、防災サイン、照明灯、かまどベンチの説明を受け、一時避難広場としての設備が整っていたことを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和元年12月17日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 建設経済常任委員会委員長、榮です。委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。令和元年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第134号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。議案第135号、令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。議案第137号、益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。議案第146号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。令和元年12月11日。②審査状況。令和元年12月13日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から、全委員出席のもと、災害公営住宅広崎第3団地建設現場（広崎地区）、惣領地区避難広場（惣領地区）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第131号外4件、当委員会に付託された議案について、執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第131号については、まちづくり協議会から提案のあった避難路や避難地の進捗状況について質疑があり、5カ所は竣工しているとの説明を受けた。なお、用地交渉等で進捗状況はさまざまであり、交渉が済み次第、順次発注していきたいとの説明があった。また、まちづくり活動支援補助金の使途について、要綱をもとに手引書が作成してあり、手引書に沿った事業計画書であれば問題ないとの説明を受けた。

次に、総合体育館の外構工事費として、1億4,200万円の増額補正が計上されているが、最終的に一般財源となるので、今後は何とか補助金を活用できるよう努力してほしいとの意見があった。

議案第134号については、下水道処理場で発生する汚泥について、農業集落排水事業で処理された汚泥は産業廃棄物ではないが、公共下水道の場合は産業廃棄物となることや、処分費と運搬費は別に計上しているとの説明を受けた。

議案第135号については、歳入の一般会計繰入金について、農業集落排水事業や公共下水道事業は、一般会計からの繰り入れがなければ運営が困難であるとの説明を受けた。

議案第137号については、公営企業会計に移行し経営が成り立つのかとの意見があり、全国的に見ても一般会計からの繰り入れがなければ経営は難しいとの説明を受けた。

また、条例が制定された場合の周知の仕方について質問があり、町ホームページへの掲載と告示を行うとの説明を受けた。

議案第146号については、災害公営住宅の入居者と、行政区との関係について質疑があり、事前に行政区の役員と入居者との顔合わせや、行政区のルールの説明を行っているとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。災害公営住宅広崎第3団地建設現場（広崎地区）については、現地において、UR都市再生機構の担当者から、高齢者向けと一般用と集会場の機能をあわせ持つ災害公

営住宅であるとの説明を受け、それぞれの間取りを確認し、令和2年1月中旬の引き渡しの予定であるとの説明を受けた。

惣領地区避難広場（惣領地区）では、担当者から、配置された防災倉庫、防災東屋、防災井戸、防災トイレ、防災サイン、照明灯、かまどベンチの説明を受け、各器具の機能の確認を行った。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和元年12月17日。建設経済常任委員会委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会の報告に対する質疑を許します。各常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員会報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第131号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）から議案第147号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでに対する委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。私は、総務常任委員長報告においての議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第143号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案に対し、反対討論を行います。

この3議案は、人事院勧告に基づき、特別職の国家公務員の給与改定に伴う形で本町の特別職の給与報酬等を引き上げる改正であります。では、現在の特別職の給与や報酬の額はどのレベルなのか、比較判断材料として熊本県内45市町村中、14の市を除く31町村で調べてみました。

町長給与については、県内全31町村中、第1位となっています。また、教育長についても同じく第1位です。

続いて、議員報酬についてはどうなのか。確かに私も専業として議員活動に専念するためには、もう少し引き上げが必要だとは思いますが、県内町村レベルとしては第3位となっております。

以上のように、益城町の特別職の給与報酬額は、県内全31町村においてもトップレベルにあります。

このような現状の中、9月に発表された益城町中期財政見通しでも、来年度から財源不足が予測されています。早速来年度は約10億円もの財政調整基金が取り崩される見込みなわけですが、令和5年をもって財政調整基金は底をつき、その後は完全な財源不足との見通しとなっております。

す。今現在、この財源不足を解消、もしくは緩和するような決定的な対応策や打開策というものは何も確定しておらず、非常に不透明な状況です。

確かに、熊本地震の発災により、本町、被害が大きかったこともあって、特別職も多忙をきわめ、大変な中ではありますが、それでもこのような状況と見通しの中において引き上げることはとても住民の方々の理解が得られるとは思いません。せめて、今後の財政見通しがほんの少しでも明るい兆しを見せるまで、引き上げるべきではないと判断をいたします。今、一番必要なのは、財源不足を危機意識の共通認識として捉え、乗り切っていくための相互理解と協力だと思えます。

以上のことから、議案第142号、議案第143号、議案第144号の3議案に対しまして反対をいたします。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

10番中川公則議員。

○10番（中川公則君） おはようございます。10番中川です。

議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第143号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

今回提案されました議案第142号、議案第143号及び議案第144号は、人事院勧告に基づき特別においてもじっし職の給与を改定するものです。人事院勧告につきましては、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員や、県知事等の県の特別職と国及び県においても実施されるものであり、今回の給与等の条例の改正は益城町独自で実施するものではなく、人事院勧告に基づき実施するものであります。

よって、議案第142号、議案第143号及び議案第144号に賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 私も142号、143号、144号についてですね、反対する立場で意見を申し述べたいと思います。

今、同僚議員の中から賛成意見として人事院勧告、国家公務員に対する人事院勧告でございますけれども、熊本県内では熊本県の人事委員会からの勧告、これに基づいて給与等を上げるということで御説明がありました。この人事院勧告はあくまでも権利でありまして、公務員の権利を主張するところでありまして、これは義務ではありません。これに違反したら法律に罰せられると、こういう話ではございません。ですから、勧告を受けて、それぞれの地方自治体が勤務環境、それから、財政状況、これを加味してそれぞれ決定をします。

当町村では、昨年も人事院勧告を受けて給料はベースアップしました。ですから、財政が許すのであれば、これは当然ですね、公務員の権利でありますから、なるべくそれに即した形でいくのが普通だろうと思います。しかしながら、財政が厳しい、特にこれからですね、非常に厳しく

なる。町民と一体となって、この厳しい財政を何とか乗り越えなきゃいかん。こういう観点からしますと、やはり、人事院勧告を必ずしも今回は受け入れられない。そういうのが妥当じゃないかと。

こういう意味で私は142号、143号、144号について反対をする立場であります。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 原案に賛成者の発言を許します。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 17番坂田みはるでございます。議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第143号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論を行います。

私はこのたびの人事院勧告に関しまして、この三つの全てにかかわる町長、教育長、議員、それぞれがその役職をきちんと果たし、今ここにあるかと思っておりますので、今回はこの人事院勧告を受け入れ、これからの皆さんの努力を町民の皆様方にしっかりと理解いただける活動をしていくことが一番かと思っております。

そういう意味を込めまして、この議案第142号、議案第143号、議案第144号につきましては賛成といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 私は議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第143号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに反対する立場から意見を述べさせていただきます。

総務委員会でも委員長報告にありましたように、財政状況が厳しい中、厳しいのを分かっている中、他自治体と同じぐらいに待遇をするという意見が出ておりました。本来なら、財政状況が厳しいということで同じぐらい、それ以下にしてもかまわないと思っておりますが、例えば、142号、同僚議員のほうから県内トップクラスだという意見がありました。私が持っている資料によりますと、益城町長給与83万400円、近隣市町村でいいますと、御船町町長70万6,400円、嘉島町74万1,900円、甲佐町79万700円等、益城町においては高いと言わざるを得ない。もちろん、町長が復興に向けて、今、大変な努力をされているというのは分かっているところであります。

ただ、総務委員長が言われたとおり、他町村との比較及び財政状況を考えると、一概に賛成ということと言える、これはまた別問題であると思っておりますので、反対する立場から答弁をさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 賛成者の発言を許します。

16番荒牧昭博議員。

○16番（荒牧昭博君） 私は賛成の立場で意見を述べたいと思います。

議案第142号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第143号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第144号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成でございます。

地震後ですね、大変な時期を迎えているわけで、財政的に厳しい時期ではございますけれども、今後、前に向かってですね、職員も特別職も進むべきだと思います。

そして、やっぱり何よりも財政状況の厳しい中で、企業誘致や財政力を高めていくというような形ですね、みんなが努力していくという気持ちを持ってですね、今回の給料改正についてはですね、賛成でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第131号から議案第147号までに対する討論を終わります。

これから、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」までの提出17議案について採決いたします。

まず、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第136号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの6議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第131号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第136号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの6議案については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第137号「益城町下水道事業の設置等に関する条例に制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第137号「益城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第138号「益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第138号「益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第139号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第139号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第140号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第140号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第141号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第141号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第142号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第142号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第143号「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第143号「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第144号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第144号「議員の議員報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第145号「益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第145号「益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第146号「益城町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第146号「益城町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第147号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(稲田忠則君) ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第148号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、議案第148号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さんこんにちは。追加議案の説明前に、工事契約案件の次回上程の時期について説明をさせていただきます。

まず、議会に上程します工事契約案件につきましては、先日の全員協議会におきまして、今回本数が多いとともに、全ての工事が最終日の提案となっている。議会の初日に提案できるものもあるのではないか、との御指摘があったと伺っております。

これにつきましては、現在、復旧復興工事には役場のプロパー職員に加え、全国の自治体から支援の職員の方と任期付きの技術職員を増員していますが、大変多くの工事でありますことから、

人手が足りず、発注者、受注者ともぎりぎりの対応を迫られているところです。

さらに生活再建などを第一に工事の発注を行いますため、発注準備ができた工事から順次発注を行うなど、発注時期が分散していること、さらには先日事務方から御説明を申し上げました、工事に係る変更指示などの運用ガイドラインにありますように、変更内容が工事終盤にならなければ確定しないという公共土木施設工事の特殊性から、変更契約の時期をコントロールすることが困難な状況になっております。

このため、議会に提案します工事案件につきましても、随時議会に提案できる段階をぎりぎりまで見極めて提案をしていますので、最終日の提案となっているところです。

しかしながら、今回、このような御指摘をいただきましたので、運用ガイドラインによる協議と指示などをより円滑に行い、さらなる工程管理などに努めまして、できる限りの範囲で初日に提案できないかを検討してまいりたいと考えているところです。

それでは、第148号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第2回益城町議会定例会におきまして議決されました第56号大規模滑動防止事業（杉堂2地区）工事請負契約のうち、契約金額3億227万400円を3億5,016万9,590円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました杉堂2地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、当初、L型擁壁工で設計しておりました箇所におきまして、現地でクレーンなどの使用が困難であったため、コンクリートブロック積工へ変更するものでございます。

また、南側斜面からの湧水が確認されましたので、湧水対策工としまして、箱型擁壁を追加するものでございます。

以上の理由により、請負金額を4,789万9,190円増額するものでございます。

これで、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第148号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第148号「工事請負契約の変更について」採決します。この採決は起立によって行います。議案第148号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第148号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第149号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第149号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第149号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会におきまして議決されました第94号大規模滑動防止事業（安永1地区）工事請負契約のうち、契約金額3億9,180万2,400円を3億5,670万9,653円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました安永1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、詳細な設計を行いました結果、コンクリートブロック積の施工面積が減となるものです。

以上の理由により請負金額を3,509万2,747円減額するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第149号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第149号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第149号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第149号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第150号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第150号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第150号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会において議決されました第95号大規模滑動防止事業（辻の城2・3地区）工事請負契約のうち、契約金額3億2,713万2,000円を3億2,103

万2,337円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました辻の城2・3地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、擁壁復旧対象の地権者との協議により、今後の利用形態を変えるため、復旧工事は不要との申し出などがあったため減工とするものです。

以上の理由により、請負金額を609万9,663円減額するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第150号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第150号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第150号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第150号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第151号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第151号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第151号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会におきまして議決されました第96号大規模滑動防止事業（宮園1地区）工事請負契約のうち、契約金額1億5,714万円を2億6,491万8,392円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災した宮園1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、土工につきましては標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更することにより、増額とするものでございます。

さらに、被災をしている擁壁に家屋が近接しているため、施工可能な工法としてブロック積擁壁工を鉄筋挿入工へ変更するものでございます。

以上の理由により請負金額を1億777万8,392円増額するものでございます。御審議のほど、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第151号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第151号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第151号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第151号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第152号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第152号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第152号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会におきまして議決された第97号大規模滑動防止事業（杉堂1地区）工事請負契約のうち、契約金額5億5,533万6,000円を8億3,023万1,849円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました杉堂1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、土工につきましては標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更することにより、増額とするものでございます。

また、現地の再精査を行いましたところ、ブロック積擁壁工での施工可能な高さを超えている箇所及び擁壁崩壊部が家屋に近接している箇所がありましたため、鉄筋挿入工を追加変更するものでございます。

以上の理由により請負金額を2億7,489万5,849円増額するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第152号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 議案第152号について、議案には賛成でございますけれども、非常に金

額的な変更が2億7,000万と膨大な金額でございまして、そういう金額が発生する場合に事前に、今、町長から家屋に近接するということでもございましたが、事前にそういうところは分かっているのではないかと考えております。

当然、ある程度の委託料を支払って入札をしてあると思いますが、その理由についてもっと詳しく御説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、今回、大きな金額が変更で出されているということと、調査委託を発注しているので、家屋に近接したのは当時分かってたんじゃないかというようなお話だったと思います。

まず、今回の増額金額2億7,000万ぐらいあったかと思ひますけれども、そのうちですね、内訳としまして、設計上の話になってきますけれども、土工関係ですね。土工関係を増額やっておりますけれども、これが直接工事費で約9,000万ほど上がっております。これに経費が入ってきますので、約千五、六百万ぐらいになってくるのではないかと思ひます。そのやつから半分以上が土工関係と。

それから、家屋の近接の件でございましてけれども、調査を始めまして発注する間に時間はかかっております。ですので、調査して現場に入ったときに、状況によっては新たに家を建ててあったりとかですね、そういうものもございまして、調査発注の段階でですね、できるだけ早く発注しなければいけないということもこの前お話しさせていただいたと思ひますけれども、精査のレベルをですね、若干落としてやっております関係で、新たにもう一回調査確認したところで、先ほど言ひました高さがブロック積みが基本的5メートルまでなんですけど、それが7メートルとか8メートルになれば、ちょっと割高になってしまいますけれども、鉄筋挿入工という工法で復旧せざるを得ないということで、今回このような増額変更をいたしてあります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。ブロック積みとか隣接、ブロック積み5メートルが8メートルになったり、隣接するところがあつたりするという家屋の隣接、そういう等々に9,000万から金額が膨らんできたという御説明でございましたが、そういうのも大体委託をする前にはある程度は分かっているんじゃないかと思ひますが、少々の増額はですね、それは分かりますが、余りにも増額がひどいもんですから、その辺をですね、もう少しもう一回御答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

委託をしているので、詳しく最初から分かっているんじゃないかというお話がございました。

今回、この事業につきましては、対象の地域といいますか、エリア内にですね、家が1,200戸ございます。実際、宅地復旧の対象となるのが約900建ということで非常に多い形で、宅地の調査というのが多い状況でございまして、そのようなこともございまして精査ができなかったとこ

ろがあったりとかですね。

もう一つ、地震後、調査をかけるんですけども、時間がたつうちに、地震が、もともとの影響で時間の経過とともにクラック部分に雨水が入ったりとか、そういうもので被災が大きくなって、どうしても事業で対応する必要が出てくるとか、そういう箇所数も増えているところが事実でございます。

このような状況から、結構金額が大きいような形となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、ようございますか。

○15番（渡辺誠男君） はい。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。実情はよく分かりました。

しかし、今後ですね、もうちょっと調査をやってですね、ある程度そういう金額的なないような審査をやって、入札をしていただきたいと思いますと思っております。よろしく願いしときます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。今、同僚議員からの質問がありました部分とですね、御回答の中でですね、宅地調査等が多いということで、精査が間に合わない部分とかあるという御回答もいただいたわけですけども、今回のこの議案の図面を見るとですね、ほとんどが民間の方、要するに個人個人の間の擁壁を改修するという工事が多いかと思えますけれども、宅地調査等が間に合わない場合等ですね、個人の財産を犯すようなことは発生していないかとの心配がありますけれども、そういうことはないかの確認をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 11番野田議員の御質問にお答えいたします。

現在、宅地の調査関係が多いということで、少ない中での工事を発注しておると。それに対しまして、個人の財産に影響を与える事案が発生してないかというところでございますけども、一部ですね、そういう事案が発生しているところもございます。これについては適切に今後対処したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。基本的に工事を出す際にですね、境界等の確認等はですね、行ってしかるべきというか、行わなければいけないというふうに思うんですけども、そういう部分が不足しているということでよろしいんですかね。

もし、そういうことであればですね、その対応というのが、工事ができてしまった後にどのような対応をやられるのかですね、また、その原因についてですね。委託業者等ありますけれども、そこにお任せしとったけんがそういうことになったのか。それとも、役場というか発注者側がですね、確認をしていなかったのかということがですね、問われると思うんですけども、その辺

の詳細なお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 11番野田議員の御質問のお答えいたします。

先ほど御質問があった件ですけれども、こちらの具体的な案件のほう、私どもも把握しております。こちらにつきましては、境界確認、こちらのほうをですね、管理会社のほうとやっていたということでした。

それから、今後の対応につきましてはですね、地権者の方ですね、こちらの方とお話をさせていただきまして、適切な対応をとっていきたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

今回のですね、大規模滑動事業等、またはほかの大きな事業もありますけれども、個人の財産等をですね、扱う事業について、特に補助事業についてはですね、きちんとした対応をとっていただいてですね、後々問題になることも多いと思いますので、どうぞ慎重な計画をですね、慎重な工事をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第152号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第152号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第152号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第153号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第153号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第153号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会において議決されました第98号大規模滑動防止事業（福原1地区）工事請負契約のうち、契約金額2億4,062万1,840円を2億2,591万7,358円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました福原1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造

成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、抑止杭の設置を計画しておりましたが、ボーリング調査及び土質試験の結果、鉄筋挿入工での対応が可能であることが判明したため、鉄筋挿入工に変更するものでございます。

以上の理由により、請負金額を1,470万4,482円減額するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第153号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第153号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第153号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第153号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第154号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第154号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第154号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会におきまして議決されました第99号大規模滑動防止事業（寺迫1地区）工事請負契約のうち、契約金額3億1,320万円を2億8,607万2,859円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました寺迫1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、被災メカニズムの解明により、固結工での対策が効果的としたため、抑止杭工を減工とするものでございます。

以上の理由により請負金額を2,712万7,141円減額するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第154号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第154号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第154号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第154号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第155号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第155号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第155号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会におきまして議決された第35号大規模滑動防止事業（木山・宮園地区外）工事請負契約のうち、契約金額7,558万9,200円を8,649万4,314円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました木山・宮園地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、現地を再調査しました結果、被災が確認された擁壁がありましたため、鉄筋挿入工を追加するものでございます。

以上の理由により、請負金額を1,090万5,114円増額するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第155号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第155号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第155号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第155号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第156号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第156号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第156号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第6回益城町議会臨時会におきまして議決された平成30年度災補教第4号益城町交流情報センター災害復旧工事（建築本体）請負契約のうち、契約金額4億5,900万円を4億7,380万3,800円に変更するものです。

変更の理由としましては、杭頭補強工法の変更によるものです。本工事においては、熊本地震により被災しました交流情報センターの基礎杭の補強を行うことにより復旧する工事を行ってまいりました。

地震後に行いました基礎杭調査では、杭径450ファイの杭頭で圧縮破壊を確認し、杭径600ファイと800ファイの杭頭では剥離程度の損傷を確認しました。その調査結果を踏まえ、杭径600ファイと800ファイの杭は比較的健全であると仮定しまして当初設計を行ってまいりましたが、工事の進捗に伴い、杭径600ファイと800ファイの杭の一部におきまして圧縮破壊の損傷が確認されたため、繊維シート巻きつけ工法から鉄筋コンクリート巻き工法への変更が必要となり、それに伴い請負金額が1,480万3,800円増額するものです。

本工事は平成30年度公立社会教育施設災害復旧費補助金の対象事業となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第156号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第156号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第156号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第156号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第157号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第157号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第157号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

平成30年都市防（繰越）第2号杉堂地区避難広場整備工事につきましては、当初設計金額が5,000万円未満の工事で議会の承認は得ておりませんが、今回の変更で変更設計金額が5,000万円を超えるため承認をお願いするものです。

変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額4,600万8,000円に対し、872万3,000円を増額し、5,473万1,000円に変更契約を行おうとするものです。

増額の理由としましては、維持管理の観点から防草対策としまして、モルタル吹付工が追加となっております。

また、工事着手後に当該施工箇所の隣接地の排水不良が判明しましたことから、排水工の追加を行っております。

さらに、舗装工におきまして、関係機関との協議の結果、砂利舗装をアスファルト舗装へ変更をしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第157号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第157号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第157号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第157号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第158号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議案第158号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第158号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会におきまして議決いただきました議案第38号、堂園地区緑地整備工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額6,372万円を7,476万4,000円に変更するもので、1,104万4,000円の増額となります。

本工事は、堂園地区まちづくり協議会から提案され、益城町復興まちづくり計画に策定されている指定緊急避難場所を、小規模住宅地区改良事業及び都市防災総合推進事業により整備するもので、計画段階から地元説明会などを通じ整備計画を調整しておりましたが、着工後に利用者の安全面を考慮し、緑地北側の地山を残すよう地元から要望書が提出され、関係課との協議の結果、計画変更を行っております。

主な変更点は、法面部の防草対策工及び転落防止としての防護柵工が増工。また、舗装工におきましては、関係機関との協議の結果、砂利舗装からアスファルト舗装へ変更しており、増額となっております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第158号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。1点だけですね、確認をさせていただきたいと思います。

これは、地元より計画変更の要望書が提出されて工事に変更になったと、こういう話なんです。現在の工事の進捗状況はもう既に完了してるのか。それともですね、まだこれから住民の要望に基づいて変更されていくのか。ここだけお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課の坂本でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第158号、工事請負契約の変更について、堂園地区のですね、緑地整備工事の契約の増額についてでございますが、現場は今具体的にどうなっているのかと。あと、要望が上がってきて、その辺のいきさつをということですね。

全体的に、事前にですね、御説明とかは説明会の中でですね、具体的な設計については事前に説明は申し上げておりましたけども、工事着工いたしまして要望書が上がってまいりまして、将来的なことを考えればこのように安全対策を考えた避難所にしたほうがいいんじゃないかという提案がございまして、現在はですね、ほぼ現場のほうは終わっております。事前のですね、協議を重ねながら、施工者等の協議を重ねながら、地元との協議も重ねながらですね、現場のほうはほぼ終わっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第158号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第158号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第158号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第159号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第13、議案第159号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第159号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第3回益城町議会定例会において議決いただきました議案第86号、益城町益城福富地区他污水管災害復旧（21-14他D）工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額6,696万円を7,249万8,152円に変更するもので、553万8,152円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災し、福富地内の県道熊本高森線から秋津川までの区域に埋設されております下水道管渠の復旧を下水道災害復旧事業により行うものです。

増額の理由としまして、当初、上水道の位置は水道管理台帳を基に設計しておりましたが、施工に際し試掘を行いましたところ、推進における立坑を築造する箇所に既存の上水道管が埋設してあることが判明し、施工に支障となりますことから、上水道管の移設に要する費用を増額計上するものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に国交省との変更協議を終え、補助率99.1%で変更の承認をいただいているものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第159号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第159号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第159号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第159号「工事請負契約の変更について」

は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第160号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第14、議案第160号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第160号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、益城町益城木山地区他污水管災害復旧（16-23他）工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額が5,000万円未満の工事で議会の承認は得ておりませんが、今回の変更で、変更設計金額が5,000万円を超えるため承認をお願いするものです。4,827万6,000円」を6,023万8,132円に変更するもので、1,196万2,132円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました木山神宮及び総合体育館周辺に埋設されている下水道管渠及びマンホールの復旧を下水道災害復旧事業により行うものです。

増額の理由としまして、当初、過去の近隣の土質データ（粘性土シルト層）を基に低耐荷力推進工法としていましたが、実施におきまして、掘進後、障害物（転石等）に当たり推進不能となりました。再度、推進工法の検討を行いました結果、鋼製さや管推進工法に変更にし、費用を増額するものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に国交省との変更協議を終え、補助率99.1%で変更の承認をいただいているものでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第160号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第160号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第160号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第160号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第161号 公有財産の取得予定価格の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第15、議案第161号「公有財産の取得予定価格の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第161号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第4回益城町議会定例会におきまして議決いただきました議案第127号広崎第3団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。当初契約金額14億3,330万3,640円を11億7,536万1,840円に変更するもので、2億5,794万1,800円の減額となります。当該公営住宅は、鉄筋コンクリート造5階建1棟、戸数は43戸で、契約の相手方はUR都市再生機構です。

減額理由の主なものとしまして、以下の2点です。

1点目は、UR都市再生機構との契約物件については、全てUR自体が工事発注者となるため、建設工事費の8%を予備費として計上しております。これは、災害公営住宅建設は、被災された方の生活再建のためには遅延はできないことから、不測の事態にも迅速に対応できるよう計上しているものですが、当該建設工事におきましては大きな変更もなかったことから、予備費を使用することはなく、約1億円の減額となりました。

2点目は、業者選定を総合評価型プロポーザル方式で実施されておりますが、予定価格の約88%での落札となり、入札差金が約1億4,500万円となっております。

そのほかには、変更に伴う調査・設計などを見込んでおりましたが、変更箇所なども少なく、調査・設計費約500万の減額となっております。以上が減額の主な理由です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第161号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第161号「公有財産の取得予定価格の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第161号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第161号「公有財産の取得予定価格の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第162号 公有財産の取得予定価格の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第16、議案第162号「公有財産の取得予定価格の変更について」を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第162号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第2回益城町議会臨時会におきまして議決いただきました議案第60号砥川第2団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。

当初契約金額1億5,528万2,628円を1億5,837万1,070円に変更するもので、308万8,442円の増額となります。当該公営住宅は木造平屋の住宅で、建設戸数は7戸で、買取の相手方は株式会社エバーランドです。

増額理由の主なものとしましては、2台目駐車場を当初は砂利敷きで計画しておりましたが、将来にわたっての草刈りなどの維持管理費を考慮し、雨水処理のため排水路を設置し、表面はアスファルト舗装に変更しました。

また、建設地南側に隣接する里道が、震災の影響もあり粗悪な状況でありましたため、地元からの要望もあり道路整備を行いました。

以上が増額の主な理由です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第162号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第162号「公有財産の取得予定価格の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第162号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第162号「公有財産の取得予定価格の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第163号 公有財産の取得予定価格の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第17、議案第163号「公有財産の取得予定価格の変更について」議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第163号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明を申し上げます。

今回の変更は、令和元年第2回益城町議会臨時会におきまして議決いただきました議案第59号田中団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。当初契約金額5億1,164万9,370円を5億2,712万8,866円に変更するもので、1,547万9,496円の増額となります。当該公営住宅は木造平屋の住宅で、建設戸数は21戸で、買取の相手方は株式会社エバーランドです。

増額の理由としましては、まず、当該建設地では、敷地内での切土・盛土の調整を予定しておりましたが、表土部分は水分含有量が多く、盛土には使用できなかったため場外搬出としました。

また、水田地帯のため湧水がみられましたので、その対策としまして敷地の周囲に暗渠排水を施工しました。

次に、敷地西側にL型擁壁を設置しましたが、敷地外との高低差があり、安全対策としまして転落防止柵を設置しました。

そのほかには、建物南側の縁側デッキを腐食などの懸念から木製を人工木へ、給水工事の配管材料をより耐震性の高い材料への変更等があります。

以上が増額の主な理由です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第163号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第163号「公有財産の取得予定価格の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第163号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第163号「公有財産の取得予定価格の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第164号 教育委員会教育長の任命同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第18、議案第164号「教育委員会教育長の任命同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、酒井教育長の退去を求めます。

（酒井教育長退席）

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第164号、教育委員会教育長の任命同意につきまして御説明申し上げ

げます。

令和2年1月3日に益城町教育委員会教育長の任期が満了しますので、教育長を任命する必要があります。そのためには、議会の同意を得る必要があるため、今回、提案をいたしました。

今回、教育長として提案しております酒井博範氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しております。酒井氏は、長年にわたり小学校、中学校に教職員として勤務され、平成29年1月より益城町教育長として務められ、本町の教育行政に関し深い識見を有しておられます。人格高潔で、教育長として最適人者として思いますので、再任いたしたいと考えております。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第164号の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第164号「教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第164号「教育委員会教育長の任命同意について」は、同意することに決定しました。

酒井教育長の入場を認めます。

（酒井教育長入場）

日程第19 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第20、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月10日から本日まで8日間にわたりまして御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで令和元年第4回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員